

由布市こども未来計画 (素案)

令和6年 12 月20日時点

由布市

はじめに

目 次

第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画の策定趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 子ども・子育てに関する主な法律・制度	4
5 計画策定の経緯	6
6 持続可能な開発目標（SDGs）について	8
第2章 本市のこどもと家庭を取り巻く状況と課題	10
1 本市の状況	10
（1）人口推移（地域別実績と将来推計）	10
（2）こどもの人口推移	12
（3）こどもの将来人口推移	14
（4）世帯の推移	16
（5）子育て世帯の推移	17
（6）自然動態（出生・死亡）の状況	18
（7）社会動態（転入・転出）の状況	18
（8）合計特殊出生率の推移	19
（9）婚姻・離婚の状況	19
（10）就労の状況	20
2 各種アンケート調査結果（抜粋）からみえる課題	21
3 第3期計画における数値目標	42
4 本市における子育て支援に関わる課題	43
第3章 計画の基本的な考え方	46
1 計画の基本理念	46
2 計画の基本目標	47
3 計画の施策体系	48
第4章 施策目標ごとの取組	50
施策目標① こども・若者の持続的幸福（ウェルビーイング）の実現に向けた社会全体の意識づくり	50
事業目標1-1 こどもの人権を尊重する意識づくり	50
事業目標1-2 男女共同参画に関する意識づくり	51
施策目標② こどもを安心して産み育てられる環境づくり	52
事業目標2-1 こどもや母親の健康の保持	52
事業目標2-2 「食育」の推進	55

事業目標2-3	思春期保健対策の充実	56
事業目標2-4	小児医療の充実	57
事業目標2-5	結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援の推進	58
施策目標③	こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	59
事業目標3-1	次世代の親の育成	59
事業目標3-2	子どもに生きる力を育む学校(園)づくりの推進	60
事業目標3-3	家庭や地域の教育力の向上	65
事業目標3-4	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	66
施策目標④	支援が必要なこどもと家庭への取り組みの推進	67
事業目標4-1	児童虐待防止対策の充実	67
事業目標4-2	ひとり親家庭等の自立支援の推進	68
事業目標4-3	障がい児への支援の充実	69
事業目標4-4	貧困による困難を抱える子どもたちへの支援の推進	71
事業目標4-5	在住外国人の親と子どもへの支援体制の構築	72
事業目標4-6	医療的ケア児への支援体制の構築	73
事業目標4-7	ヤングケアラーへの支援	74
事業目標4-8	いじめ・不登校やひきこもりへの対応	75
施策目標⑤	地域における子育ての支援	76
事業目標5-1	地域における子育て支援サービスの充実	76
事業目標5-2	保育サービスの充実	78
事業目標5-3	子育て支援のネットワークづくり	79
事業目標5-4	児童の健全育成	80
事業目標5-5	少子化社会への対応	81
施策目標⑥	職業生活と家庭生活との両立の推進	83
事業目標6-1	多様な働き方の実現及び男性の育児参加の推進	83
事業目標6-2	ワーク・ライフ・バランスの推進	84
事業目標6-3	女性及び若者の就労支援	85
施策目標⑦	子育てしやすい生活環境づくり	86
事業目標7-1	良質・良好な居住環境と道路交通環境の整備	86
事業目標7-2	安心・安全なまちづくりの推進	87
事業目標7-3	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	88
事業目標7-4	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	89
事業目標7-5	児童生徒の安全の確保	90

第5章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画（第3期）	92
1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正	92
2 計画の基本的記載事項	92
3 教育・保育事業等の提供区域	94

4	教育・保育の量の見込み	95
5	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	97
6	教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組み	112

第6章 計画の推進体制	118
--------------------------	------------

1	市民それぞれの役割	118
2	計画の実施状況と点検推進体制	119
3	計画の公表及び周知	119

資 料 編	122
--------------------	------------

1	認定こども園・保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校の現状	122
---	------------------------------------	-----

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の策定趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では 1.43、令和5年では 1.20 と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、令和元年10月からは、こどもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みを進めてきました。

令和5年4月には、こども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

由布市(以降「本市」という。)では、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に「由布市子ども・子育て支援事業計画」、また令和元年度に「第2期由布市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」及び「子どもの貧困対策」に向けた施策を推進してきました。

「第2期由布市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に終了し、令和5年4月に施行されたこども基本法により、市町村はこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされていることから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「由布市こども未来計画(以降「本計画」という)」を、「第3期由布市子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定し、こども・若者と子育て当事者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目指します。

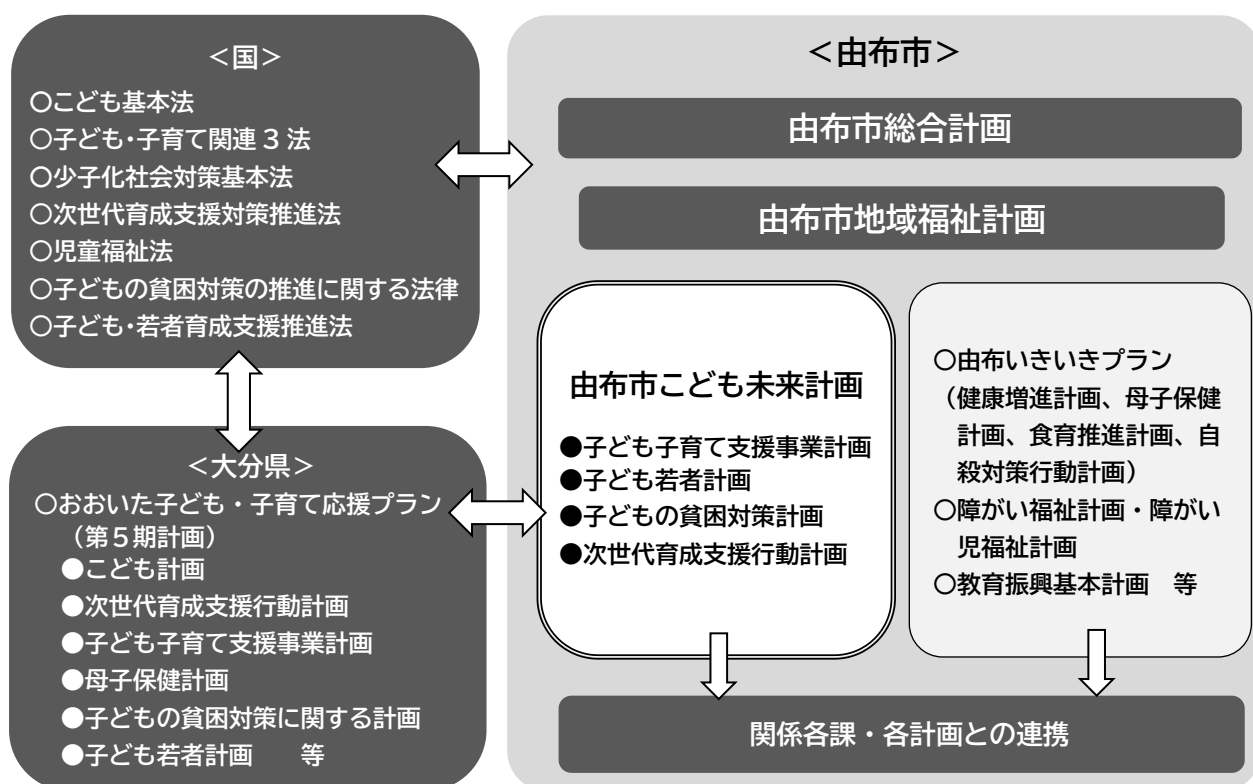
2 計画の位置づけ

○本計画は、「由布市総合計画」、「由布市地域福祉計画」を上位計画とし、保健・福祉分野の子育て支援・児童福祉等、こども・若者・子育て当事者への幅広い支援の中核をなす計画として位置付けられます。

○本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を内包しています。

○本計画は、国・県との連携を図り、由布いきいきプランや障がい福祉計画をはじめ、他の計画などとの整合を図るものとします。

■ 国・県・関連計画等との連携



3 計画の期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とし、令和6年度に策定しました。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
					由布市こども未来計画				
第2期由布市子ども・子育て支援事業計画					第3期由布市子ども・子育て支援事業計画				

4 子ども・子育てに関する主な法律・制度

■ 子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24 年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業の策定が明記。
25 年度	待機児童解消加速化プラン	平成 29 年度末までに 40 万人分の保育の受け皿を確保。（⇒平成 27 年に 50 万人分に拡大）
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 （⇒平成 26 年 8 月 29 日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定）
26 年度	次世代育成支援対策推進法	令和 7 年 3 月末までの時限立法に延長。
27 年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）。
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成 29 年度末までに 7 万人の保育士を確保。 （⇒平成 27 年に 9 万人分に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組みの強化。
28 年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより 40 万人⇒50 万人分に上乗せされた 10 万人分の受け皿確保について、内訳の 5 万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに 2%相当の改善。平成 30 年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。 （一部平成 29 年 4 月施行）

平成	法律・制度等	内容
29 年度	子育て安心プラン	令和 2 年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
30 年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。
	新・放課後子ども総合プラン	令和 5 年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進。

令和	法律・制度等	内容
元年度	幼児教育・保育の無償化	10 月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について 0～2 歳の住民税非課税世帯、3～5 歳の全世帯を対象に実施。
2 年度	子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第 2 期）開始。（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）
4 年度	子ども・子育て支援法一部改正	市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設。
	児童手当法の一部改正	児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。
5 年度	こども家庭庁の創設	こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指す。
	こども基本法の成立	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
	こども大綱の閣議決定	これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。

5 計画策定の経緯

(1) 由布市子ども・子育て会議の開催

市民、学職経験者、関係団体代表などから構成される「由布市子ども・子育て会議」を設置開催し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

(2) 実態調査の実施

本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、令和5年度に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式の実態調査を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等を、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。

■ 令和5年度実態調査の概要

調査対象者	由布市在住の就学前児童（0～5 歳）及び小学 6 年生（6～11 歳）までのこどものいる保護者を対象に住民基本台帳より無作為で抽出					
調査期間	令和 6 年 1 月 18 日（木）～令和 6 年 2 月 2 日（金）					
調査方法	郵便発送による調査 回答は郵便及び WEB による無記名回答方式					
配布・回収状況		配布件数	郵送回答数	WEB 回答数	合計回答数	有効回答率
	就学前	1,000 件	278 件	289 件	567 件	56.7%
	小学生	1,000 件	296 件	261 件	557 件	55.7%
	合 計	2,000 件	574 件	550 件	1,124 件	56.2%

(3)こども未来議会の開催

本市では、令和6年度に合併後、初めて由布市議会、由布市、由布市教育委員会の3者共催で「こども未来議会」が開催されました。これは、議会制民主主義を体験し、政治への関心を深め、市の将来についての考えを議会で質問や提案することを通じて、社会参画への態度や意欲を培うことを目的としたものです。

当日は、学校や公共施設への提案をはじめ、地域活性化や少子化対策まで幅広い質問が交わされました。子育て関係では、地域活性化策のため、保育所等を整備するといった提案がされました。

引き続き、このような機会を通して、こどもや若者から意見を聞いて、本計画や関連事業等に反映していきたいと思います。

■開催概要

日時:令和6年8月5日(月)13時~16時
場所:由布市議会・議場
方法:小学5、6年生、中学生による合同実施
こども議員:13名(小学校10名、中学校3名)

(4)市内中高生との対面ヒアリングの実施

本市では、市内の中学校及び高校に通う中学生、高校生から直接意見をいただくため、対面ヒアリングを実施しました。主に、学校生活や放課後の居場所をはじめ、家庭環境や相談相手、将来市に住みたいかななどをヒアリングしました。

今後も、対面ヒアリング等を通じて、今のこどもたちの現状を把握するとともに、いただいた意見は、本計画をはじめ、今後の施策等にも生かしていきたいと考えています。

■開催概要

日程:令和6年10月28日、11月7日~8日、11日
場所:市内中学校、由布高等学校
方法:生徒会代表者との対面ヒアリング
参加者:10名(中学生8名、高校生2名)

(5)パブリックコメントの実施

由布市では、市政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、市民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和6年12月20日から令和7年1月20日まで意見の募集を実施する予定で、市民からの計画に対する意見等を精査しながら、必要に応じて計画書に反映するなど、市民意見の反映に努める予定です。

6 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGs は発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本市においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。



第2章

本市のこどもと家庭を取り巻く 状況と課題

第2章 本市のこどもと家庭を取り巻く状況と課題

1 本市の状況

(1)人口推移(地域別実績と将来推計)

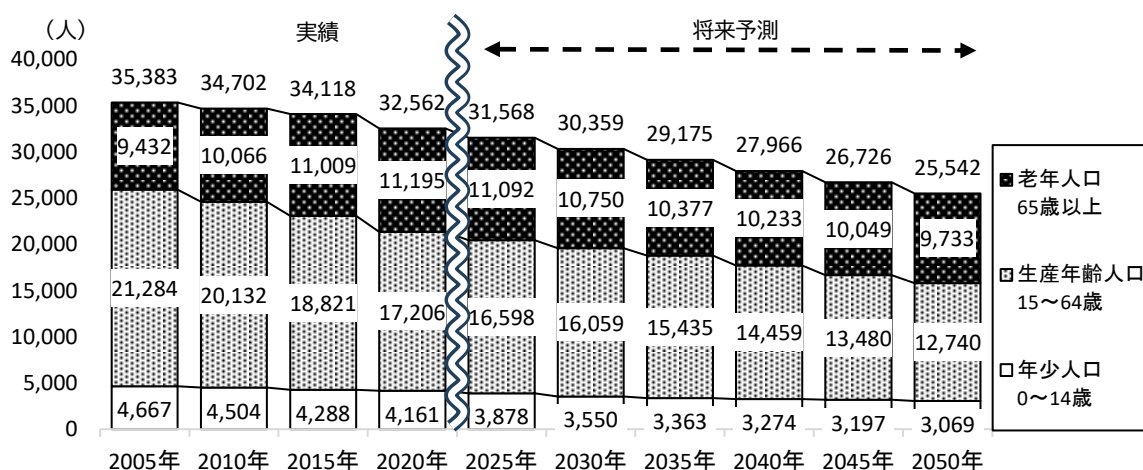
2005(平成 17)年に 35,383 人であった本市の人口は、2020(令和 2)年には 32,562 人と減少傾向となっています。国の研究機関の調査によると、本市の 2050(令和 32)年の人口は 25,542 人程度になると推計されています。(図 1)(※総人口には年齢不詳・外国人含むため、3 階級別の合計値と合わない場合があります。)

このままでは 2050(令和 32)年には年少人口(0～14 歳)が約 12%(3,069 人)、生産年齢人口(15～64 歳)が約 50%(12,740 人)と、少子・高齢化のますますの進行と労働力不足に伴う産業の低迷が懸念されています。

人口減少を食い止めるためには、本市から他市部への人口流出に歯止めをかけ、若い世代が安定して働きながら子育てをし、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていける取り組みが必要です。

本市では「由布市人口ビジョン」で人口減少問題に取り組む基本的視点として、「由布市における安定した雇用を創出する」「由布市への新しい人の流れをつくる」「由布市での若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」という 4 つの基本的視点があります。この取り組みのさらなる推進と県内外へ『由布市の魅力』を伝えるための広報が今後より重要になります。

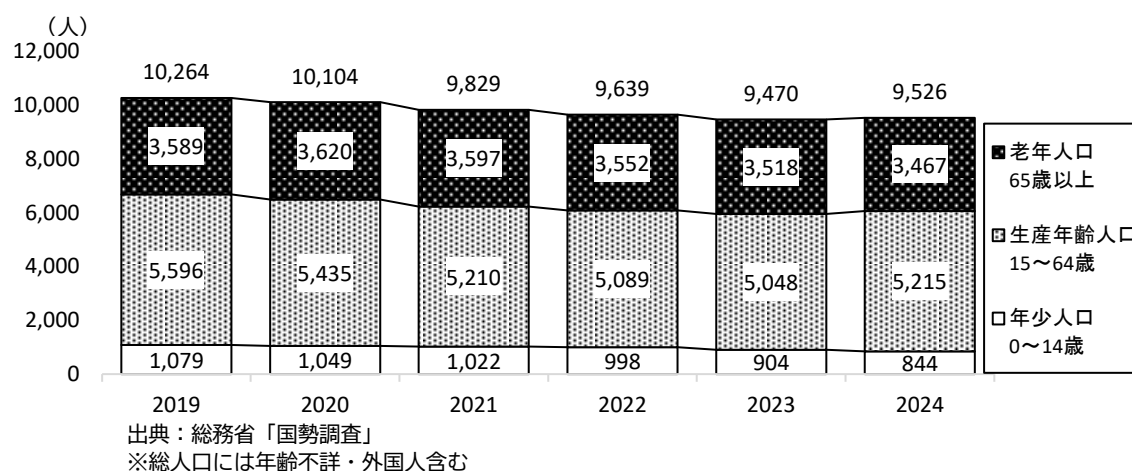
■ (図 1) 由布市の 3 階級別人口の推移 (実績値と将来予測値)



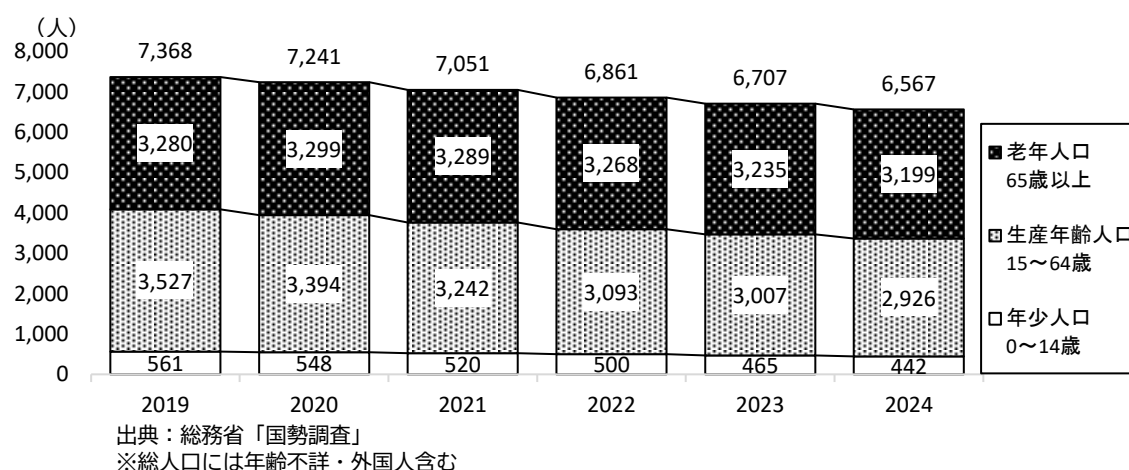
出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）』
※総人口には年齢不詳・外国人含む

地域別における実績人口(2019 年～2024 年)をみると、湯布院地域と庄内地域では減少傾向となっていますが、挾間地域は増加傾向となっています(図 2-1～3)。

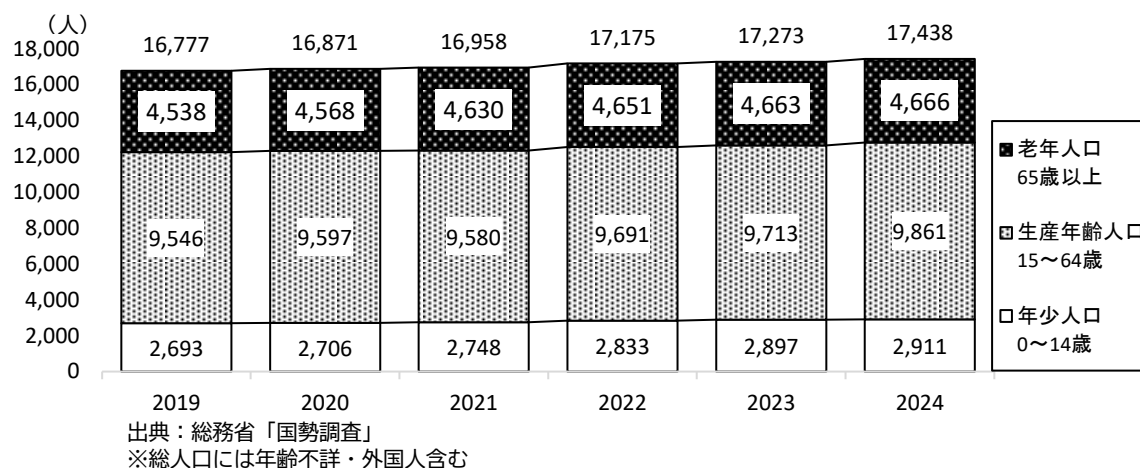
■ (図 2-1) 湯布院地域の 3 階級別人口の推移



■ (図 2-2) 庄内地域の 3 階級別人口の推移



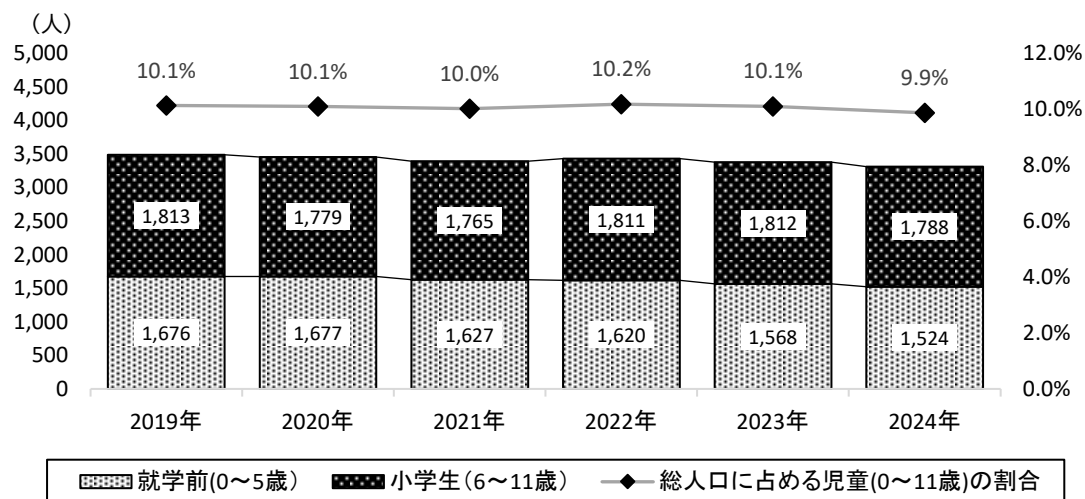
■ (図 2-3) 挾間地域の 3 階級別人口の推移



(2)こどもの人口推移

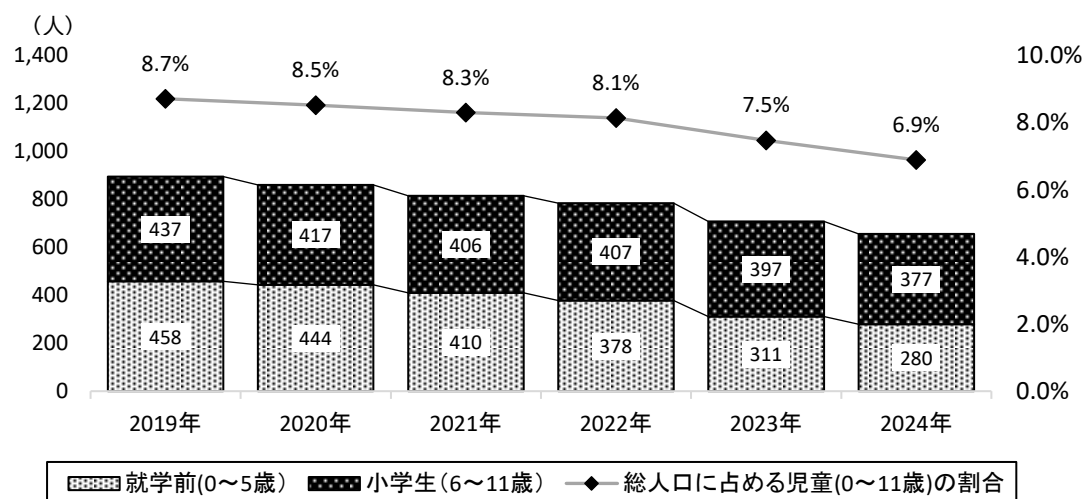
本市の総人口に占める児童(0～11 歳)の割合は、2024(令和 6)年には 9.9%となっており、こども人口も年々減少しています。地域別では、挾間地域の割合が増加傾向となっており、他の地域は減少しています(図 3-1～図 3-4)。

■ (図 3-1) 由布市のこども人口 (0～11 歳) の推移



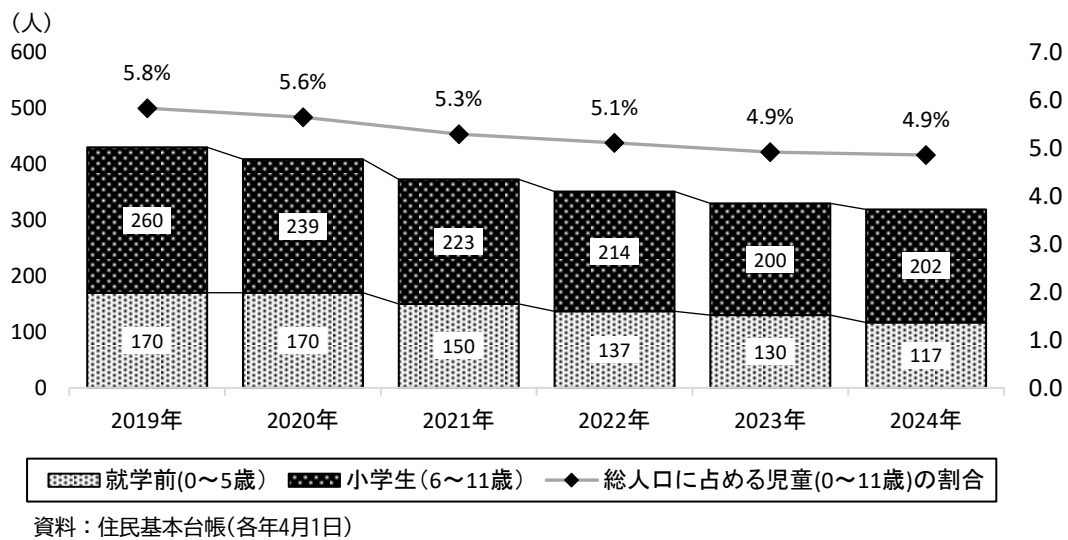
資料：住民基本台帳(各年4月1日)

■ (図 3-2) 湯布院地域のこども人口 (0～11 歳) の推移

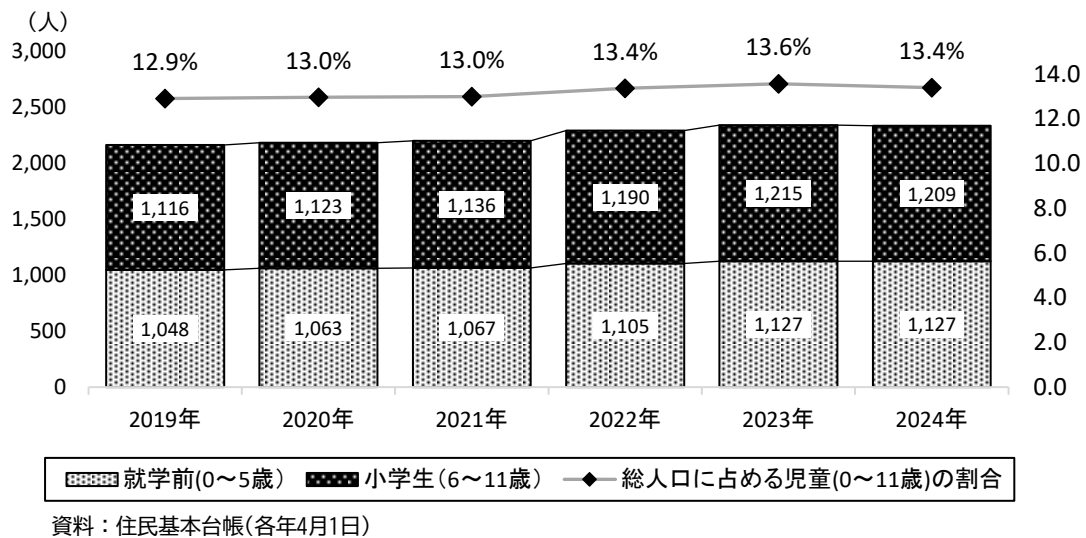


資料：住民基本台帳(各年3月31日)

■ (図 3-3) 庄内地域のこども人口 (0～11 歳) の推移



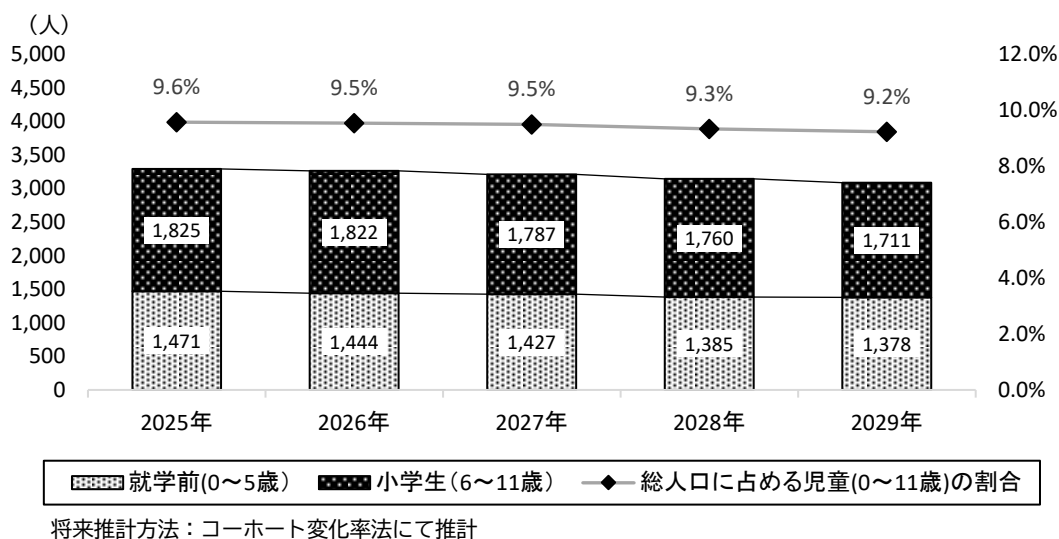
■ (図 3-4) 挟間地域のこども人口 (0～11 歳) の推移



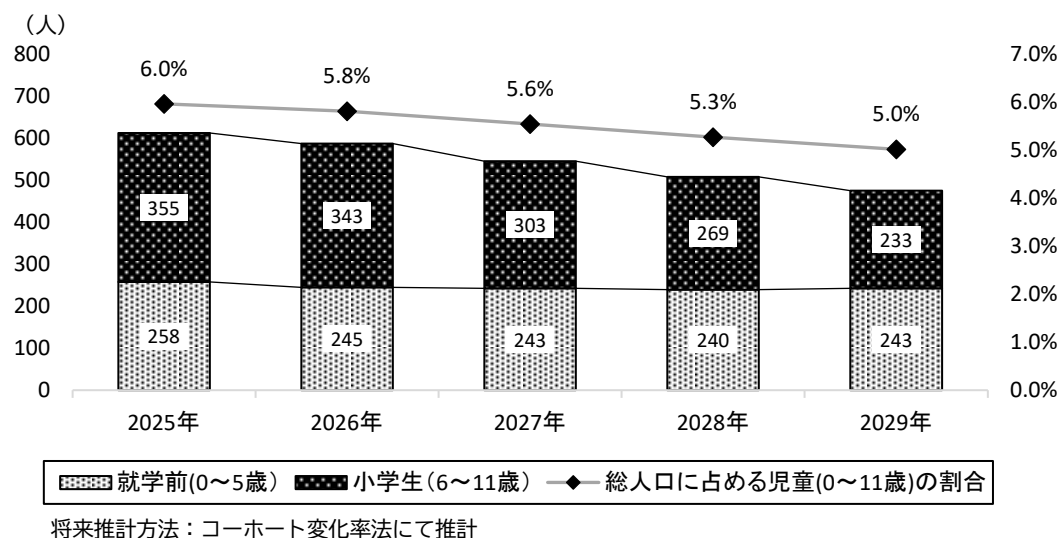
(3)こどもの将来人口推移

本市の総人口に対する児童(0～11 歳)の将来人口推計割合は、2025(令和 7)年では 9.6%、2029(令和 11)年では 9.2%と推計されており、将来推計でも減少傾向となっています。地域別では、挾間地域が増加傾向で推移し、湯布院地域と庄内地域は減少傾向の推計になっています(図 4-1～図 4-4)。

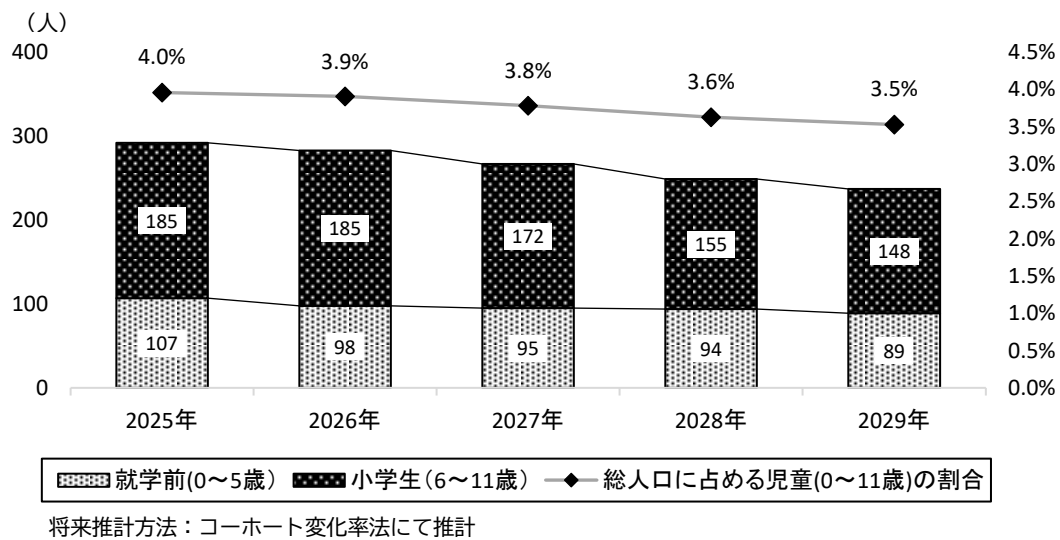
■ (図 4-1) 由布市の子どもの将来人口 (0～11 歳) の推移



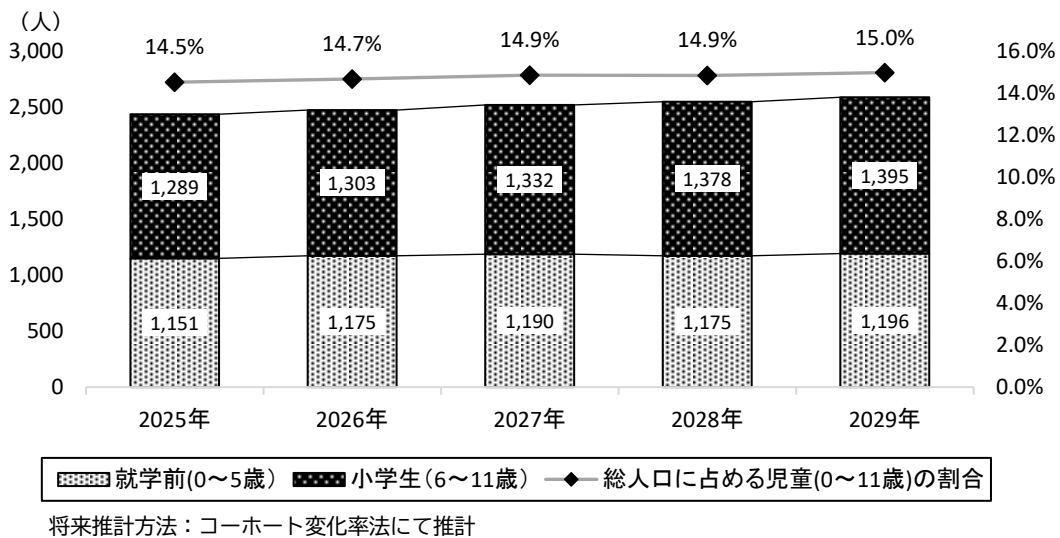
■ (図 4-2) 湯布院地域の子どもの将来人口 (0～11 歳) の推移



■（図 4-3）庄内地域の子どもの将来人口（0～11 歳）の推移



■（図 4-4）挾間地域の子どもの将来人口（0～11 歳）の推移



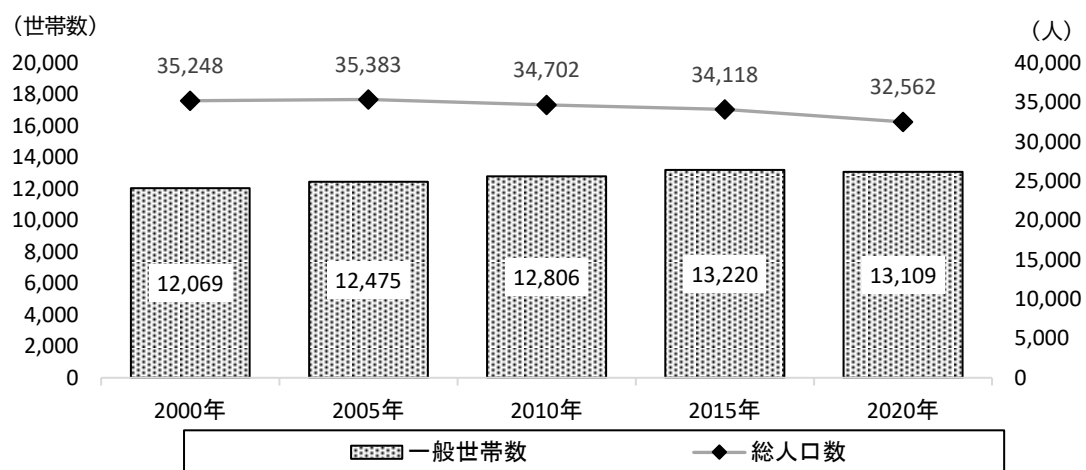
■コーホート変化率法とは「…」

コーホートとは、ある年(期間)に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで将来人口を推計する方法である。例えば、ある年の 20～24 歳人口は 5 年後には 25～29 歳に達するが、その間の実際の人口変化を分析し、これから導き出された傾向を基準となる 20～24 歳人口に当てはめて計算することで、5 年後の 25～29 歳人口が推計されます。

(4)世帯の推移

本市の世帯推移をみると、住民票を持つ外国人の人数を加算している影響を受けて、外国人世帯数が増加していることや県内市町村からの転入増加などに伴い、世帯数は増加傾向となっています(図5)。

■ (図5) 由布市の世帯推移



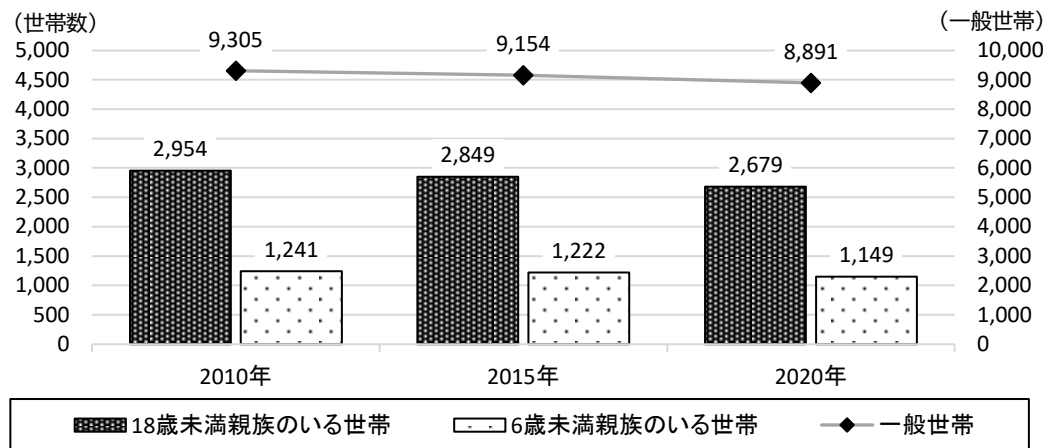
出典：総務省「国勢調査」

※総人口には不詳外国人・含む

(5)子育て世帯の推移

2010(平成 22)年から 2020(令和 2)年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯、6 歳未満親族のいる世帯、18 歳未満親族のいる世帯ともに減少傾向となっています(図 6)。

■ (図 6) 由布市の子育て世帯(18 歳未満のこどもがいる世帯)推移

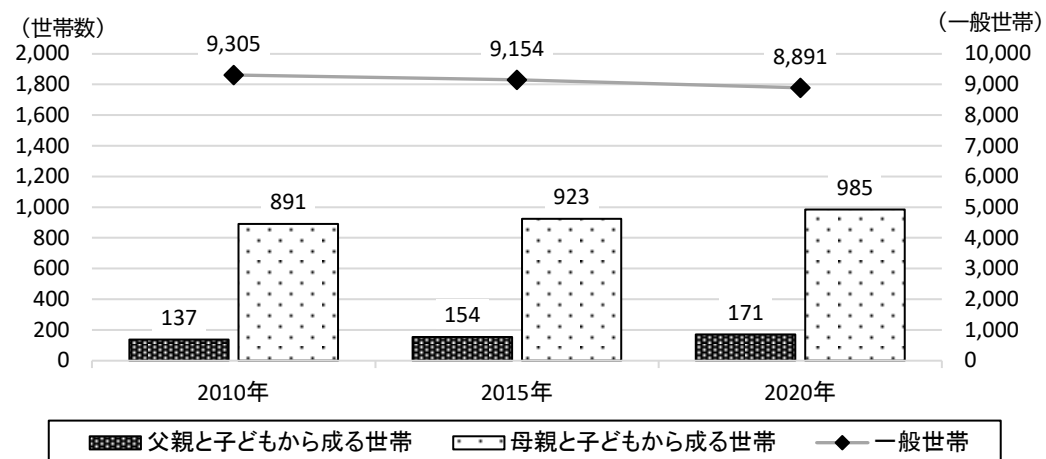


出典：総務省「国勢調査」

※一般世帯は世帯の総数ではなく、「親族のみの世帯」の数

また、ひとり親世帯の推移をみると、父親と子どもから成る世帯、母親と子どもから成る世帯ともに増加傾向となっています(図 7)。

■ (図 7) 由布市のひとり親世帯推移



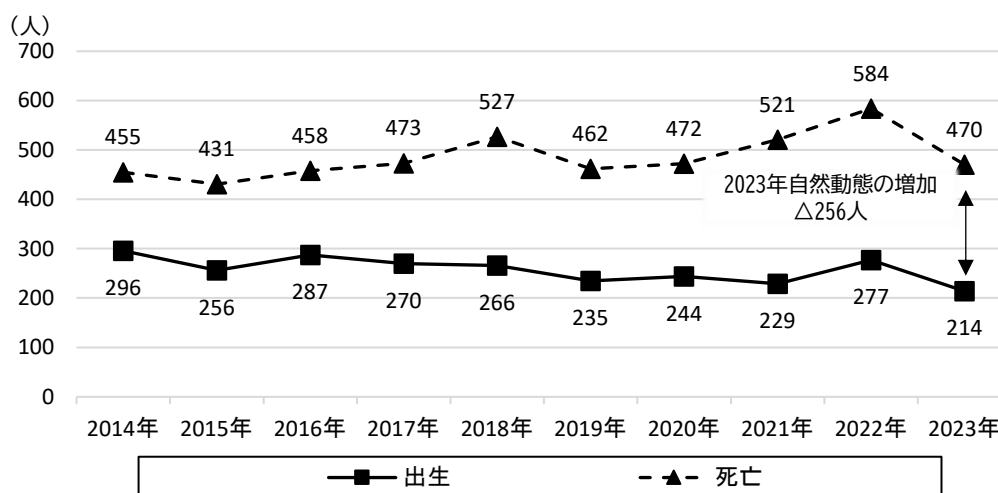
出典：総務省「国勢調査」

※一般世帯は世帯の総数ではなく、「親族のみの世帯」の数

(6) 自然動態(出生・死亡)の状況

本市の出生・死亡の推移をみると、出生・死亡ともに 2023(令和 5)年に再び減少し、2023(令和 5)年における出生と死亡の差である自然増加数は△256 人(出生－死亡)となっています(図 8)。

■ (図 8) 由布市の出生・死亡推移

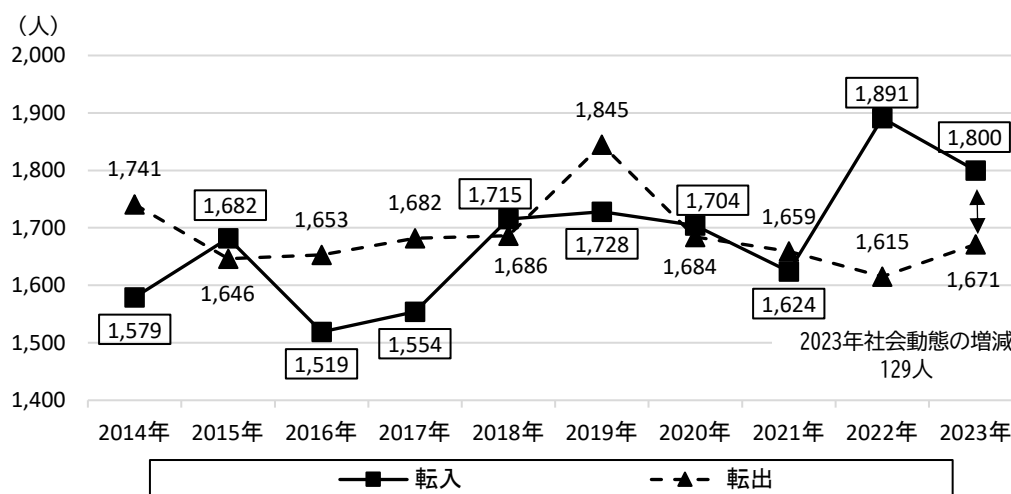


出典：大分県統計調査課「大分県の人口推計（各年10月1日時点）」

(7) 社会動態(転入・転出)の状況

転入・転出の推移をみると、転入では 2022(令和 4)年に大きく増加し、転出では、2023(令和 5)年にこちらも再び増加しており、2023(令和 5)年における転入と転出の差である社会増加数は +129 人(転入－転出)となっています(図 9)。

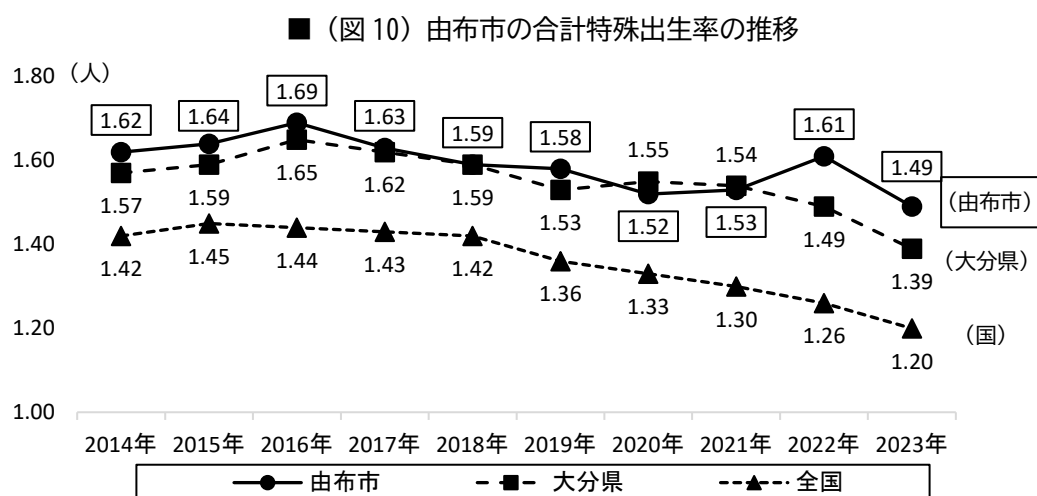
■ (図 9) 転入・転出の推移



出典：大分県統計調査課「大分県の人口推計（各年10月1日時点）」

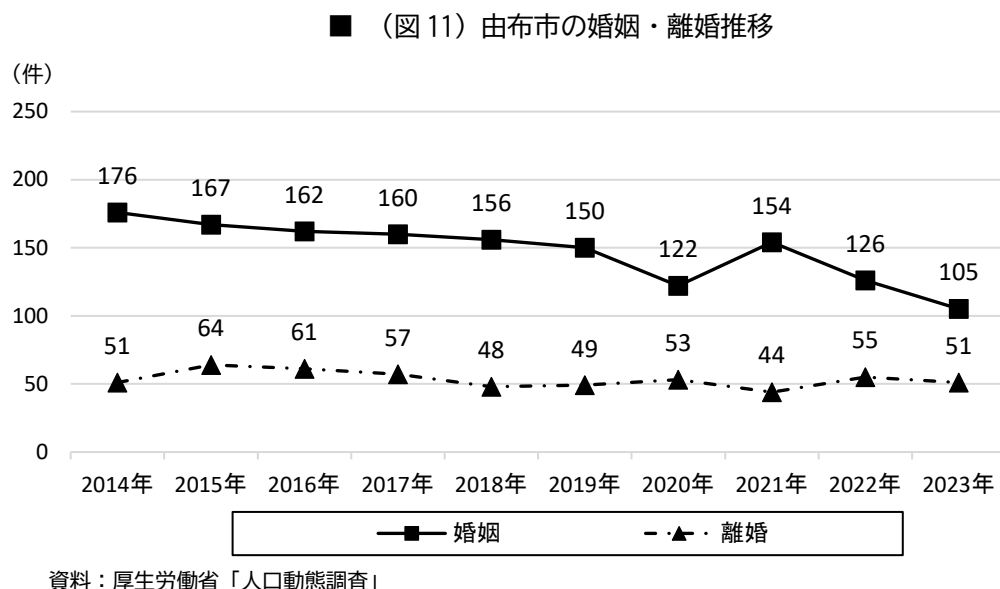
(8) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、2017(平成 29)年以降減少傾向となっていました、2022(令和 4)年は増加しており、国・大分県の平均を上回った水準で推移しています(図 10)。



(9) 婚姻・離婚の状況

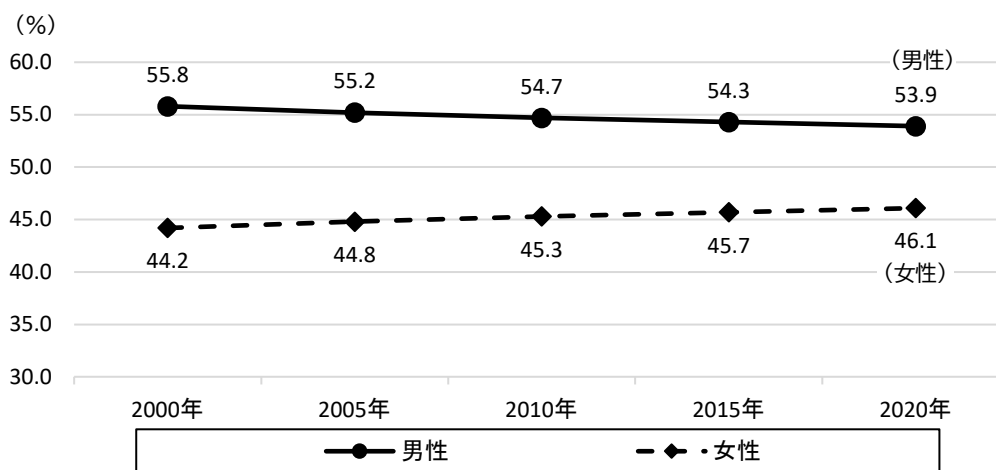
本市の婚姻・離婚の推移をみると、婚姻では 2022(令和 4)年から再び減少傾向で推移し、離婚は 2018(平成 30)年から 50 件前後で推移しています(図 11)。



(10)就労の状況

本市の15歳以上の就業率の推移をみると、男性の就業率は減少しているが、女性の就業率は増加傾向となっています。男女平等の機運の高まりに始まり、2015(平成27)年に女性活躍推進法も制定され、女性の社会進出の割合が高くなっていると考えられます(図12)。

■ (図12) 由布市の男女別の就業率推移



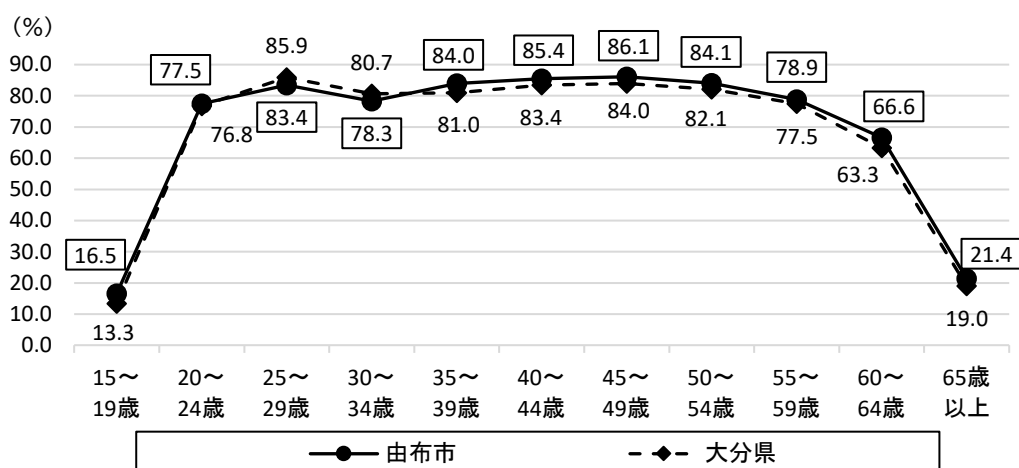
資料：総務省「国勢調査」

※就業率とは、生産年齢人口に占める総就業者数を男女別にみた割合

女性の年齢階級別労働力率をみると、結婚や出産を機にいったん仕事を辞め、子育てが落ち着いた頃に再就職または復職することで、いわゆる「M字カーブ」となっています。20代後半から50代前半にかけての労働力率が高くなっており、「M字カーブ」が継続している状態です(図13)。

また、20代前半、30代後半から65歳以上の年齢区分における女性の労働力率は、大分県よりも高くなっています。

■ (図13) 由布市の女性の年齢階級別労働力率(2020年国勢調査)



資料：総務省「国勢調査」

※労働力率とは、生産年齢人口に占める労働力人口の割合

2 各種アンケート調査結果(抜粋)からみえる課題

(1)実態調査の概要

本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、令和5年度に由布市内に居住する小学生以下のこどものいる世帯を対象としたアンケート形式の実態調査を行いました。

調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用します。

■ 令和5年度実態調査の概要（再掲）

調査対象者	由布市在住の就学前児童（0～5歳）及び小学6年生（6～11歳）までのこどものいる保護者を対象に住民基本台帳より無作為で抽出					
調査期間	令和6年1月18日（木）～令和6年2月2日（金）					
調査方法	郵便発送による調査 回答は郵便及びWEBによる無記名回答方式					
配布・回収状況		配布件数	郵送回答数	WEB回答数	合計回答数	有効回答率
	就学前	1,000件	278件	289件	567件	56.7%
	小学生	1,000件	296件	261件	557件	55.7%
	合計	2,000件	574件	550件	1,124件	56.2%

(2)グラフやコメントについての留意点

- ①回答結果の割合「%」は、有効サンプル数に対し、それぞれの回答数の割合を小数点以下第二位で四捨五入したものである。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100%を超える場合があります。
- ②複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して割合を示しているため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ③図表中の「n」(number of case)は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する者）を表します。
- ④本文中の選択肢について、長文の場合はレイアウトの都合上、簡略化したり省略して表記したりしている場合があります。

(3)実態調査の結果(抜粋)

■宛名のお子さんご家族の状況について

①宛名のお子さんを含めたきょうだいの人数(就学前、小学生:問 3)

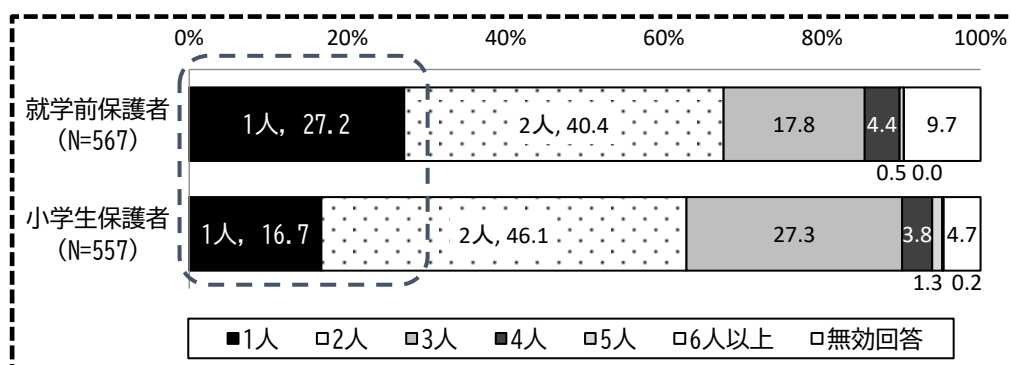
【調査結果】

- きょうだいの人数は、今回 R5 の調査では就学前保護者、小学生保護者ともに「2 人」の割合が最も高くなっています。
- 前回 H30 と比較すると、就学前保護者、小学生保護者ともに「1 人」の割合が減少しています。特に就学前保護者では、「1 人」の割合が 11.0 ポイントと大きく減少しています。

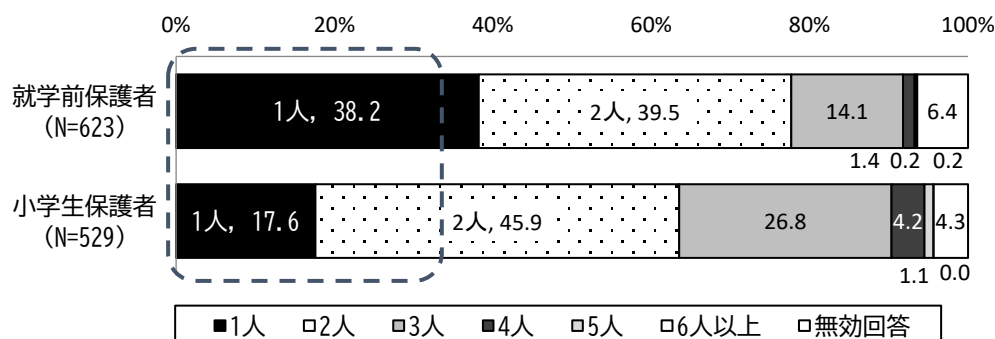
【調査結果からみえる課題】

- ◎きょうだいの人数では、「1 人」の割合が減少傾向となっているものの、就学前保護者では約 3 割が「1 人」と回答しており、少子化の影響が出ています。こどもを安心して産むことができるような支援策が必要です。

■きょうだいの人数 (今回 R5 調査)



■きょうだいの人数 (前回 H30 調査)



②子育てを主に行っている人(就学前・小学生:問 6)

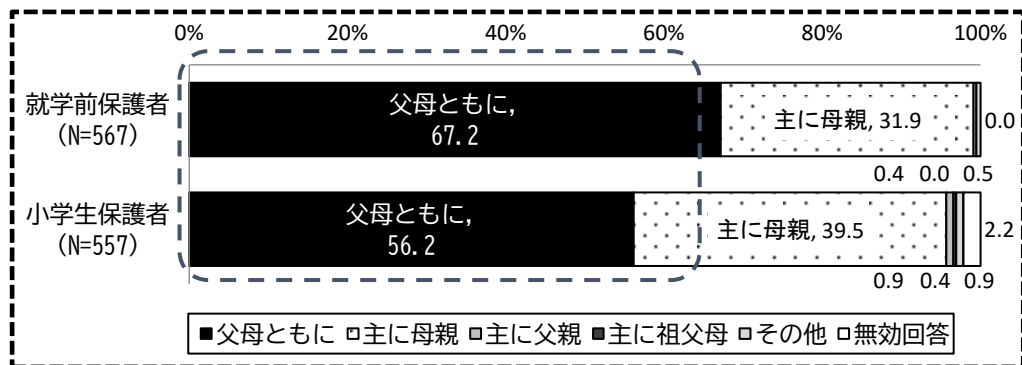
【調査結果】

- 子育てを主に行っている人は、今回 R5 の調査では就学前保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」の割合が5割以上と最も高く、次いで「主に母親」となっています。
- 前回 H30 と比較すると、就学前保護者では「父母ともに」の割合が増加しています。

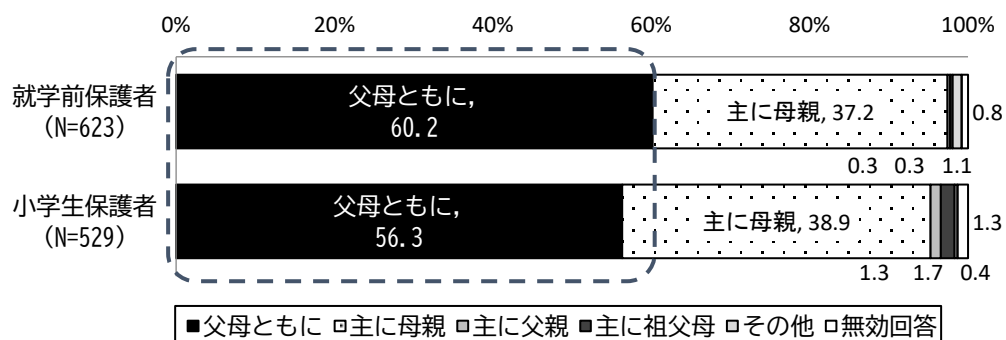
【調査結果からみえる課題】

- ◎「父母ともに」の割合が高くなっている状況で、本市では母親の就業率の割合が年々高くなっており、今後さらに父親の子育て参画が重要となります。

■子育てを主に行っている人（今回 R5 調査）



■子育てを主に行っている人（前回 H30 調査）



■こどもの育ちをめぐる環境について

③子育ての相談先について(就学前・小学生:問 8-1)

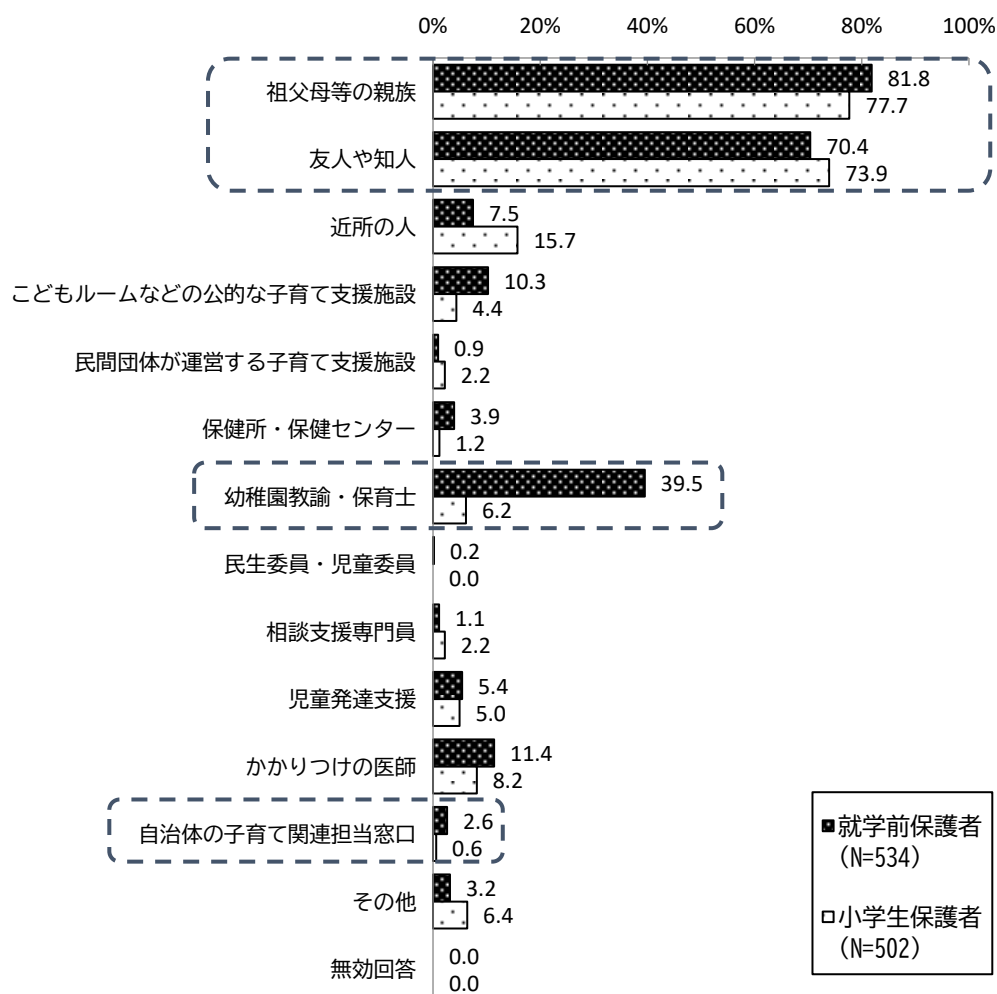
【調査結果】

●相談先について、今回 R5 の調査では就学前保護者、小学生保護者ともに「祖父母等の親族」「友人や知人」の割合がそれぞれ 7 割以上となっています。

【調査結果からみえる課題】

◎子育ての相談先は、保護者が気軽に相談しやすい人やこどもが利用している施設を選んでいることが分かります。公的な専門機関や専門職等の周知を図るとともに、多くの人が相談する施設等と専門職及び専門機関との連携強化を進める必要があります。

■子育ての相談先について(今回 R5 調査) ※複数回答



■宛名のお子さんの保護者の就労状況について

④母親の就労状況について(就学前・小学生:問 9)

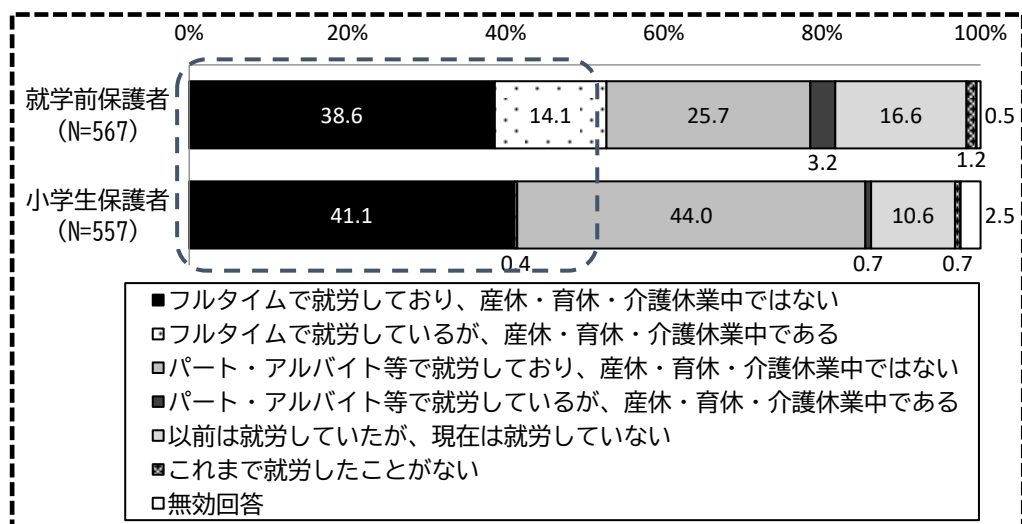
【調査結果】

- 母親の就労状況について、今回 R5 の調査では就学前保護者、小学生保護者ともに「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない」が約 4 割となっています。
- 前回 H30 と比較すると、就学前保護者、小学生保護者ともに「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。

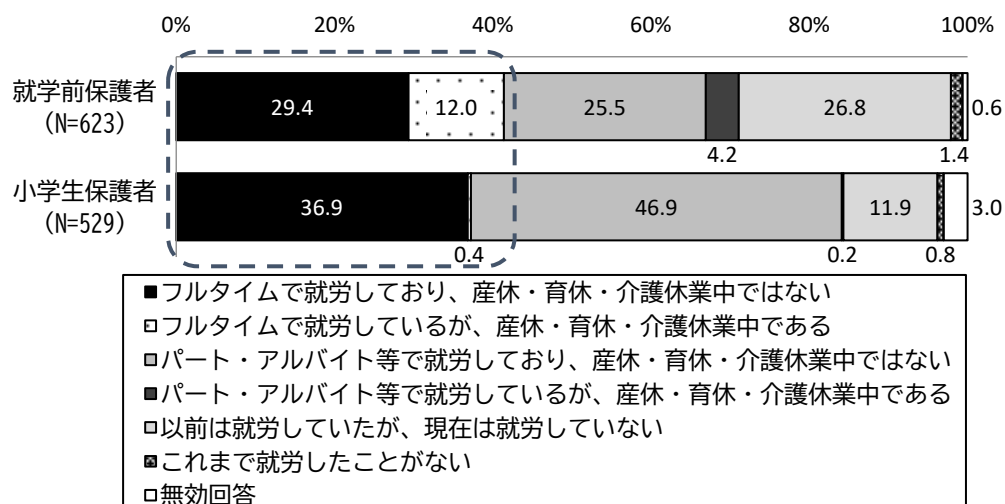
【調査結果からみえる課題】

◎子育てをしながらフルタイムで働く母親は増加しています。

■母親の就労状況について（今回 R5 調査）



■母親の就労状況について（前回 H30 調査）



⑤母親の今後の就労意向について(就学前・小学生:問 9-4)

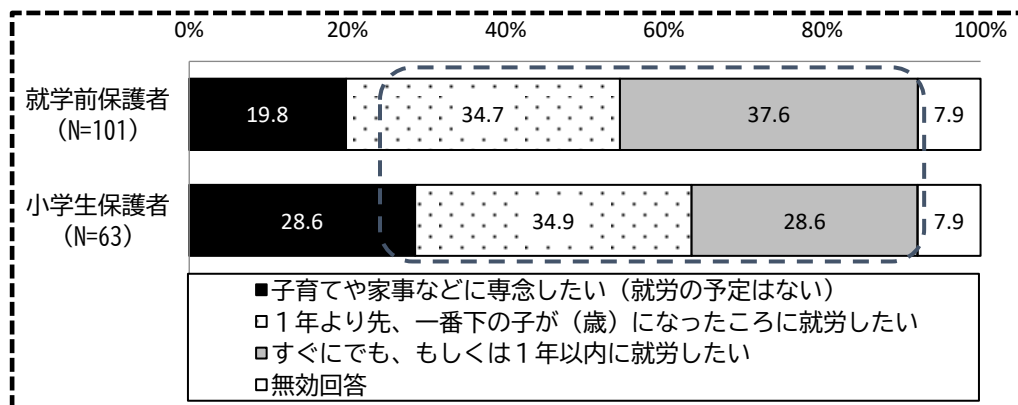
【調査結果】

- 現在は就労していない、これまでに就労したことがない母親の今後の就労移行について、今回 R5 の調査では就学前保護者は、就労したい(「1年より先」+「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」)が 72.3%、小学生保護者では 63.5%となっています。
- 前回 H30 の就労したい(「1年より先」+「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」)の割合を比較すると、就学前保護者は 8.9 ポイント、小学生保護者では 5.2 ポイントそれぞれ減少しています。

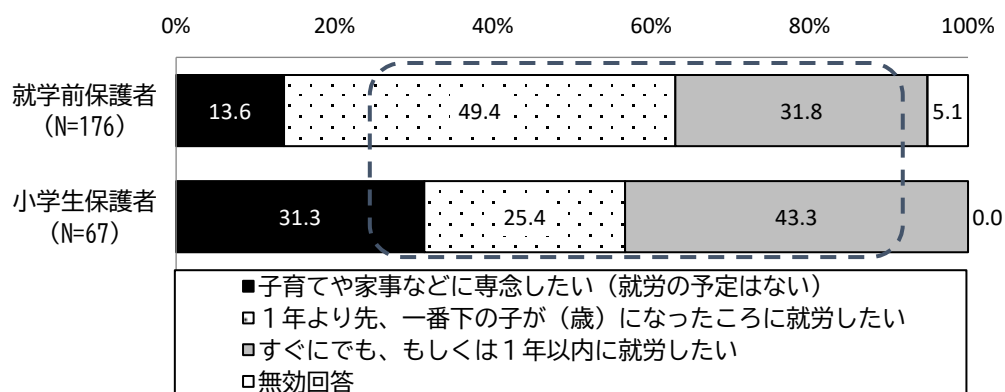
【調査結果からみえる課題】

◎仕事と育児の両立ができるよう、子育て中の保護者に対する支援を強化する必要があります。

■母親の今後の就労意向について (今回 R5 調査)



■母親の今後の就労意向について (前回 H30 調査)



⑥一番下のこどもが何歳になったところに就労したいかについて(同問 9-4)

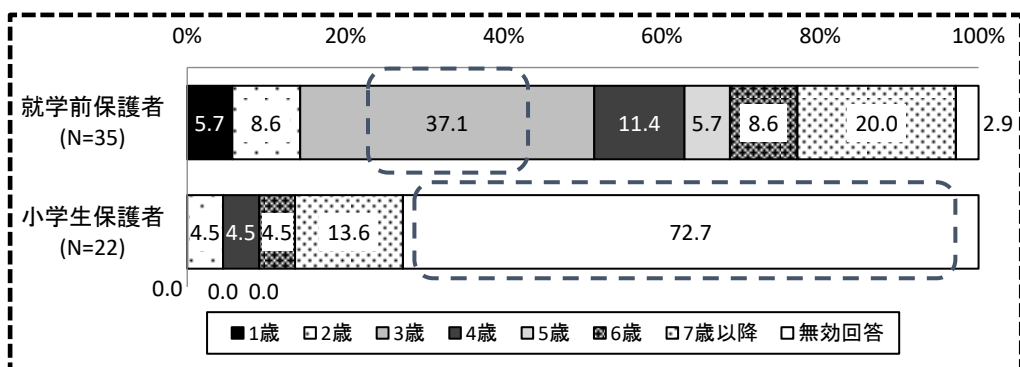
【調査結果】

- 1年より先の就労を考えている人に、一番下のこどもが何歳になったところに就労したいかについて、今回 R5 の調査では就学前保護者は、3 歳が 37.1%、小学生保護者では 7 歳以降の 72.7%の割合が最も高くなっています。
- 前回 H30 と比較すると、就学前保護者では、主に 2 歳、3 歳の割合が増加しています。小学生保護者では、7 歳以降の割合が 3.8 ポイント減少しています。

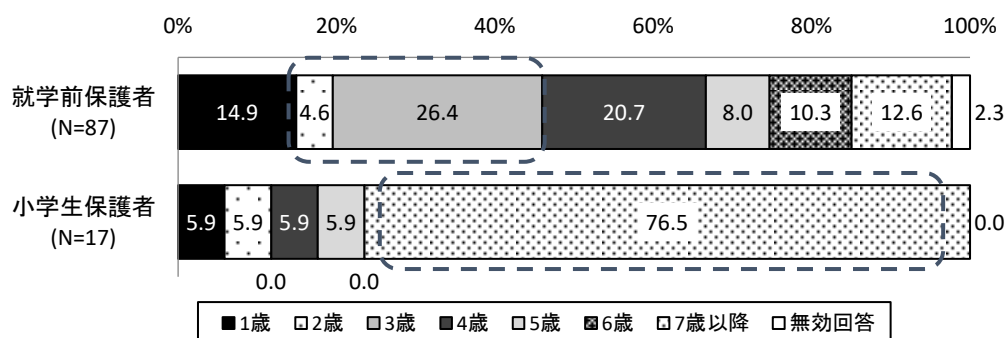
【調査結果からみえる課題】

- ◎母親の就労状況の変化を踏まえると、今後さらに1歳、2歳、3歳児の教育・保育サービスのニーズが高まる可能性があります。

■一番下のこどもが何歳になったところに就労したいかについて (今回 R5 調査)



■一番下のこどもが何歳になったところに就労したいかについて (前回 H30 調査)



■宛名のお子さんの平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況について

⑦平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況について(就学前:問 10)

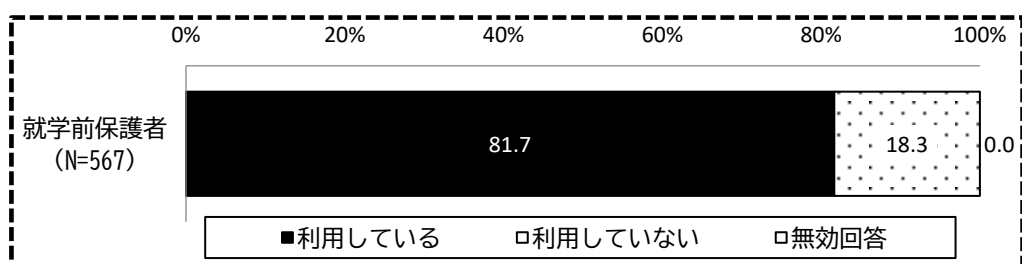
【調査結果】

- 就学前保護者における平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況については、全体の8割以上の方が利用しています。
- 前回 H30 と比較すると、「利用している」の割合が 7.9 ポイント増加しています。

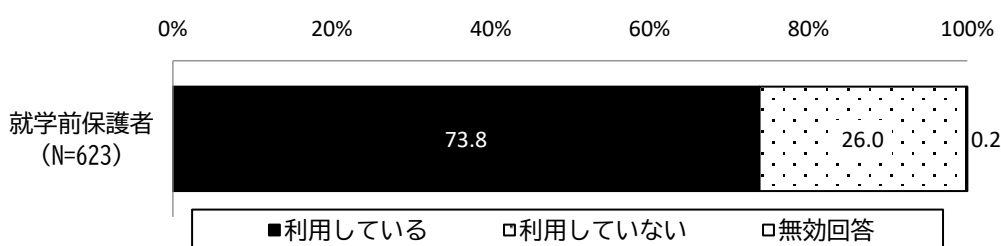
【調査結果からみえる課題】

- ◎就学前児童を持つ保護者の 8 割以上は平日の定期的な教育・保育事業を利用しています。前回 H30 よりもニーズが高くなっていることから、今後も平日の定期的な教育・保育サービスのニーズは高まる可能性があります。

■平日の定期的な教育・保育サービスの利用有無（今回 R5 調査）



■平日の定期的な教育・保育サービスの利用有無（前回 H30 調査）



■「定期的な教育・保育サービス」とは・・・

ここでいう「定期的な教育・保育サービス」とは、月単位で定期的に利用しているサービスを指します。具体的には、幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可保育所、認定こども園、小規模な認可保育施設、家庭的保育、事業所内保育施設、認可外の保育施設（企業主導型保育事業を含む。）、居宅訪問型保育、ファミリー・サポート・センター等が含まれます。

■宛名のお子さんの病気の際の対応について

⑧病児・病後児保育の利用希望について(就学前:問 10-5-1、小学生:問 10-1)

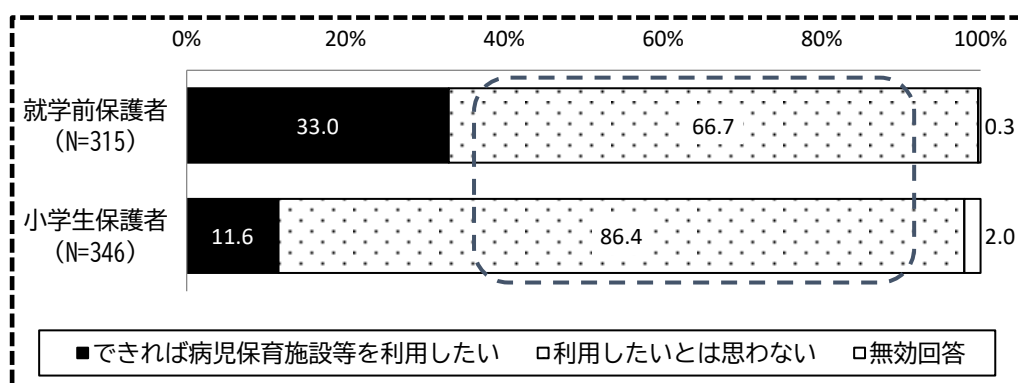
【調査結果】

- この1年間にお子さんの病気やケガで教育・保育サービスが利用できなかった方の中で、「父親が休んだ」「母親が休んだ」と回答し、「病児・病後児保育を利用したいとは思わない」と回答した割合は、就学前保護者で6割以上、小学生保護者では8割以上となっています。
- 前回 H30 と比較すると、就学前保護者、小学生保護者ともに「利用したいとは思わない」の割合が若干増加しています。

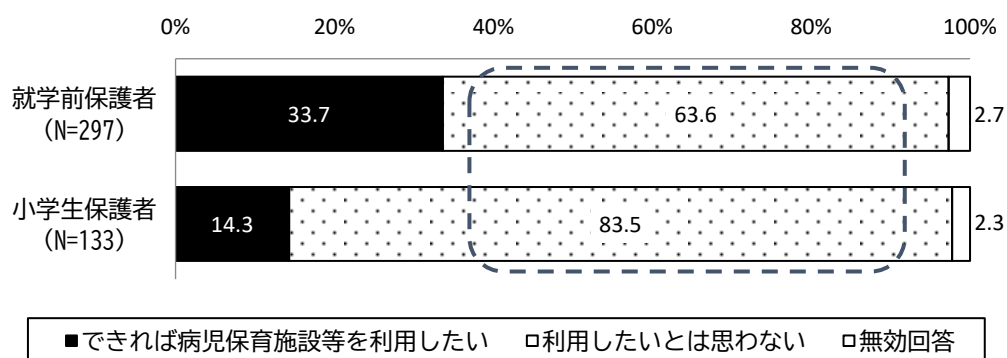
【調査結果からみえる課題】

◎病児・病後児保育については、必要としている方に対する不安を軽減するため、特に就学前保護者に対する事業内容の周知を更に進める必要があります。

■病児・病後児保育を利用したいと思ったか（今回 R5 調査）



■病児・病後児保育を利用したいと思ったか（前回 H30 調査）



⑨病児・病後児保育を利用しない理由(就学前:問 10-5-4、小学生:問 10-1-3)

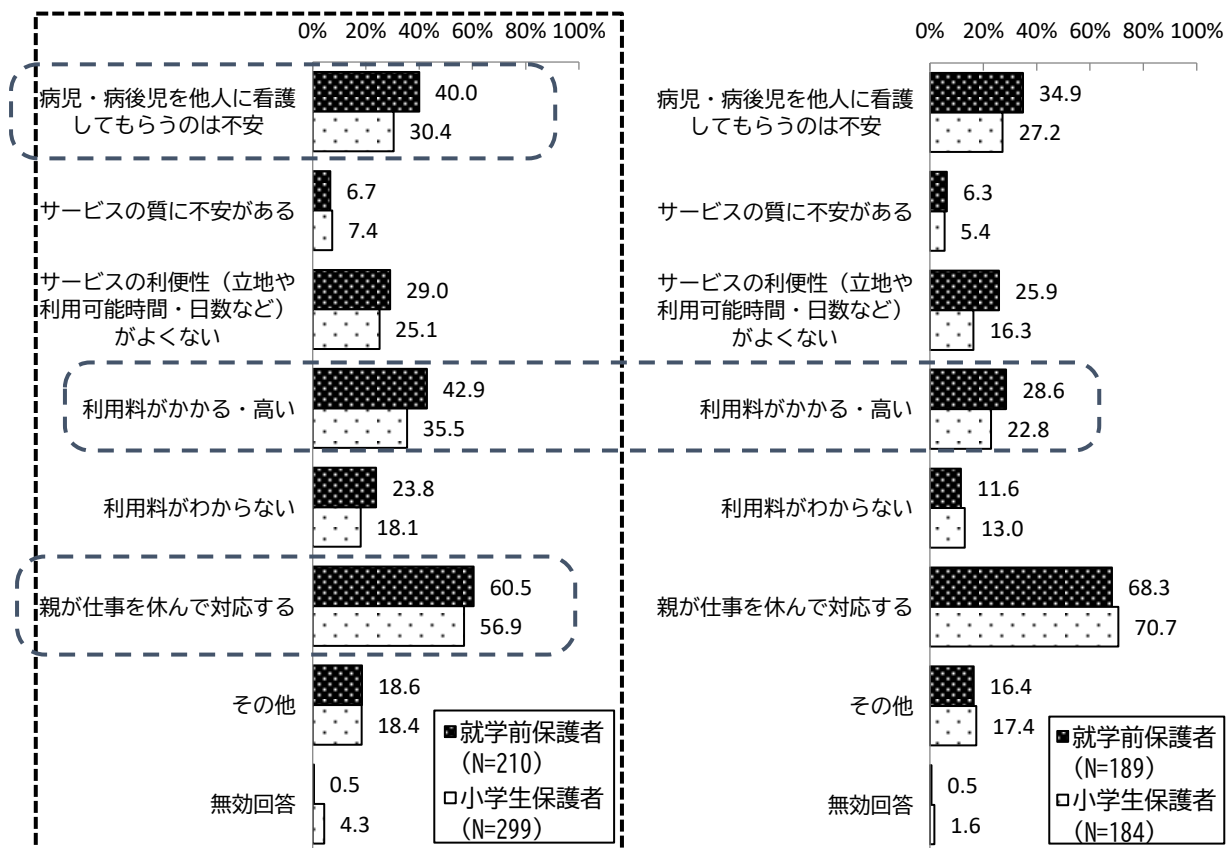
【調査結果】

- 病児・病後児保育を利用したいと思わない理由について、就学前保護者、小学生保護者ともに、「親が仕事を休んで対応する」「利用料がかかる・高い」「病児・病後児を他人に看護してもらうのは不安」の割合が高くなっています。
- 前回 H30 と比較すると、就学前保護者、小学生保護者ともに「利用料がかかる・高い」の割合が増加しています。

【調査結果からみえる課題】

- ◎病児・病後児保育について、利用方法や施設側の体制に対する周知を進め、手続き等の負担軽減を図る必要があります。また、仕事を休んで対応したいと希望する人が多いことから、仕事をしながら子の看護がしやすい社会とするため企業の努力も必要だと思われます。

■病児・病後児保育を利用したいと思わない理由
(今回 R5 調査) (前回 H30 調査) ※複数回答



■宛名のお子さんの不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等の利用について

⑩不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等を利用しない理由について

(就学前:問 17-3)

【調査結果】

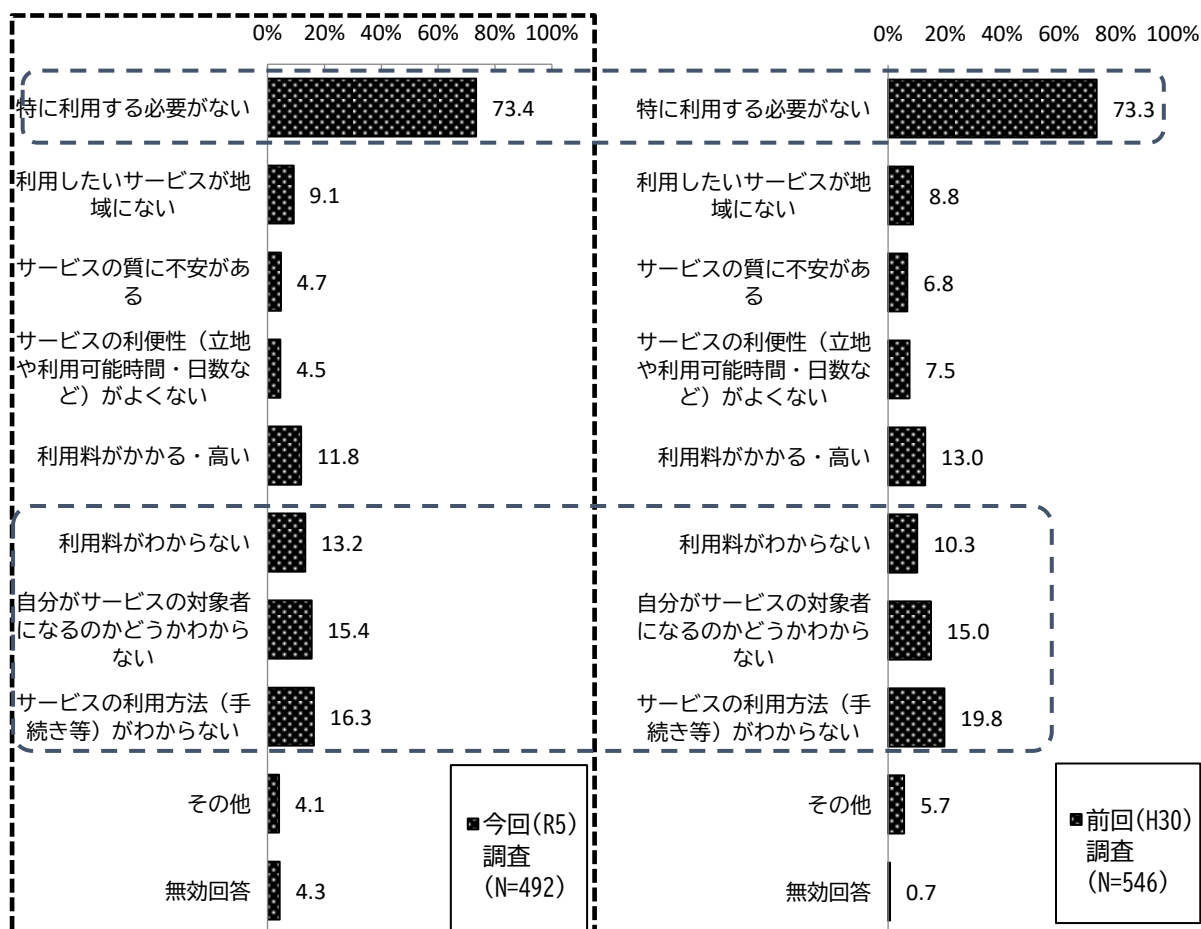
●就学前保護者の不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等を利用しない理由について、前回 H30 と同様に「特に利用する必要がない」の割合が最も高くなっていますが、「利用料がわからない」の割合も増加しています。

【調査結果からみえる課題】

◎不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等を必要としている方のニーズを把握し、利用方法等の周知を図る必要があります。

■不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等を利用しない理由

(今回 R5 調査) (前回 H30 調査) ※複数回答



■宛名のお子さんの放課後の過ごし方について

⑪平日の放課後の過ごし方について(就学前:問 21、小学生:問 11)

【調査結果】

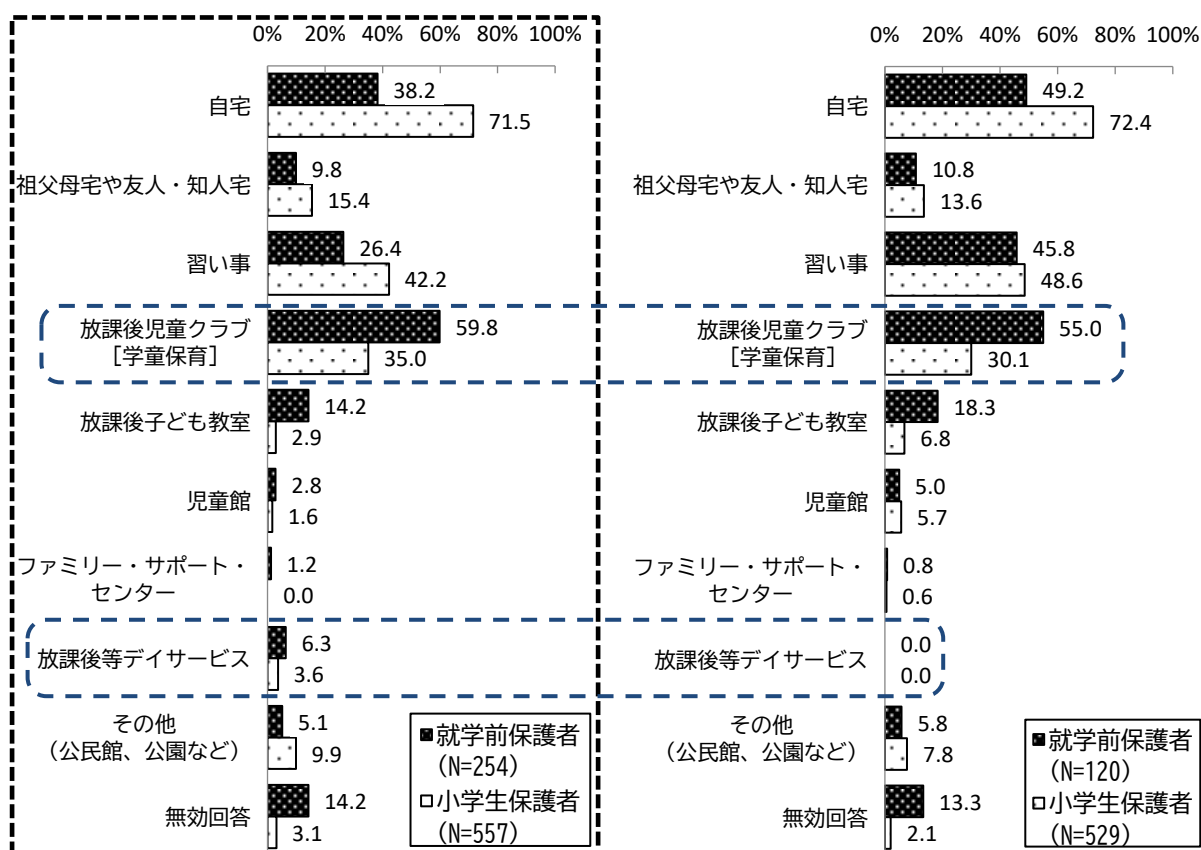
●平日の放課後どのような場所で過ごさせたいかたずねたところ、前回 H30 と比較すると、就学前保護者、小学生保護者ともに「放課後児童クラブ」の利用意向が高くなっています。また「放課後等デイサービス」のニーズが高くなってきています。

【調査結果からみえる課題】

◎保育ニーズの高まりから、将来的にも放課後児童クラブのような居場所作りのニーズが高まる可能性があります。

■平日の放課後の過ごし方について

(今回 R5 調査) (前回 H30 調査) ※複数回答



⑫土曜日、日曜日、祝日の放課後児童クラブの利用希望について
(就学前:問 22～23、小学生:問 11-1～11-2)

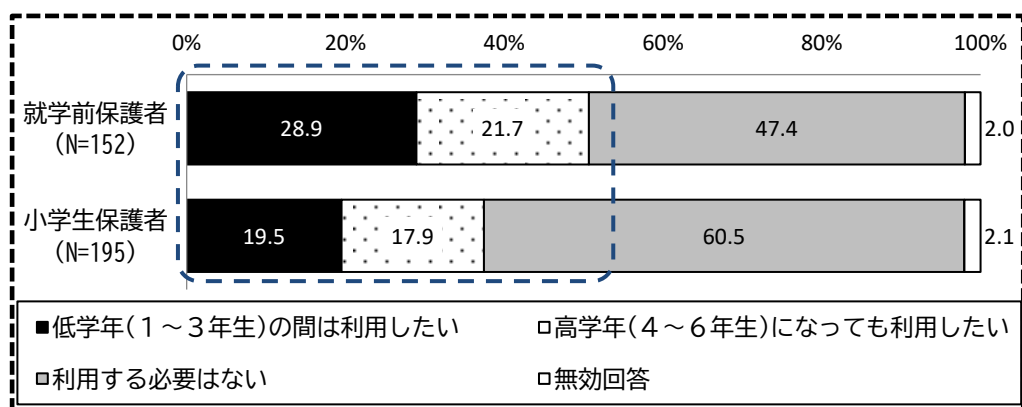
【調査結果】

●土曜日、日曜日、祝日の放課後児童クラブの利用希望について、特に土曜日・長期休暇中での利用を希望している人(低学年+高学年)が一定数みられます。また、日曜・祝日では約 7 割の方が「利用する必要はない」と答えています。

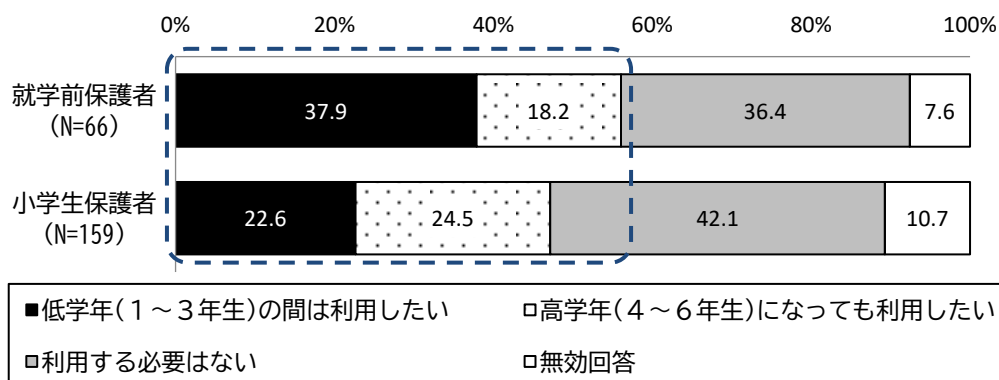
【調査結果からみえる課題】

◎土曜日、特に長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望に対応することができるよう、支援員の確保を含めた体制の強化を求める必要があります。

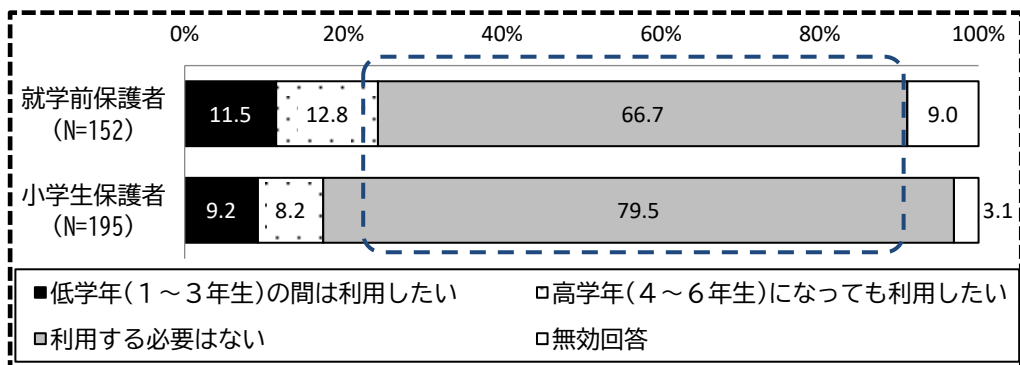
■土曜日の放課後児童クラブの利用希望について（今回 R5 調査）



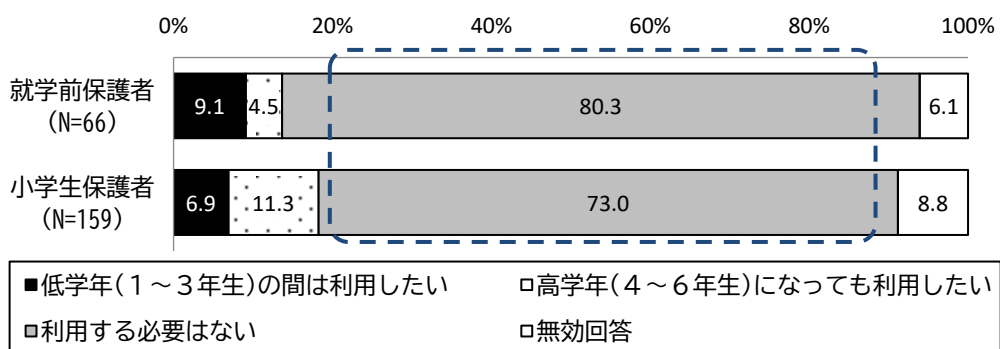
■土曜日の放課後児童クラブの利用希望について（前回 H30 調査）



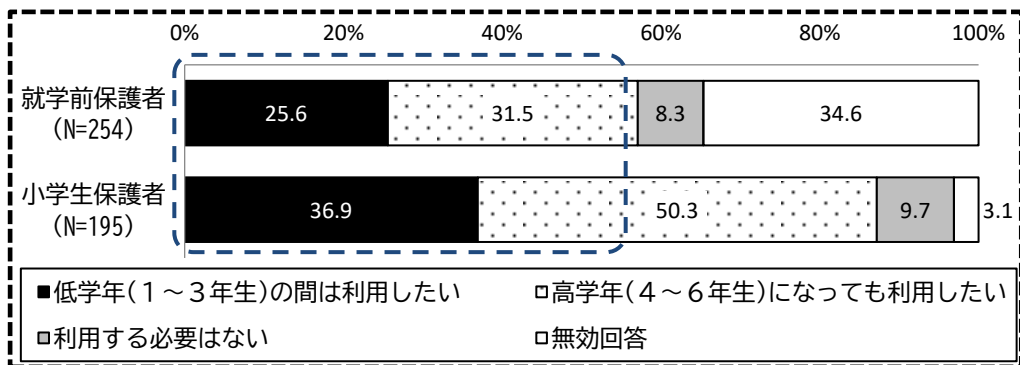
■日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望について（今回 R5 調査）



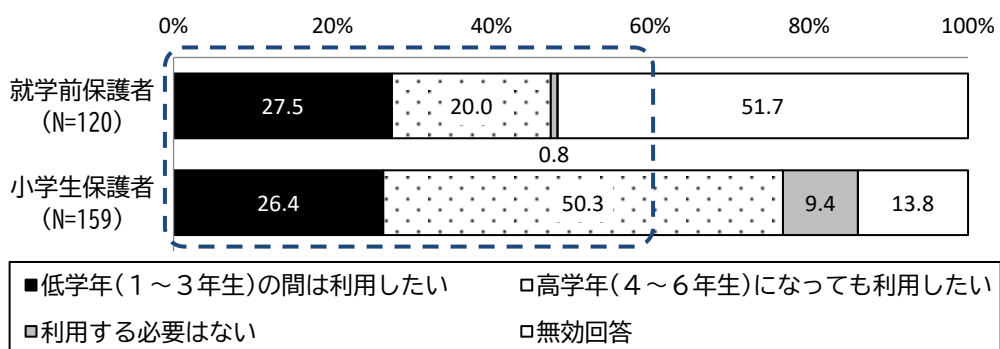
■日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望について（前回 H30 調査）



■長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望について（今回 R5 調査）



■長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望について（前回 H30 調査）



■子育て満足度(子育てのしやすさ)について

③お住いの地域における子育ての環境や支援への満足度について

(就学前:問 28、小学生:問 15)

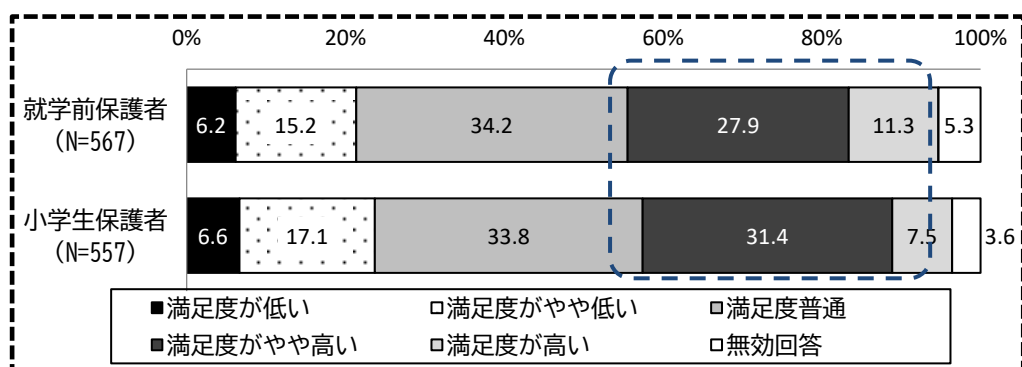
【調査結果】

- お住いの地域における子育ての環境や支援への満足度について、就学前保護者では満足度が高い(満足度がやや高い+満足度が高い)の割合が 39.2%(前回 43.5%)、小学生保護者では 38.9%(前回 40.0%)と、前回 H30 よりも微減しています。

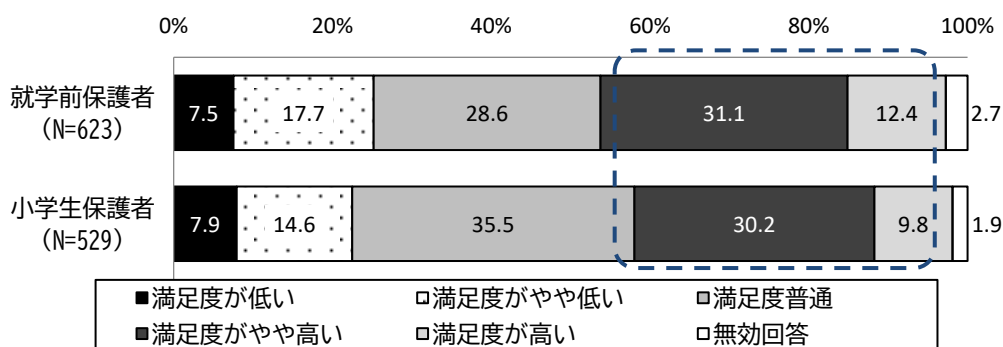
【調査結果からみえる課題】

- ◎今回 R5 の調査では満足度が低い(満足度がやや低い+満足度が低い)と回答した方が就学前保護者で 21.4%、小学生保護者では 23.7%と約 2 割います。今後も満足度の確認をしつつ、子育て環境や支援の満足度の向上に向けた対策を進めていく必要があります。

■お住いの地域における子育ての環境や支援への満足度（今回 R5 調査）



■お住いの地域における子育ての環境や支援への満足度（前回 H30 調査）



■由布市独自設問について

- ⑭由布市へ居住又は由布市で5年以内に出産した方に聞いた設問で、居住、出産を決めたきっかけとして「保育・教育環境」を選択した具体的な理由について（就学前：問 29-1、小学生：問 16-1）

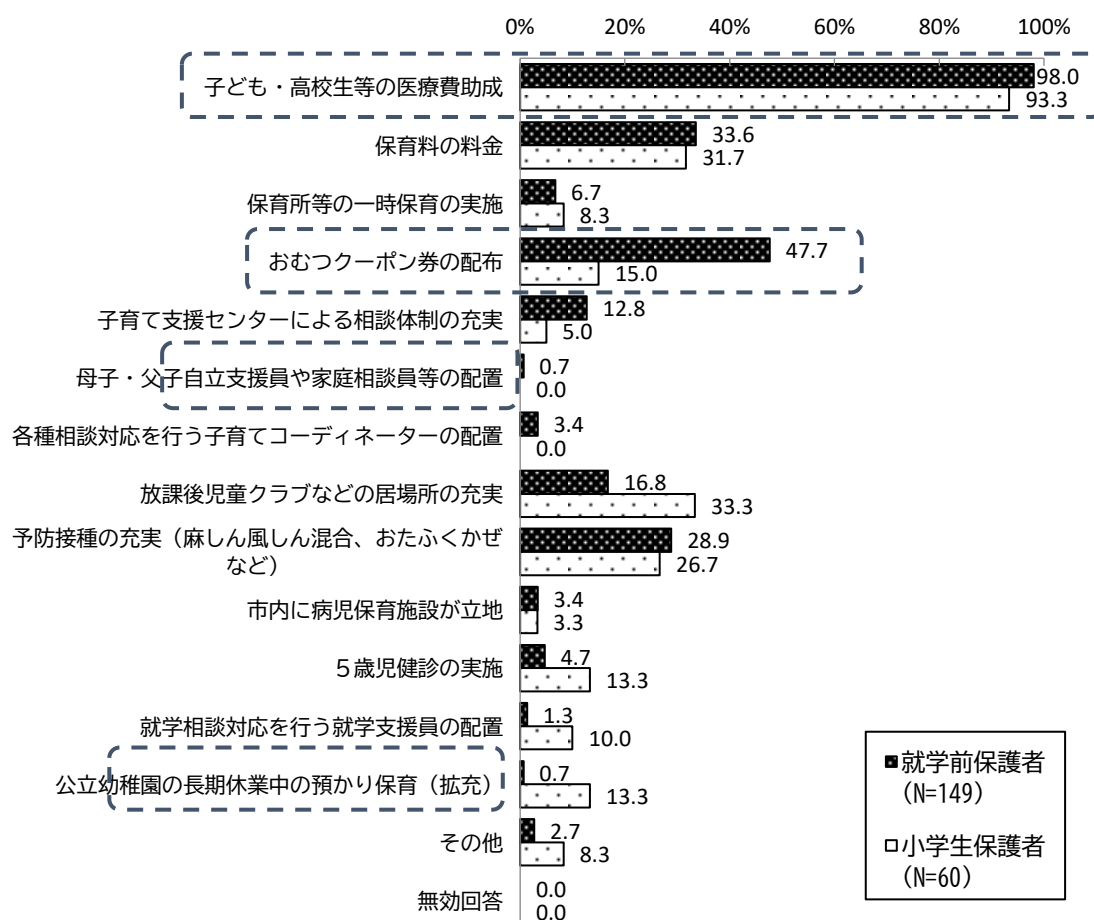
【調査結果】

- 「子ども・高校生等の医療費助成」が最も回答が高く、「おむつクーポン券の配布」が続いています。また、「保育料の料金」と「予防接種の充実」、「放課後児童クラブなどの居場所の充実」についても回答が高くなっています。

【調査結果からみえる課題】

- ◎今回、初めて独自設問で追加しましたが、医療費の助成やクーポン券配布などの直接給付事業が多い結果となりました。今後は、直接関係がある「保育料」や「給食費」などの経済対策についても、市としても検討する必要があります。

■「保育・教育環境」を選択した具体的な理由（今回 R5 調査）※複数回答



⑮今後必要な子育て支援サービスについて(就学前:問 30、小学生:問 17)

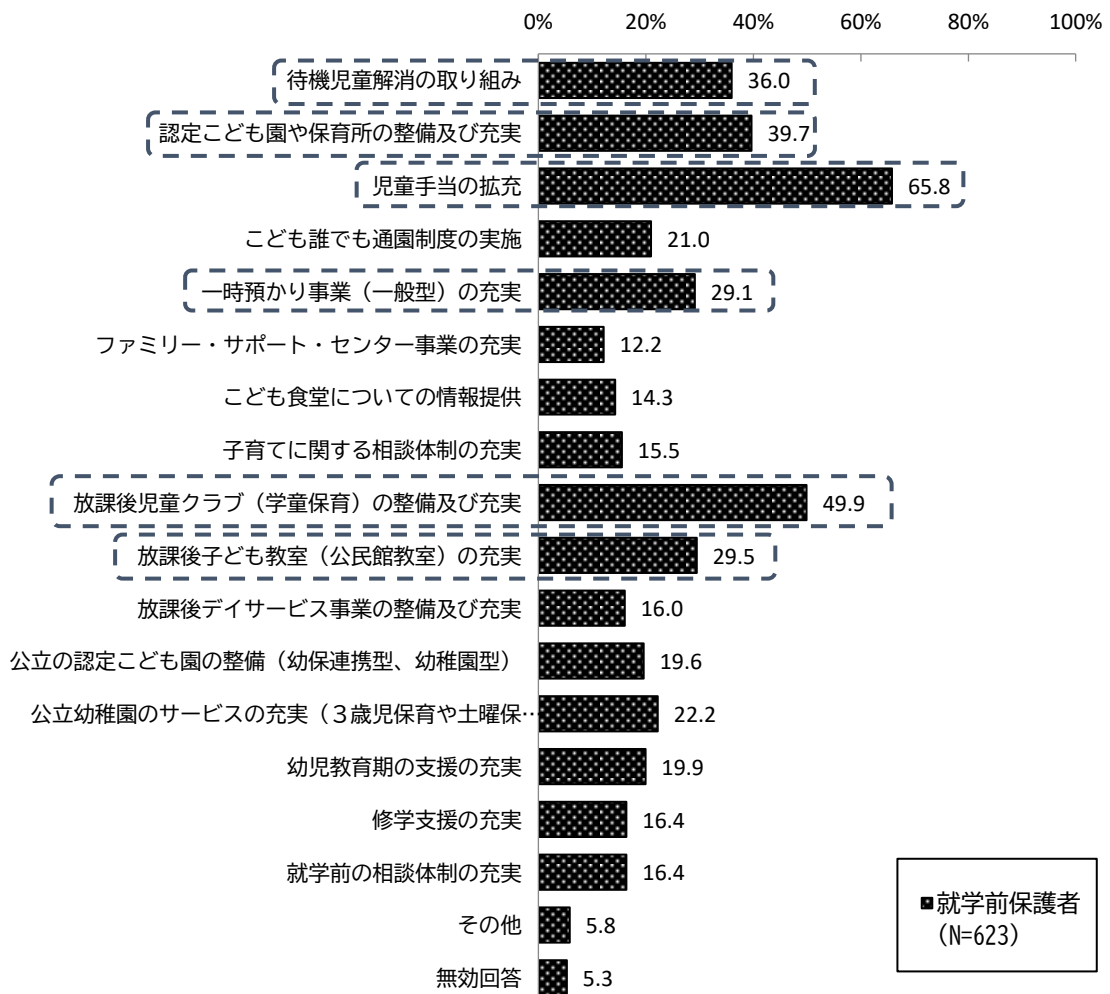
【調査結果】

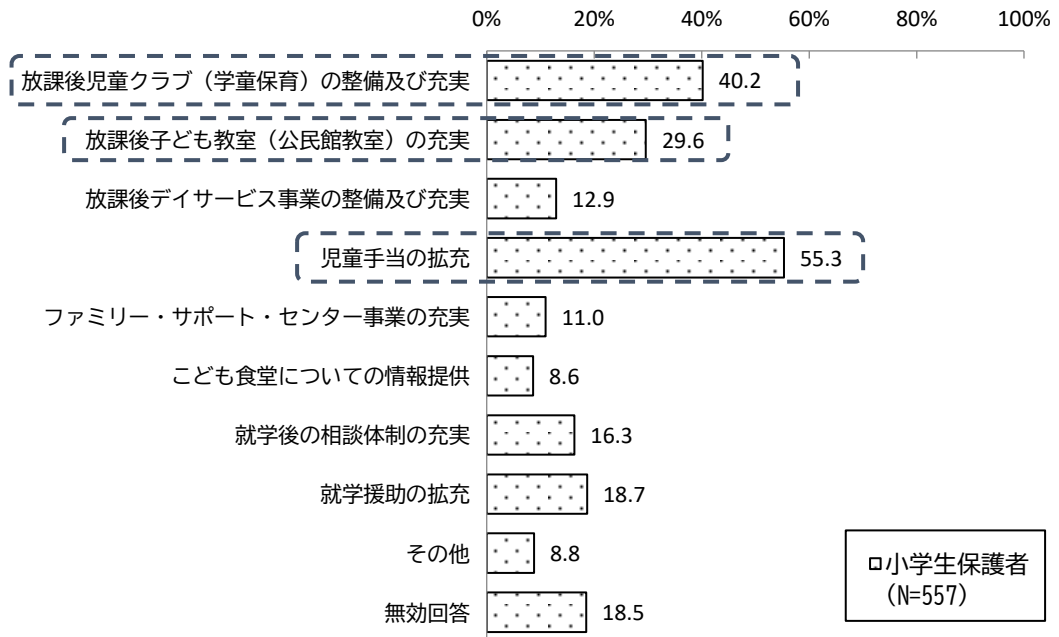
●「児童手当の拡充」とする割合が最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)の整備及び充実」が高い結果となりました。また、「認定こども園や保育所の整備及び充実」と「待機児童解消の取り組み」、「一時預かり事業(一般型)の充実」や「放課後子ども教室(公民館教室)の充実」なども回答も高くなっています。

【調査結果からみえる課題】

◎令和6年から児童手当が拡充され、令和7年度には狭間地域と湯布院地域に放課後児童クラブが整備予定のため、これらを受けて高い結果になったと考えられます。また、保育所等の整備についてもニーズが高いため、年度途中で待機児童解消対策として、早急に必要な実施する必要があります。自由記述で回答が多かった項目も含めて、市として今後検討する必要があります。

■今後必要な子育て支援サービスについて(今回 R5 調査) ※複数回答





(4)大分県こどもの生活実態調査及びこども・若者対面ヒアリングの結果について

①大分県こどもの生活実態調査の概要

小学5年生から高校3年生までの全8学年を対象に、令和6年6月21日から令和6年7月19日まで無記名のWebにより調査が実施されました。(回答率は71.8%)

由布市は、小学5年生及び小学6年生が527人、中学生が301人、高校生が664人回答し、小学5年生及び中学2年生への保護者にもアンケートが実施されました。

今後は、大分県調査結果値を「成果指標」として定め、取り組んでいきます。

②国及び県との共通調査事項

No.	項目	こども大綱数値目標	国等調査結果	大分県調査結果	大分県調査 由布市結果 (小学5・6年生)	大分県調査 由布市結果 (中学生)	大分県調査 由布市結果 (高校生)	由布市対面 ヒアリング	備考(国等調査名称)
①	日頃、大切にされているか	70.0%	80.8%	93.4%	93.4%	94.7%	94.5%	100.0%	こども家庭庁(2023)「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」
②	大人は意見を聞いてくれるか	70.0%	88.2%	93.6%	94.6%	93.4%	92.9%	100.0%	日本財団、こども家庭庁(2023)「こども1万人意識調査」
③	遊びや体験機会の充実度	○把握指標	40.4%	87.7%	85.8%	84.3%	82.8%	70.0%	こども家庭庁(2023)「こども政策の推進に関する意識調査」
④	今の自分が好きか	70.0%	60.0%	71.1%	76.8%	66.4%	68.2%	86.0%	こども家庭庁(2022)「こども・若者の意識と生活実態調査」
⑤	生活の満足度	70.0%	60.8%	80.0%	81.4%	77.1%	75.2%	100.0%	OECD経済協力開発会議(2022)「生徒の学習到達度調査」
⑥	将来、結婚をしたいと思うか	○把握指標	男性:81.4% 女性:84.3%	50.7%	41.4%	51.8%	59.8%	80.0%	国立社会保障・人口問題研究所(2021)「出生動向基本調査」
⑦	こどもは欲しいか(国:人数)	○把握指標	(男性:1.82人) (女性:1.79人)	(1.71人) 82.1%	84.4%	82.4%	81.6%	80.0%	国立社会保障・人口問題研究所(2021)「出生動向基本調査」

(注1) こどもへのヒアリングに係る項目は、こども大綱の数値目標及び把握指標を参考に設定しました。

(注2) こどもへのヒアリングに係る項目は、今回が初めての調査のため、前回数値との比較はできません。

(注3) 国や県等の調査における数値の比較は、各調査の実施時期や対象、方法等が異なります。

③市対面ヒアリング事項(回答数が多かった事項)

- 1)家での過ごし方について(勉強、ゲーム、動画視聴等)
- 2)家や学校以外で放課後過ごす場所について(みらい館、ラックホール等)
- 3)いつも相談する相手について(母親、友人、先生等)
- 4)ヤングケアラーについて(内容を把握している生徒が多かったです。)
- 5)市内の学校に通学して良かった点や改善点について(回答複数のため省略)
- 6)将来、市内で就職したいかどうか(市内や県内で働きたいという回答が多かったです。)
- 7)将来、市内に住みたいかどうか(市内に住みたいという回答が多かったです。)

④その他自由意見

- ・公共交通機関が少ないため、移動に制限がある。
- ・公共施設内に、学習スペースを整備してほしい。
- ・公園が少ないため、増やしてほしい。
- ・本屋や同世代の交流スペースを整備してほしい。
- ・特産品が少ないので、開発してほしい などの意見がありました。

(5)大分県ヤングケアラー実態調査の結果について

①はじめに

大分県子ども生活実態調査と同時に実施されたヤングケアラー実態調査について、大分県全体の調査結果と由布市の調査結果を比較した結果、特にヤングケアラーの認知度をはじめ、相談をしたことがない人の割合や世話をしているきつと感じている人の割合が由布市の方が高かったことが分かりました。

②調査結果

No.	項目	大分県 調査結果 (小学5・6年生)	大分県調査 由布市結果 (小学5・6年生)	大分県 調査結果 (中学生)	大分県調査 由布市結果 (中学生)	大分県 調査結果 (高校生)	大分県調査 由布市結果 (高校生)
①	ヤングケアラーについて聞いたり、内容を知っている人の割合	20.1%	<u>15.7%</u>	44.5%	<u>43.2%</u>	61.4%	65.4%
②	世話をしている人の有無の割合について	15.2%	<u>18.8%</u>	5.0%	<u>7.6%</u>	2.4%	2.4%
③	世話により制約があるかどうかについて (できないことがあるかどうか)	36.7%	24.2%	39.8%	<u>47.8%</u>	51.1%	37.5%
④	世話をしている人の中で、誰かに相談した経験がない人の割合	65.0%	<u>67.7%</u>	68.6%	<u>78.3%</u>	60.9%	<u>62.5%</u>
⑤	世話をしている人の中で、きつさを感じている人の割合	20.3%	15.2%	16.8%	<u>21.7%</u>	20.2%	<u>31.3%</u>

③今後の対策について

本市では、家族等のお世話をしている人が、本調査の結果全体で1,492人中138人(9.2%)いて、そのうちお世話がきつと感じている人が25人いることが分かりました。今後は、関係課や関係機関と連携して、特にお世話をしているきつと感じている人の詳細な実態を把握するとともに、小学生や中学生を対象に、まずはヤングケアラーの内容について、知ってもらえるような取り組みが求められます。

また、ヤングケアラーは、本人の自覚がなく、潜在化しやすいことから、地域をはじめ、学校関係や関係事業所と協力することで早期に発見し、相談経験がない人も県全体の調査結果値よりも由布市が高かったことから、相談できる支援体制の推進を行っていきます。

(6)大分県こどもの生活実態調査に伴う「こどもの貧困関係」調査の結果について

①はじめに

大分県こどもの生活実態調査で実施したこどもの貧困関係調査結果について、大分県全体と由布市の調査結果を比較した結果、小学5年生及び6年生と中学生、高校生ともに、将来について明るい希望を持っている人の割合が由布市の方が高かった一方、中学生で朝食や夕食をほとんど食べていない割合が大分県全体よりも高かったことが分かりました。また、保護者への調査において、大分県全体と由布市の調査結果を比較したところ、子育てに必要な支援として、中学2年生の保護者が「保育料や学校費用の軽減」や「児童手当など手当の拡充」を求める割合が大分県全体よりも高い結果となりました。

②調査結果

【児童・生徒(小学5・6年生、中学生、高校生)】

No.	項目	大分県 調査結果 (小学5・6年生)	大分県調査 由布市結果 (小学5・6年生)	大分県 調査結果 (中学生)	大分県調査 由布市結果 (中学生)	大分県 調査結果 (高校生)	大分県調査 由布市結果 (高校生)
①	将来について明るい希望を持っている	85.6%	86.3%	77.4%	80.7%	77.0%	77.4%
②	朝食をほとんど食べない人の割合	2.7%	0.8%	3.9%	4.4%	-	-
③	夕食をほとんど食べない人の割合	0.7%	0.8%	0.3%	1.1%	-	-

【保護者(小学5年生、中学2年生)】

No.	項目	大分県 調査結果 (小学5年生)	大分県調査 由布市結果 (小学5年生)	大分県 調査結果 (中学2年生)	大分県調査 由布市結果 (中学2年生)
①	現在の暮らしが苦しい、やや苦しいと回答した人の割合	36.2%	34.7%	39.2%	31.4%
②	こどもの進学に際し、経済的な余裕がないため希望通りにならないと回答した人の割合	8.5%	11.7%	8.6%	1.8%
③	各種手当や援助を受けたことがある人の割合（左記3つは、回答が多かった手当や助成等）				
	1. 児童扶養手当	27.1%	25.6%	28.8%	30.9%
	2. 就学援助費	15.6%	12.8%	18.5%	21.8%
	3. 障がいや難病等の医療費の助成	7.6%	10.0%	7.8%	5.5%
④	子育てに必要な支援について（左記4つは、回答が多かった支援等）				
	1. 保育料や学校費用の軽減	62.0%	59.4%	59.3%	65.5%
	2. 児童手当など手当の拡充	54.3%	57.2%	51.1%	52.7%
	3. 医療費や健康にかかわるサポート	28.9%	23.9%	29.3%	23.6%
	4. 奨学金制度の充実	28.9%	25.0%	23.7%	14.5%

③今後の対策について

本市では、生活困窮者の指標である保護世帯数及び保護率が全国や大分県平均よりも低く、令和4年度調査結果では最も県内で低い結果でした。今後、生活困窮者自立相談員の設置や生活困窮者自立支援事業等の実施を継続するとともに、支援制度や早期発見、見守りのための地域づくり体制の構築が重要と考えます。引き続き、こどもが自身の望む将来を選択できるよう、生活困窮世帯のこどもに対して教育・保育支援や相談支援などを行い、こどもの貧困対策を推進します。

3 第3期計画における数値目標

事業レベルの数値目標の状況についてお知らせします。

■ 事業レベルの数値評価

事業名	実績			前回計画時の目標	新目標	担当課
	平成25年度	平成30年度	令和5年度	令和7年度	令和11年度	
施設型給付 (認定こども園・幼稚園・認可保育所)	8ヶ所 785人	8ヶ所 850人	10ヶ所 1,025人	10ヶ所 980人	11ヶ所 1,065人	子育て支援課
地域型保育給付 (小規模保育・家庭的保育)	—	1ヶ所 12人	1ヶ所 12人	1ヶ所 12人	1ヶ所 12人	
利用者支援事業	—	1ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	1ヶ所	
地域子育て支援拠点事業	3ヶ所	4ヶ所	4ヶ所	4ヶ所	4ヶ所	
妊婦健康診査事業	実施	実施	実施	実施	実施	
乳児家庭全戸訪問事業	実施	実施	実施	実施	実施	
養育支援訪問事業	実施	実施	実施	実施	実施	
子育て短期支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	
ファミリー・サポート・センター事業	実施	実施	実施	実施	実施	
一時預かり事業	8ヶ所	10ヶ所	15ヶ所	17ヶ所	16ヶ所	
延長保育事業	8ヶ所	8ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	11ヶ所	
病児・病後児保育事業	1ヶ所	2ヶ所	1ヶ所	3ヶ所	1ヶ所	
放課後児童クラブ	11ヶ所 376人	15ヶ所 516人	18ヶ所 680人	17ヶ所 580人	19ヶ所 755人	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	—	—	—	—	

4 本市における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て会議での意見や実態調査の結果及び第2期計画の施策進捗評価に基づき主な課題をあげました。本計画では、これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

【課題1】 課題1 父親の子育てへの参画

本市の実態調査では、子育てを主にしている人は「父母ともに」と回答した方の割合が6割前後となっていますが、母親の就業率の増加や社会進出が増える中、今後さらに父親の子育て参画が重要になります。

【課題2】 子育ての相談に関する専門機関との連携強化

実態調査の結果では、子育ての相談先は、保護者が気軽に相談しやすい人やこどもが利用している施設が高くなっていますが、子育てに関わる相談先はこどもの成長とともに変化します。公的な専門機関や専門職等の周知を図るとともに、多くの人が相談する施設等と専門職及び専門機関との連携強化を進める必要があります。

【課題3】 子育て中の保護者に対する支援策の強化

子育てをしながらフルタイムで働く母親は近年増加するとともに、実態調査の結果では、今後の就労意向も高くなっています。就労意向の高まりを勘案し、仕事と育児の両立ができるよう施設整備及び経済支援等、子育て中の保護者に対する支援策を強化する必要があります。

【課題4】 放課後児童クラブの受け皿の拡大

国が打ち出した「放課後こどもプラン」では、地域社会全体でこどもたちを見守り、有意義な放課後生活を確保することで、その健全育成を図ることをねらいとするものです。こどもの成長にとっては、学校教育のみならず、家庭や地域で過ごす放課後生活の充実に焦点をあてた政策が求められており、実態調査の結果でも、平日日中以外でも土曜日や長期休暇中における「放課後児童クラブ」の利用意向は高くなっています。今後は、放課後児童クラブの支援員の確保を含めた受け皿拡大の対策が必要です。

【課題5】 こどもの貧困対策

こどもの将来が、その生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがなく、全てのこどもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、大分県こどもの生活実態調査の結果を踏まえて、今後も引き続きこどもの貧困対策を総合的に推進する必要があります。

【課題6】 在住外国人の親とこどもへの支援体制の構築

世帯の推移状況で、外国人の一般世帯数が増えていることから、地域に暮らす外国人の親とこどもが、定住化する日本の地域社会や保育所・幼稚園等で、安心して子育て・子育てができるための自立的支援を行う多文化子育て支援事業の検討が必要です。

【課題7】 医療的ケア児への支援体制の検討及び構築

近年の医療技術の進歩等を背景に医療的ケアを必要とするこどもが増えており、保育所等への入園相談もここ数年増えていることから、本市でも医療的ケア児の実態把握や支援体制の検討等を行い、医療的ケア児を取り巻く課題解決に向けた協議を行う必要があります。

【課題8】 児童虐待の未然防止や支援を必要とするこどもたちの早期発見・早期対応の取組について

虐待の未然防止をはじめ、虐待を受けたこどもや虐待の疑いがあるこどもやヤングケアラー等、支援が必要なこどもの早期発見・早期対応等を行うため、大分県ヤングケアラーの実態調査の結果を踏まえて、由布市要保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談所や警察等の関係機関との情報共有や連携をさらに強化することが必要です。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

少子高齢化社会にあって、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、生き生きと育つことは市民すべての願いです。由布で育つ子どもたちが、地域の人々の温かいぬくもりにつつまれて、子育てがしやすいと実感できるまちを目指します。

子ども・子育て支援については、こどもの視点に立ち、こどもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育環境を確保し、一人ひとりの「こどもの最善の利益」が実現される社会をめざします。

また、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、家庭・学校・地域・職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、それぞれの役割を果たすとともに、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じられるよう、地域や社会全体が子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることが大切です。

本計画においては、第1期及び第2期計画の方向性はそのままに、基本理念を、『地域で育む由布っ子 ー育て 元気にいきいきとー』と定め、引き続き理念の実現に向けた取組を推進します。

基本理念

『地域で育む由布っ子 ー育て 元気にいきいきとー』

2 計画の基本目標

本計画では、基本理念である、『地域で育む由布っ子 ―育て 元気にいきいきと―』を実現するため、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標Ⅰ 安心して子育てできるまち

健全な次の世代を育てるには、まず健全な母性が必要です。豊かな母性意識と健康な母性機能を併せ持った母性を育てていきます。

妊娠から出産、そしてこどもが思いやりのあるたくましい社会人に成長するまで、子育てをする家庭では様々な不安や悩みを抱くものです。妊娠・出産から乳幼児期の福祉・保健・医療の問題、共働き家庭の保育の問題、核家族化による育児不安、放課後児童対策など社会・家庭環境の多様化に対応したサービスの提供が求められています。社会全体での支援体制を強化し、安心して生み育てられるまちづくりを推進します。

基本目標Ⅱ すべてのこどもが笑顔で元気に育つまち

子育てにおいても、こどもが成長するそれぞれの段階で親や周りの人々が、こどもたちを『地域の宝』として豊かな愛情を持って接し、思いやりのあるこどもが育つための地域・教育環境づくりを推進します。

また、こどもたちは、命やものの大切さを学び、どんな状況に置かれても生きていけるための知恵を身に付け、いつも笑顔で輝いていられるよう、子育てを支援していきます。

基本目標Ⅲ 次世代のこどもたちを育むまち

少子高齢化や産業構造の変化などでこどもたちや子育てを取り巻く環境は、大きく変わってきています。「こどもをめぐる社会が変化してきているから、子ども・子育て支援が変わる。」ともいわれています。次世代を担うこどもたちが“健やかに力強く”育つ環境づくりを進め、少子化社会に対応した子育て支援施策を総合的に展開します。

3 計画の施策体系

本計画は、次の「施策の体系図」に基づいて効果的・効率的な施策の実行を目指します。

基本 理念	施策目標	施策の方向性(具体的に取り組むこと)
	① こども・若者の持続的幸福 (ウェルビーイング)の実現に 向けた社会全体の意識づくり	1-1 こどもの人権を尊重する意識づくり
		1-2 男女共同参画に関する意識づくり
	② こどもを安心して産み育てら れる環境づくり	2-1 こどもや母親の健康の保持
		2-2 「食育」の推進
		2-3 思春期保健対策の充実
		2-4 小児医療の充実
		2-5 結婚、妊娠・出産、育児の切れ目ない支援の推進
	③ こどもの心身の健やかな成長 に資する教育環境の整備	3-1 次世代の親の育成
		3-2 こどもに生きる力を育む学校(園)づくりの推進
『地域で育む由布っ子 ー育て 元気にいきいきとー』		3-3 家庭や地域の教育力の向上
		3-4 こどもを取り巻く有害環境対策の推進
	④ 支援が必要なこどもと家庭へ の取り組みの推進	4-1 児童虐待防止対策の充実
		4-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
		4-3 障がい児支援の充実
		4-4 貧困による困難を抱えるこどもたちへの支援の推進
		4-5 在住外国人の親とこどもへの支援体制の構築
		4-6 医療的ケア児への支援体制の検討及び構築
		4-7 ヤングケアラーへの支援
		4-8 いじめ・不登校やひきこもりへの対応
	⑤ 地域における子育ての支援	5-1 地域における子育て支援サービスの充実
		5-2 保育サービスの充実
		5-3 子育て支援のネットワークづくり
		5-4 児童の健全育成
		5-5 少子化社会への対応
	⑥ 職業生活と家庭生活との両立 の推進	6-1 多様な働き方の実現及び男性の育児参加の推進
		6-2 ワーク・ライフ・バランスの推進
		6-3 女性及び若者の就労支援
	⑦ 子育てしやすい生活環境づく り	7-1 良質・良好な居住環境と道路交通環境の整備
		7-2 安心・安全なまちづくりの推進
		7-3 こどもの交通安全を確保するための活動の推進
		7-4 こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
		7-5 児童生徒の安全の確保

第4章

施策目標ごとの取組

第4章 施策目標ごとの取組

施策目標①

こども・若者の持続的幸福(ウェルビーイング)の実現に向けた
社会全体の意識づくり

事業目標1-1 こどもの人権を尊重する意識づくり

【現状と課題】

令和5年に策定された「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

こども・若者一人ひとりの権利を守り育むため、こどもの権利条約やこども基本法の理念等について広く市民に周知するとともに、人権教育、相談活動等を実施し、こども・若者の権利擁護の推進を図る必要があります。

【具体的な取組】

施策(1)こども・若者の権利の擁護

- ① 児童福祉週間、児童虐待防止推進月間などの機会に、こどもの権利等に関し、パンフレットやポスターなどを活用した啓発活動を行います。
- ② 毎年「人権を大切にす市民の集い」を開催し、小・中学生を対象に作文と標語、ポスター作成などを通じて、人権へ参画する機会をつくります。

事業目標1-2 男女共同参画に関する意識づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、性別による固定的な役割分担意識、偏見や性差別などが社会的に作られたものであることを一人ひとりが理解し、意識を改革していく必要があります。

また、国際社会の取り組みや先進事例といった情報を収集・活用するなど、国際的な視野を持つことも大切です。男女が社会の対等なパートナーとして活躍できるよう、お互いの人権を認め合う意識づくりを進めます。

【具体的な取組】

施策(1)男女共同参画に関する啓発

- ① 男女共同参画の認知度を的確に捉え、できるだけ早い段階から男女共同参画の考え方を身につけられるよう、男女共同参画に関する市報やホームページへの掲載及び啓発冊子の配布やパンフレット、ポスター等を掲示するなどを実施します。
- ② 商工分野については、「大分県女性活躍推進宣言」を行っている企業を「人材確保等支援事業補助の対象とする」などし、ホームページにおいて「スタートアップ労働条件」の情報提供を行います。

事業目標2-1 こどもや母親の健康の保持

【現状と課題】

現在、由布市では母子保健事業として、乳幼児健康診査、育児相談、家庭訪問等を行っています。また、生後4ヵ月までのお子さんがある家庭に「乳児家庭全戸訪問」を実施し、産後早期からの支援を実施しています。

また妊娠中から安心して過ごせるよう、妊産婦に対する相談事業を行っています。ハイリスクなケースに対しては、関係機関と連携して早期から育児支援を開始しています。個別ケースに合わせた丁寧な支援を実施することで、産婦の9割の方は妊娠・出産について満足感を得られています。

妊婦健康診査は、母子の健康を守るために、必要な健診であることから、受診勧奨に一層努める必要があります。乳幼児健康診査では、集団健診及び個別健診を実施しており、より安心・安全な健康診査に努めていく必要があります。

アンケート調査の結果から、各種相談事業を知らないと回答した人が3割程度いることから、サービス内容の普及・啓発に今後も取り組んでいくことが必要です。また妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ない支援が実施できるよう関係機関と連携を密にしていくことが求められています。

【具体的な取組】

施策(1)妊娠期から、出産・産後、子育てまで一貫して身近で相談に応じる伴走型の相談支援の充実

- ① こども家庭センターにおいて、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行います。
- ② 妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受け、各種支援をつなぐためのマネジメントを行います。(サポートプランの作成)
- ③ 妊娠期から、出産・産後、子育てまで一貫して相談に応じる伴走型相談支援と共に、経済的支援を一体として実施し、全ての妊婦、子育て家庭への支援を強化します。

施策(2)妊婦の健康診査の確保・増進

- ① 安全・安心な出産のため、妊婦健診の受診勧奨に努めます。
- ② 妊婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止等、妊婦にやさしい環境づくりに取り組みます。
- ③ 「乳児家庭全戸訪問」を通じて、母親の健康管理に努めます。

施策(3)子育て支援ネットワークの充実

- ① 行政、地域、医療機関、療育機関、保育所、幼稚園などの関係機関とのネットワークを形成し、保健・医療・福祉が一体となって、子育て家庭に対するきめ細やかな情報提供やサービスを実施します。
- ② こども家庭センターを中心として、連携強化が促進され、保健・医療・福祉の一体的な支援がより推進されるよう努めます。

施策(4)育児不安軽減のための支援の充実

- ① 子どもや母親の健康を保持し、育児に対する正しい知識の普及や、相談ができる「育児相談」「栄養相談」「子育て電話相談」などの機会を提供し、必要に応じて家庭訪問を実施します。
- ② 産婦人科医、小児科医、精神科医、保健師が連携し、妊婦が妊娠中から産後早期に育児相談ができる体制の周知・活用を図り、育児不安の軽減を図ります。
- ③ 子どもの発達や育児不安に対し、専門家による相談会を実施し、母親の育児不安の軽減及び乳幼児の早期療育に取り組みます。
- ④ 生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭に、子どもの成長発達の確認を行うとともに、子育てに関する情報提供、育児相談を行う、「乳児家庭全戸訪問」を実施します。
- ⑤ 人口の規模に応じた保健師数の雇用に努め、保健活動の充実を図ります。

施策(5)乳幼児健康診査及び予防接種体制の整備

- ① すべての乳幼児が健診及び予防接種を受診・接種できるように、また安心感の得られる健診の充実を図ります。
- ② 5歳児健診を実施することで、支援が必要な子どもに対し、関係機関と連携し、保育・医療・福祉が一体となって、スムーズに就学につながるよう支援します。

施策(6)かかりつけ医の普及・啓発

- ① かかりつけ医の確保のための支援とかかりつけ医を持つことの必要性について啓発します。

施策(7)子ども医療費の助成

- ① 高校生相当年齢まで、子ども医療費の助成を行い、経済的負担を軽減します。

施策(8)不妊・不育治療費等の助成

- ① 不妊・不育治療を受けている夫婦に治療費等の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。また、相談体制の充実と性や妊娠に関する正しい知識の普及を行います。

施策(9)未熟児医療費・育成医療費の助成

- ① 母子保健法第6条第 6 項に規定する未熟児であって医師が入院療育を必要と認めた乳児について、医療費を助成します。
- ② 児童福祉法第4条第2項に規定する障がいのある児童について、指定医療機関で身体の障がいを軽くしたり、回復させたりする治療を行う場合に、治療費を助成します。

施策(10)母子健康手帳の交付

- ① 交付時から保健師や助産師が携わることで、妊婦への支援をより充実します。
- ② 母性・父性意識の向上を促し、母子の健康管理や父親の育児参加の重要性について啓発します。

事業目標2-2 「食育」の推進

【現状と課題】

『食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。』と、「食育基本法(H17 年6月制定)」で位置付けられています。

近年、社会環境や生活様式の変化により、朝食欠食等の食習慣の乱れや心と身体の問題が広がってきています。このような問題について、正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図るために、乳幼児期から発達段階に応じて食を営む力を培う取組が必要です。

【具体的な取組】

施策(1)食事の楽しさ・大切さの普及、啓発活動の充実

- ① 乳幼児健診や育児相談において、栄養バランスや食事リズムの大切さを学ぶ機会を充実し、正しい食習慣の定着を図ります。また、離乳食教室を実施し、離乳食について学ぶ機会を提供します。
- ② 保育所や幼稚園生活を通して、幼児期から食に対して正しい知識を身につけることができる場を提供するほか、保護者を対象に調理教室、試食会を実施します。
- ④ 由布いきいきプラン「食育推進基本計画―食生活の現状と取組」の分野における事業を推進します。

事業目標2-3 思春期保健対策の充実

【現状と課題】

たばこやアルコール、薬物等の害から体を守り、健康な生活を送ることができるように、市内の中学校で、学年の実態に応じて飲酒、喫煙、薬物等の授業を開催しています。インターネットや雑誌など多くの情報が氾濫している中で、誤った情報や知識に振り回されず、思春期の子ども自身が命、性、体、心などの課題を自分の問題として捉え、自己決定できる力を備えることが必要です。

【具体的な取組】

施策(1)喫煙・アルコール・薬物等の防止教室の実施

- ① 体に及ぼす害について、正しい知識の普及と将来においての意思決定力を養うため、警察署や保健所との連携による喫煙・アルコール・薬物等の防止教室を小・中学校において実施します。

施策(2)保健教育の推進

- ① 思春期にかけて、妊娠に関することや性感染症の問題など、各年齢に応じた保健教育・性教育を実施します。

事業目標2-4 小児医療の充実

【現状と課題】

安心して子どもを生み健やかに育てることが出来るような環境を整えるためには、小児医療の充実を図ることが大切です。子どもの健康の維持管理には、日頃からすぐに診てくれる、「かかりつけ医」の存在が重要です。

しかし、深夜(23 時以降)については診療体制が確立していないことから、今後は深夜についても十分な医療が受けられる小児医療機関の情報提供を行うなど、安心して子育てができるよう診療についての啓発を行います。

【具体的な取組】

施策(1)休日・夜間の診療についての啓発

- ① 休日・夜間の子どもの急病に対し、小児科医による「休日当番医」や「夜間こども診療」の情報、看護師等が子どもの病気に関する電話相談に応じ、応急処置についての助言や、対応可能な最寄りの小児医療機関等の紹介をする「大分県こども救急電話相談事業」について周知を図り、保護者が安心して子育てできる環境づくりを推進します。

施策(2)事故防止意識向上のための機会の充実

- ① 乳幼児健診等で、乳幼児の事故予防のポイントや家庭での危険箇所のチェックリストなどを周知・啓発し、事故の防止を図ります。

事業目標2-5 結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援の推進

【現状と課題】

婚活から結婚、妊娠、出産、育児、子育てまで、「切れ目のない支援」や子育てと仕事の両立支援など、幅広い施策の展開が重要です。ニーズ調査の結果からも、「切れ目のない支援」やワーク・ライフ・バランスを意識した施策により、満足度も高い状況です。

【具体的な取組】

施策(1)「切れ目のない支援」の推進

- ① 妊婦のための支援給付をはじめとした支援や各種関連施策により、引き続き「切れ目のない支援」を推進します。

施策(2)婚活の推進

- ① 婚活については、今後より充実する必要があるため、これまでの施策を検証、分析して推進します。

事業目標3-1 次世代の親の育成

【現状と課題】

将来、親になる世代に対して、子育ての意義や親の役割、男女が相互に協力して家庭を築くことの重要性などについて理解を深める教育が求められています。赤ちゃんふれあう機会がないまま親になる人が増えているという現状から、子どもを生み育てることの大切さ、生命の大切さを学ぶ環境づくりが必要です。

【具体的な取組】

施策(1)子育ての意義、子どもや家族の大切さを理解できるようにする教育・啓発の推進

- ① 児童生徒が子育ての意義を理解し、子どもの命の大切さを理解できるようにするために学校の家庭科や保健・体育などの教科学習や、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において、子どもや家族の大切さを理解できるように授業等に取り組みます。

施策(2)中学生等が乳幼児とふれあう機会の拡充

- ① 公立中学校で行う職場体験学習などを通し、子育ての意義や大切さを理解できるよう学校と地域にある保育所や幼稚園の乳幼児とのふれあい交流を深めます。

施策(3)若年者の不安定な就労(フリーター)増加等に対する進路指導の充実を図るための職業意識の啓発や職業体験などの実施

- ① 総合的な学習の時間を活用して、職場体験学習等を実施し、実際に働いている人々の生き方にふれる場を設け、社会における大人の責任や役割等から、自分が大人・親になった時の姿を意識できるようにします。
- ② 各学校において、生き方について色々な人々の体験を見学生徒に聞かせ、生きていく大切さを学ぶ機会をつくれます。

事業目標3-2 子どもに生きる力を育む学校(園)づくりの推進

【現状と課題】

人口減少と少子高齢化は全国的な傾向であり、由布市の人口も今後は減少することが予想されています。少子化の進行に伴い、学校の適正な規模の維持が困難になりつつあります。

また、地域ごとの特徴、実情が多様化してきております。それに対応しうる地域コミュニティの維持、活性化を図っていくことが求められています。

さらに、由布市でも国際化、高度情報化が著しく進展していく中、将来的展望に立った柔軟で的確な対応とともに、いつの時代にも変わらない人としての普遍的な価値の追求を行うことは、教育に課せられた使命であります。

そこで、ふるさとに学び、ふるさとと自己の未来を考える子どもたちの育成を中心に据えて教育活動を推進します。

【具体的な取組】

施策(1)市及び学校教育方針の具体化

ア)「由布市教育委員会の教育方針」の推進

- ① GENKI ビジョン及び単年毎の具体的施策や重点施策を策定し、由布市として教育目標の達成にむけて、全学校・園で組織的に取り組んでいきます。由布市教育委員会の教育方針、スローガン、構造図を作成し、全学校・園で方針にそって教育を推進します。

イ)ふるさとに学び、ふるさとと自己の未来を考える「由布学」の推進

- ① 予測不能な未来を生き抜く子どもたちの基盤をつくっていくため、地域の「ひと・もの・こと」を題材に取り入れた「由布学」を教育活動の中心に据え、各学校の教育目標と連携させながら教育活動に取り組みます。

施策(2)確かな学力の向上づくり

ア)基礎・基本の徹底と学びの深化

- ① 学びを実感するための、「めあて」と「ふり返し」が明確な授業を実践することで、「わかる」授業を推進します。
- ② 個に応じた指導や他者と協働する学習、補充学習や家庭学習の充実を通して、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指した取組を推進します。
- ③ 授業改善に向けた公開授業や授業観察等の指導・支援、国や県学力調査、市独自の学力調査の分析と活用、学力向上のための改善を通して、組織的な授業改善の取組を進めます。
- ④ 教員経験者や専門家といった地域人材を活用した授業を実施します。

イ)情報教育の推進

- ① 情報社会に適切に対応していくことのできる情報活用能力を育成します。
- ② 個人情報や著作権の保護など情報モラルの向上と情報セキュリティの維持・向上を目指します。

ウ)環境教育の充実

- ① 「由布市学校エコ運動」を推進するとともに、各教科等における環境教育に取り組みます。

施策(3)豊かな心の育成

ア)「特別の教科 道徳」の充実

- ① 考え、議論する道徳の授業実践のため、一人ひとりのよさを認めて励ます個人内評価の手法の充実を図ります。

イ)豊かな人権感覚の育成

- ① 偏見や差別の解消に向けた効果的な学習教材の選定や開発と授業の実践を推進します。
- ② 「人権・部落差別解消推進教育」の充実。特に「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」の趣旨に沿った教育活動の充実を図ります。
- ③ 児童生徒を取り巻くインターネット利用に関する諸課題に対し、モラル教育にとどまらず、デジタル・シチズンシップ教育を推進します。

ウ)良好なコミュニケーション力の育成

- ① 「反応を見ながら話す」「反応をしながら聞く」の具現化を推進します。
- ② 児童・生徒が協力し合ったり話し合ったりしながら達成感を味わえる機会の充実を図ります。
- ③ Q—U 調査の結果を生かした良好な人間関係を目指す学級づくりを推進します。

エ)読書活動の推進

- ① 読書習慣の確立に向けて、朝読書や全校一斉読書、読み聞かせボランティアの活用など、読書の機会の拡充と読書量の増加を図ります。
- ② 蔵書の充実と新刊紹介、展示や掲示等による読書の推奨や学校図書室の充実と活用を図ります。

施策(4)健やかな体の育成

ア)健康教育の推進

- ① 児童生徒の生涯にわたる健康をめざす由布市スクールヘルスアッププロジェクトを推進します。
- ② 健康診断の結果を活用した学校医・歯科医の指導による個別指導の充実を図ります。
- ③ むし歯の保有率を減少させるため、学校・歯科医・薬剤師・家庭との連携による食事、歯磨き指導の充実、フッ化物洗口事業の拡大を図ります。

イ)「食育」の推進

- ① 学校ごとに「食育推進計画」を作成するとともに、栄養教諭を核として「食育」に関する取組の充実を図ります。
- ② 安全・安心な学校給食を推進します。

ウ)学校体育の充実

- ① 体力・運動能力調査の成果と課題をふまえたきめ細やかな指導計画の作成と小学校体育専科教員の活用により、体育の授業の充実を図ります。
- ② 学校ごとの「1校1実践」を中心に体力向上を図ります。
- ③ 部活動に幅広い人材を活用することで充実を図ります。

施策(5)特別支援教育の充実

ア)特別支援教育の研修および連携の充実

- ① 教員の専門性を向上させるための校内研修や市の研修の充実を図ります。
- ② 関係機関との連携による「個別的教育支援計画・個別の指導計画」を策定することにより系統的・継続的な教育的支援を実施します。
- ③ 全ての幼稚園、小学校、中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、「特別支援教育コーディネーター」を中心に支援体制を確立することで個別の事案を検討するケース会議の充実を図ります。

イ)困りを抱えている児童・生徒への支援

- ① 一人ひとりのニーズに合わせた個別指導の実施のため、特別支援員の配置等人的環境整備等を行います。
- ② 通級指導や特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回教育相談や専門家相談の利用推進により教育相談の充実を図ります。
- ③ 各校の相談に対応するとともに、関係機関等との連携を円滑に進めるためスクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールカウンセラー(SC)や指導主事による対応の充実を図ります。

施策(6)生徒指導・いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実

ア)学校内の教育相談体制の確立

- ① 全ての学校に、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールカウンセラー(SC)等を含む校内教育相談体制「チーム学校」を確立させます。
- ② 「地域児童生徒支援コーディネーター」の活用によるいじめ・不登校の対応体制の充実を図ります。
- ③ 県のスクールカウンセラー(SC)や市の臨床心理士によるカウンセリングや心理検査等を実施します。

イ)由布市の教育相談体制の整備と充実

- ① 「由布市学校子ども支援センター」配置のスクールソーシャルワーカー(SSW)や教育相談員、臨床心理士による相談体制の整備と学校支援の充実に取り組みます。
- ② 教育支援センター「コスモス」の充実をはかり不登校児童・生徒の学校復帰を支援します。

施策(7)幼児教育の推進

- ① 自然体験、社会体験などの体験活動を重視し、「遊び」を通じて、幼児期にふさわしい基本的な社会性を培う幼稚園教育の充実を図ります。
- ② 幼稚園・保育園・こども園・小学校が連携して、架け橋期のカリキュラムの作成を行います。また、幼児教育支援員を配置して、毎年点検・評価等を行い、さらなる小学校との連携を図り、小1プロブレムの解消や幼児教育の推進を図ります。
- ③ 就学前保育・教育「保育所(園)・幼稚園」と小学校の連携の推進を図ります。
- ④ 保育所の保育士と、幼稚園・小学校の教員との合同研修や交流活動の充実を図ります。
- ⑤ 園児や未就学児の保護者を対象にした子育て相談会の開催や訪問、電話やメール等を通じて、子育て相談を推進します。
- ⑥ 教育方針と指標を明確にした幼稚園評価の実施や特別支援教育の充実等を盛り込んだ「由布市幼児教育振興プログラム」の具現化を図ります。

施策(8)連携型中高一貫教育の推進

ア)地域と一体になった特色ある教育の推進

- ① 教職員・生徒の交流、授業の共同実施等、各学校の創意工夫を生かした中高一貫教育の在り方の研究と実践を行います。
- ② 学習指導要領に対応した課題解決型学習の実践を中高通して行います。
- ③ 地域に貢献できる人材の育成の場になるよう小中高の連携した取り組みの推進及び地域の支援体制づくりに取り組みます。
- ④ 観光コースの活動や由布マイスターへのチャレンジ等、由布高校の魅力化に取り組むとともに広報活動の充実を図ります。

イ)キャリア教育の推進

- ① 6年間を見通した「中高連携した学習の記録」の活用やキャリア読書の推進を行います。
- ② 中高合同教科部会の実施や「学力調査」の検証を基にした補充指導等小中高をつなぐ教育課程の作成等を通して、基礎基本の定着と学力向上に取り組みます。
- ③ 由布市合同生徒会活動における交流活動や由布市合同生徒会主催の中高ボランティア活動の支援を通して豊かな人間性の育成に努めます。
- ④ 職場体験やボランティア活動、自然体験活動等、発達段階に応じた活動を推進することで体験学習を推進します。

施策(9)地域とともにある学校づくりの推進

ア)開かれた学校づくりの推進

- ① 学校公開の日を設定したり、学校ホームページや学校便り等で学校の情報公開の積極的な取組を実施します。
- ② 「由布市地域協育推進事業」の充実・推進により教育課題の解決促進を図ったり、コミュニティ・スクールにより開かれた学校および教育の推進を行います。

イ)信頼される学校づくりの推進

- ① 校長のリーダーシップと組織としての学校運営により特色ある学校づくりに取り組みます。
- ② 学校の取組の進捗状況を客観的に測るため学校評価を実施します。

ウ)教員の意識改革と資質能力の向上

- ① 県等が主催する各種研修会への積極的な参加や市主催の研修内容の充実を図ります。
- ② 由布市教育研究協議会の中で、教育課題の分析や研修計画の作成を行います。

事業目標3-3 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たします。そこで、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制を整備する必要があります。

また、子どもたちは、地域の中で様々な経験をし、心身ともに健やかに成長していきます。子ども自身の意見が尊重され、権利が保障される社会環境の整備に努めるとともに、豊かな人権感覚を備えた社会人の育成に取り組む必要があります。

【具体的な取組】

施策(1)小・中学校における家庭学習の充実

- ① 家庭学習の充実がさらに必要となっている中、家庭学習習慣の確立と小中学校が連携した家庭学習内容の検討等、学校と家庭が一体となって取り組めるように支援します。

施策(2)地域の教育力の向上

- ① 地域住民や関係機関等の協力によって豊かな自然環境等の地域の教育資源を活用した多様な体験活動の機会を充実させるとともに世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツ環境の整備を図り、地域の教育力の向上を目指します。
- ② 次世代育成・教育支援の一環として、地域の力を活用した体験活動や学びの教室を行う放課後チャレンジ教室「ゆふの寺子屋」をすべての小学校区で行います。

施策(3)みんなで進める人権教育・啓発

- ① 地域の子どもを含めたすべての人々の人権が尊重される社会を実現するために、あらゆる人々が、家庭・地域・保育所・幼稚園・学校・職場などの機会を通じて、人権・同和教育を享受できるよう取組を進めるとともに啓発の推進を行います。
- ② 保育所や幼稚園においては、一人ひとりの理解を深め、自然体験や社会体験等、豊かな体験活動を通し、幼児の主体的な活動を確保するとともに、集団との関わりの中で人との違いに気付くことや生命を尊重する心等を養います。
- ③ 保育所や幼稚園の職員の研修においては、人権尊重の理念について十分な認識を持つことができるよう体験的な研修を取り入れます。
- ④ 家庭相談員及び母子・父子自立支援員や社会福祉施設職員などに対して、人権意識の普及・高揚が図られるよう人権教育・啓発の充実に努めます。

事業目標3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現状と課題】

パソコンやスマートフォン(携帯電話)等から簡単に得ることのできるインターネット上の「有害情報」、健康を害する「酒類・たばこ」は、依然として子どもの身近なところにあり、子どもの性的な逸脱行為、非行、犯罪を助長するなど健全な成長を阻害する要因となっています。

そこで、家庭、学校、地域社会はもとより、関係事業者、青少年にかかわる各種団体、警察等の関係機関、行政がさらに緊密な連携を図りながら、子どもが健全に育つ環境の整備を行っていく必要があります。

【具体的な取組】

施策(1)有害図書等の区分陳列及び表示図書等の自主規制の推進

- ① 書店・ビデオ店等へ有害図書等の区分陳列と表示図書等の自主規制を要請し、子どもを取り巻く有害環境対策の推進を図ります。

施策(2)酒類・たばこ等関係業者への販売にかかわる整備

- ① 各学校や警察署と連携し、酒類・たばこの販売事業者へ自動販売機に関する自主規制の啓発を行います。

事業目標4-1 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす営みです。こうした子育ての喜びや生きがいは、家庭や地域社会の人々との交流や支え合いがあってこそ、実感できるものです。

しかしながら、核家族化の進行や地域における地縁的なつながりの希薄化などを背景に、わが子を自らの手で育てたいと思っているにもかかわらず、子どもとどのようにかかわっていけばよいか分からず悩み、孤立感を募らせ、情緒が不安定になっている親も増えています。こうした状況が虐待につながる要因にもなっています。

【具体的な取組】

施策(1)児童虐待防止ネットワークの充実

- ① 核家族化が進み、子育ての悩みを抱える母親の不安が増加するなか、各関係機関の連携を強化することで、児童虐待を未然に防止できるよう対策に努めます。

施策(2)相談活動の充実

- ① 出産・育児全般の相談を受ける窓口として、こども家庭センターを設置、統括支援員を配置し、相談支援など児童虐待の予防に向けた活動の充実をめざします。また、必要に応じて関係機関と連携し対応します。

施策(3)広報などによる情報提供

- ① 毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に、市報等で広報活動を行います。
- ② 早期発見により子どもを虐待から守るため、通報・相談・連絡などの窓口(連絡先)を市報等に掲載します。

施策(4)学校教育における児童虐待防止への取組

- ① 児童虐待防止に対する教職員の意識の向上および連携強化を図り、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。
- ② 子育て支援課や関係部署との情報の共有に努めます。

施策(5)保健指導や健診による虐待予防・早期発見の取組

- ① 母子手帳交付時や乳幼児健診、家庭訪問にてリスクの高い事例を把握し、随時対応していきます。必要に応じて、産科・小児科・精神科等の医療機関と連携することにより、虐待の予防や早期発見のための体制を整備します。

事業目標4-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

【現状と課題】

離婚や未婚での出産が増加することに伴い、ひとり親の家庭も年々増加しています。このようなひとり親家庭等の場合、就労経験が少なかったりと就労が中断していることに加え、事業主側のひとり親家庭等に対する理解不足等により、その就職・再就職には困難を伴うことが多く見受けられます。

こうした中、ひとり親家庭等の自立を図るために、母子・父子自立支援員が総合的な相談窓口となり、ひとり親家庭等への適切な助言および情報提供を行い、就業支援策(職業能力開発のための助成等)や、働きやすい環境を作るための子育て支援策、ひとり親家庭等の生活の安定を図るための経済的支援策(児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成)などの充実を図ることがこれまで以上に求められます。

【具体的な取組】

施策(1)経済的支援の実施

- ① 児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費助成および母子父子寡婦福祉資金の貸付による経済的な支援を実施し、情報提供の充実を図ります。

施策(2)自立に向けた支援の充実

- ① 児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行うため、母子・父子自立支援員を配置し、相談、情報の提供などの支援を充実します。
- ② 自立支援教育訓練給付金および高等職業訓練促進給付金等を支給することにより、就業に有利な技能・資格取得の機会を増やし、自立の促進を図ります。
- ③ ひとり親家庭等の自立に向けて、ハローワークと連携を図り、就労支援を行います。

事業目標4-3 障がい児への支援の充実

【現状と課題】

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある子どもと親、それを支援している人々等が共に社会の一員として、住み慣れた地域で安心して快適な生活を送ることができる社会づくりをめざしています。

障がいのある子どもとふれあい、深くつきあう機会を増やし、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発を行うことが必要です。

また、障がいのある子どもをもつ家庭に対しては、経済的な支援を充実するとともに、きめ細やかな生活支援や療育支援がこれまで以上に求められます。

【具体的な取組】

施策(1)在宅の障がい児支援の充実

- ① 事業所への通所により、集団生活への適応訓練を行うことで、障がい児の自立と社会参加を促します。

●児童発達支援

就学前の障がい児に対し、事業所への通所により基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練等を行うことにより、障がい児が日常生活を円滑に営めるよう支援します。

●放課後等デイサービス

小・中学校や特別支援学校等の授業終了後または休業日に、事業所において障がい児の生活能力の向上のために必要な訓練等を行い、集団の中での「育ち」を支援します。

施策(2)障がい児の家族への支援

- ① 障がい児を日常的に介護する家族の負担軽減を図ります。

●日中一時支援

日常的に介護している家族の一時的な休息や、突発的な事情に対応するため、日中一時的に障がい児を受け入れ、家族・障がい児を支援します。

●短期入所

介護する家族が病気等の理由により、自宅で療育を受けることが一時的に困難となった障がい児を短期的に福祉施設に受け入れ、食事・入浴排泄などの支援を行います。

施策(3)社会参加の促進

- ① 在宅の知的障がい児や保護者が、交流や研修をすることで、積極的な社会生活の促進を図ります。
- ② 知的障がい児に限定することなく、全ての障がい児とその家族を対象として社会参加の促進を図ります。

施策(4)経済的支援の実施

- ① 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、自立支援医療費(育成医療費)の支給など、障がい児の福祉の増進に向け経済的な支援を実施します。

施策(5)就園・就学指導の充実

- ① 障がいのある子どもたちの就園・就学や家庭での教育に関する支援や相談を実施します。
また、就学後も日常的にその子にとってより良い教育環境となるよう園内や校内修学支援委員会等を開催します。

施策(6)障がい児保育の充実

- ① 障がいの状況や発達に応じて、医療機関や専門医と連携しながら、集団保育が可能な児童を保育所で柔軟に受け入れます。

事業目標4-4 貧困による困難を抱える子どもたちへの支援の推進

【現状と課題】

我が国のこどもの貧困率は、2022(令和4)年国民生活基礎調査(厚生労働省)によると11.5%と依然高い数値を示しており、こども及び子育て世帯の経済格差はこどもの教育格差にもつながっています。2022(令和4)年4月に施行された「こども基本法」(令和4年6月22日法律第77号)は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。また、2023(令和5)年12月22日にこども基本法に基づき閣議決定されたこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」では、「良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする」ことを一つの柱としています。

大分県では、2021(令和3)年3月に「大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画」を策定し、子どもの貧困対策に取り組んできたところです。

本市では、子どもの将来が、その生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

【具体的な取組】

施策(1)生活困窮家庭の子どもの実態把握と検討

- ① 令和6年度の大分県の調査結果を踏まえるとともに、関係団体等と連携し、生活困窮およびヤングケアラーについて現状把握を行います。
- ② 貧困や日常的な家族等の世話で困難を抱えるこども達(ヤングケアラー)について、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携により把握し、支援につなげます。
- ③ 子どもの貧困対策、ヤングケアラー対策について、「子ども・子育て会議」の中で協議・連携をし、取り組みを検討していきます。

施策(2)生活困窮家庭の子どもの学習支援と経済的支援

- ① 就学援助が適切に受けられるような働きかけや、奨学金、母子父子寡婦福祉資金の紹介等、経済的に困窮している児童・生徒の学びを支える取り組みを推進します。生活困窮世帯に対する学習支援事業を推進し、学習環境が整わないなどの問題を抱える子どもへの学習支援を行います。

施策(3)保護者に対する就労支援

- ① 生活困窮者等への就労支援については、関係機関と連携し、状況にあったきめ細かい支援を実施します。
- ② 高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進します。

施策(4)相談窓口・支援サービスの周知と充実

- ① 子どもの健全な成長のためには、親の妊娠期からの良好な環境が必要であり、また、今回の調査の中で、ひとり親の方はそうでない方に比べ「相談する相手がない」と回答した方が 10% 余り多くいた事等から、令和6年度から開設された「こども家庭センター」において丁寧で切れ目のない相談支援の充実を図ります。

事業目標4-5 在住外国人の親と子どもへの支援体制の構築

【現状と課題】

2023 年(令和 5 年)末、日本で暮らす外国人は 341 万人に上り、前年度末比 10.9% 増で過去最高を更新しています。これらの在留外国人のうち、「永住者」が最も多く、次いで「技能実習」「技術・人文知識・国際業務」「留学」と続いています。(法務省在留外国人統計より)

日本での子育ての流れは母国とは大きく異なる場合が多く、日本語が不自由な保護者にとっては、複雑で分かりにくく、不安を抱える人が多く存在します。

本市では、外国人保護者が安心して子育てをできるように、相談・支援体制の充実を図ります。

【具体的な取組】

施策(1)在住外国人の親と子どもへのサポート体制

- ① 在住外国人のための保健・医療・教育などの整備や、地域社会の中でともに生活できる環境整備に努めるとともに、関係機関と協力しながら、いつでもサポートできる体制づくりに努めます。

事業目標4-6 医療的ケア児への支援体制の構築

【現状と課題】

医療的ケア児は、2021(令和 3)年度時点で全国に約2万人以上いると推計され、2011(平成 23)年度と比べると約 1.36 倍となっております。医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どもの数は全国的に増加傾向にあります。

こうした状況の中、国も、平成 28 年 5 月に児童福祉法を改正し医療的ケア児の支援について法律上明記し、次いで平成 31 年 3 月には「保育所での医療的ケア児受け入れに関するガイドライン」を策定するなど制度整備を進め、令和 3 年 9 月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を施行し、国、地方公共団体、保育所の設置者等や学校の設置者の責務について明記するに至っています。

この法律において地方公共団体は、「国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有すること」とされており、本市においても積極的に施策を講じていくことが求められています。

また改正児童福祉法では医療的ケア児について、「医療や福祉だけでなく、教育の面でも支援を受けられるように努めなければならない」としており、未就学児を含む家族への支援や教育面の支援を受けられるようにすることが喫緊の課題であり、医療的ケアの必要な子どもたちやその家族への支援は、医療、福祉、保健、子育て支援、教育等の多職種連携が必要不可欠です。

本市では、医療的ケア児等とその家族の地域生活支援の向上をめざした施策を推進します。

【具体的な取組】

施策(1)医療的ケア児支援のための協議の場の設置

- ① 近年の医療技術の進歩等を背景に医療的ケアを必要とする子どもが増えていることから、医療的ケア児の実態や支援体制の構築を見直し、その対策を協議します。

事業目標4-7 ヤングケアラーへの支援

【現状と課題】

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的におこなっているこどものことです。こどもが年齢に見合わない責任や負担を負うことで、日常生活や学校生活に大きな影響を受け、将来的には就労、社会性(コミュニケーション能力)の獲得にも悪影響を及ぼすと言われています。

本市では、ヤングケアラーに関する実態の把握に努めるとともに、関係機関等との連携により、ヤングケアラーとその家族に寄り添った支援を推進します。

【具体的な取組】

施策(1)ヤングケアラーのための相談支援体制の整備

- ① ヤングケアラーに該当すると思われるこどもが、気軽に相談でき、寄り添い必要な支援に繋ぐことができる支援体制の整備に努めます。
- ② ヤングケアラーの周知を図り、児童が理解を深めることにより、表面化しづらいヤングケアラーや、困りを抱えた児童を発見し、必要な支援につなげるため、児童生徒を対象としたヤングケアラーについての学習会とアンケートを実施します。

施策(2)子育て世帯訪問支援事業の実施

- ① ヤングケアラー等のいる家庭の居宅を訪問し、家事や子育て支援を実施するための訪問支援事業所を確保します。

事業目標4-8 いじめ・不登校やひきこもりへの対応

【現状と課題】

文部科学省の調査では、「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にある（ただし、「病気」や「経済的な理由」によるものを除く。）ことをいい、不登校児童生徒は全国的に年々増加し、令和4年度は過去最高の30万人とされています。

学校生活への適応等に関するカウンセリングや個別指導等を通じて、不登校児童・生徒の将来の社会的自立に向けた支援を行います。

また、内閣府では、令和4年11月にひきこもりの実態調査を実施しており、5歳～39歳のひきこもり当事者は全国で約6万人、40歳～64歳では約85万人の計約146万人と推計しています。

家庭の状況や引きこもりの状態にあるなど何らかの生きづらさを抱える若者とつながることで、早期発見と早期支援を推進します。

【具体的な取組】

施策(1)いじめ・不登校児への支援の充実

- ① いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期解消及び教育的支援のためスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談を行います。
- ② タブレットなどを利用したアンケート調査を実施し、潜在的ないじめについて早期発見・早期対応に取り組むとともに、些細ないじめも見逃さないよう教職員の認知に関する意識向上を図り、今後の教育相談に関する取組を充実させます。

施策(2)社会生活に困難を有する若者の早期発見と支援

- ① ひきこもり相談支援窓口を設置し、社会生活に困難を有する若者の相談に応じ、早期発見と支援に努めます。
- ② 臨床心理士による若者向けの個別相談会を実施し、本人の了承のもと、関係機関が連携し、問題解決を図ります。
- ③ 交際相手やパートナーからの暴力を防止するため、DV、デートDV防止の啓発に関する研修等を実施します。
- ④ 誰も自殺に追い込まれることのないように、関係機関と連携し、精神的な視点だけでなく、経済的な視点も含む包括的な支援を行います。

施策目標⑤

地域における子育ての支援

事業目標5-1 地域における子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

地域におけるつながりの希薄化や少子化の進行等により、子育てに対する親の不安感や負担感は増大し、子育てに希望や意欲を持つことができず孤立している状況が増加しています。このため、子育て中の保護者が、子どもや子育てについて、さまざまな悩みや不安を抱え、地域から孤立することがないように、相互に交流するきっかけとなる機会や環境づくりを進め、地域全体がお互いに支えあい助け合っているように、地域と一体となった子育て支援のための施策を推進することが求められています。

【具体的な取組】

施策(1)地域子育て支援拠点事業の充実

- ① 地域に密着した地域子育て支援拠点施設として、全地域の親子が遊びを通じて子育ての楽しさが実感できるような活動内容の充実を図ります。
- ② 地域全体で見守り支えあう体制づくりのために、地域住民が参加する育児講座や子育て座談会等の開催に取り組みます。

施策(2)ファミリー・サポート・センターの充実

- ① 会員同士の交流を行い人材の育成を図るとともに、情報交換の場を設定しサポート体制の拡充を図ります。
- ② センターの事業内容等について、各種の情報伝達手段により周知を図ります。

施策(3)子育て短期支援事業の実施

- ① 保護者等の急病などの理由により、一時的に児童を養育することが困難な際の受け入れ施設を確保します。
- ② 施設の確保及び送迎サービス等の事業内容の充実を図り、多様化する利用者のニーズに対応できるよう努めます。

施策(4)情報提供とサービス利用の円滑化

- ① 地域子育て支援拠点施設やファミリー・サポート・センターを情報発信機能を備える施設として位置づけ、子育て全般に関する支援サービス情報を一元的に把握し、民間・NPO法人等とも連携しながら情報の共有化を図ります。
- ② 子育て世代はスマートフォンを活用している世代であることから、子育て情報の発信手段として由布市公式アプリ“ゆふぽ”を利用し、タイムリーな情報を提供します。

施策(5)地域と保育所の一体化

- ① 保育所や幼稚園に通っていない地域の親子に園庭を開放し、入所児童との交流を通して育児不安の解消や悩みの相談に応じます。
- ② 老人施設への訪問や保育所行事への招待などにより、乳幼児とお年寄りとの交流の機会を設け、希薄になりつつある地域での世代間交流を実施します。

施策(6)地域で見守る子育て支援

- ① 子どもたちの体験活動に地域人材を活用し、地域のなかでの世代間交流を図ります。
- ② 学校や園、関係団体などと連携し、校区の中での家庭教育を支援する取組を行います。
- ③ 家庭教育を行う保護者等へ学習機会を提供し、その際には託児を設けるなどの学習環境の整備を行います。
- ④ 子育て中の不安などや情報を共有できる場を公民館などで開催し、保護者の集いの場の確保や保護者同士のネットワークづくりを行います。
- ⑤ 青少年健全育成市民会議の活動を活性化し、家庭・学校・地域社会の子育て支援を推進します。

事業目標5-2 保育サービスの充実

【現状と課題】

本市でも核家族化や共働きの増加により、保育サービスの需要は年々高まっています。今後とも待機児童を発生させないだけでなく、保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に対応できるように、育児と仕事の両立を支援し、安心して子育てできるための延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、障がい児保育など、ニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。

【具体的な取組】

施策(1)通常保育の充実

- ① 保育所利用ニーズの把握に努め、保育サービスの充実に取り組みます。
- ② 新たな保育所整備をはじめ、保育士確保対策を推進します。

施策(2)延長保育の推進

- ① 就労形態の多様化に対応するため、延長保育を実施します。

施策(3)休日保育の検討

- ① 子育て家庭の利用希望を把握し、保育所と調整しながら実施可能かどうか検討します。

施策(4)一時預かり事業の拡充

- ① 保育所等に入所していない児童を対象に、保護者の冠婚葬祭や病気、急な仕事等の理由により家庭での保育ができなくなった場合に、一時的に児童を預かり安心して子育てできる環境を整備します。

施策(5)乳児等通園支援制度の確立

- ① 令和8年度から本格的に実施される乳児等通園支援(こども誰でも通園)制度の確立に向けて取り組む。

施策(6)病児・病後児保育の充実

- ① 病児・病後児保育制度の周知活動を展開し、ニーズを的確に把握することで、利用しやすい環境づくりに取り組みます。

施策(7)障がい児保育の充実

- ① 障がいの状況や発達に応じて、医療機関や専門医と連携しながら、集団保育が可能な児童を柔軟に受入れます。

施策(8)保育に伴う経済的負担の軽減

- ① 認可保育所に入所する第2子以降3歳未満児の保育料を免除するとともに、第1子の認可保育所等の免除についても実現に向けて検討を行います。

施策(9)保育所の整備及び充実

- ① 待機児童の解消や園舎の老朽化等に向けた取組として、保育所の整備を計画的に行います。

施策(10)保育士の確保対策

- ① 深刻な保育士不足を解消するための確保対策に取り組めます。

事業目標5-3 子育て支援のネットワークづくり

【現状と課題】

少子化や核家族化など社会環境の変化に伴い、子育ての不安や孤立化、児童虐待やいじめなど、子どもや子育てを取り巻くさまざまな問題が生じています。このような養育上の問題を抱える家庭の育児負担の軽減を図るため、由布市においても、家庭をはじめ、地域、行政、企業、NPO 等がともに連携と協力を図り、地域全体で子育てを支え合うためのネットワークを整備することが必要です。

【具体的な取組】

施策(1)子育てに関する情報の提供

- ① さまざまな子育て支援サービスの情報を一元化することにより、利便性を図り、子育てしやすい環境づくりを推進します。情報発信の拠点として、地域子育て支援拠点施設等において子育て支援に関する情報を管理し、提供できる体制づくりに努めます。
- ② 安心して楽しく子育てをするために、出産・子育てに関する情報誌の内容の充実に加えて、タイムリーな情報を提供できるよう由布市公式アプリ“ゆふぽ”を利用し、子どもを生み育てるうえでの不安の解消に向けて支援します。
- ③ インターネットを活用して、身近な子育て情報が提供できるよう公式ホームページを充実します。

施策(2)子育て支援ネットワークの整備

- ① 行政、地域、医療機関、療育機関、保育所、幼稚園などの関係機関とのネットワークを充実し、子育て家庭だけでなく出生前からの支援を充実させるなど、きめ細やかな情報提供やサービスの質の向上を図ります。
- ② 乳幼児の健康支援や児童虐待等の未然防止と早期発見のために家庭訪問(養育支援訪問事業)などを実施し、育児不安等に早期に対応できるよう、地域全体で見守るネットワークの充実に努めます。

事業目標5-4 児童の健全育成

【現状と課題】

近年の少子化・核家族化等の影響で、子どもが地域や大きな集団のなかでいきいきと行動する場面が少なくなってきました。子どもが、社会の中でのさまざまな体験を通して、自ら学び主体的に判断し、行動し、心豊かな人間性や生きる力を身につけられるような活動の場を提供し、それを地域住民や公民館などの協力によってサポートしていくことが重要です。また、共働きやひとり親家庭の増加によって、保護者が昼間家庭にいない児童が増加しています。子どもたちが安心して過ごせる居場所として、放課後児童クラブを充実し、不安を軽減することが必要です。

【具体的な取組】

施策(1)放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の充実

- ① 放課後等全ての子どもたちを対象として、学習や体験交流活動を行う放課後子ども教室と一体的に実施できる環境整備を進めます。
- ② 就労で保護者が放課後にいない児童の安心できる居場所として、児童クラブの充実を図り、適切な遊び及び生活の場を与えその健全な育成を図ります。
- ③ 各放課後児童クラブが、基準(児童1人につきおおむね1.65㎡)を満たす専用区画の面積を確保できるよう、また、児童の生活の場として適正な規模(1支援の単位構成＝おおむね40人)での運営を目指し、より安全で快適な空間で生活できるように年次計画に沿って整備を進めていきます。
- ④ 地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象に講座や世代間交流活動などを行う、放課後子ども教室を引き続き実施します。
- ⑤ 教育委員会と子育て支援課が放課後子ども教室及び放課後児童クラブとして活用可能な小学校の教室等の情報共有を図り連携して取り組みます。

施策(2)公民館等を活用した子どもの居場所づくり

- ① すべての子どもが放課後や休日に利用できる安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、勉強やさまざまな体験活動、交流活動等を実施することにより、心豊かで健やかに育む環境づくりを推進します。

施策(3)世代間交流事業の推進

- ① 市内の公民館で地域の高齢者、成人、子どもの3世代が共に学ぶことができる内容の体験活動を実施します。

事業目標5-5 少子化社会への対応

【現状と課題】

少子化の進行は、由布市の活力低下や子ども同士の交流機会の減少による社会性の後退など、子ども自身の健やかな成長に少なからず影響を及ぼすと考えられます。現状では、地域の利便性の格差や産業構造の変化による労働力の流出、担い手の不足等が大きな課題となっています。

また、核家族化と両親の就労等により、日中保護者のいない家庭が増えています。活力あるまちをつくるには、若い世代が家庭を築き、次世代を担う子どもたちを安心して生み育てられる条件整備と、子どもが心身ともに健やかに力強く成長することができる社会環境を築いていくことが重要となってきます。

【具体的な取組】

施策(1)全ての子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくり

- ① 日中、保護者のいない家庭には、継続的・安定的な保育所の利用や就学後の放課後児童クラブ等、子どもの居場所づくりの充実を図ります。一方、家庭で保育している家庭には、地域子育て支援拠点事業の充実や幼保連携型認定こども園を視野に入れて、全ての子どもが享受できる幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する仕組みづくりを行います。

施策(2)きめ細やかな子育て支援事業の推進

- ① 幼児期からきめ細やかな子ども・子育て支援を推進することで、子育て世代が由布市に定住し、安心して生み育てられ、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるまちの実現に向けて引き続き環境整備を図り、子育て世代の人口減少や少子化に有効な施策を展開します。
- ② 地域における多様な支援や施設、事業等を紹介し、適切なサービスに結び付けるシステムとして子育てコーディネーターを配置し、社会資源の活用して利用者支援・相談の受け皿や地域の課題に取り組める仕組みを構築します。
- ③ 地域の人口や特性、子育て世代の多様なニーズを勘案し、定住施策や産業振興施策などの他の施策と並行しながら、地域の実情に応じた子育て支援施策を展開します。

施策(3)次世代を反映した支援の取組

- ① 本事業計画の推進と令和 17 年 3 月末まで延長した次世代育成支援対策推進法に基づく施策の進捗管理を十分に行い、次世代に向けた子育て支援施策を展開します。
- ② 現在、取組を進めている子育て支援施策をさらに充実させ、一人でも多くの子育て世代が“住み良いまち”を実感でき、次世代につながる仕組みづくりを推進します。
- ③ 婚活から結婚・出産・育児・子育てまで、「切れ目のない支援」や子育てと仕事の両立支援など、幅広い施策を展開します。

事業目標6-1 多様な働き方の実現及び男性の育児参加の推進

【現状と課題】

子育て世代の多くは、仕事も家庭も大切にしたいと考えています。また共働きが増加する中、夫婦がともに仕事と育児ができる職場環境は男女共通のニーズとなっています。

これまで、働きやすい環境も整備されつつ、各種の休業制度などの仕組みが整い、多様な働き方の選択ができるようになってきています。

しかし、各種の制度が整っていても、企業等では職場優先の意識が強く、仕事を優先せざるを得ないなど、子育てをしたくても実際には、育児休業は取りにくい環境にあり、父親が子育てに参加しにくいのが現状です。そのため、仕事と子育ての両立のための負担感の軽減や、仕事と家庭のバランスのとれた働き方の実現が求められています。

【具体的な取組】

施策(1)固定的な性別役割分担意識の是正と、男女共同参画社会の実現にむけての広報・啓発

- ① 男女共同参画の普及を図るために、NPO、各種団体、県等と協働しながら、市民の身近なところで幅広い活動を展開していきます。
- ② 男女共同参画を阻害する要因となっている社会制度、慣行等について分かりやすい広報・啓発を行います。

施策(2)父親が参加できる子育て教室の実施

- ① 父親が子育てに参加するきっかけになる親子イベント開催や父親教室等を通じた子育て参加への意識啓発を推進します。

施策(3)支え合える家庭づくりの推進

- ① 生活の拠点である家庭で、男は仕事、女は家事という役割意識を変えるとともに、家庭における子どもの役割分担や地域の一人暮らしのお年寄りなどの状況について話し合い、「支え合って」生きていることを団らんの中で学べる家庭づくりを進めます。

事業目標6-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

少子化の要因としては、未婚化や晩婚化のほか、結婚や出産に対する若い世代の意識の変化、子育てに対する経済的負担の大きさなど、様々なことが考えられますが、結婚・出産後もこどもを育てながら働くことを希望する女性が増加する中で、仕事と家庭の両立支援や多様な働き方を推進する「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進」が求められています。

ワーク・ライフ・バランスの実現には、職場・家庭など地域社会のさまざまな場面における男女共同参画について理解を深め、関心を持ってもらうこと、多様な働き方に合わせた保育所等の整備に加え、働く男女がともに育児休業が取得しやすい職場づくり、安心して仕事と子育てが両立できるような環境づくりの推進等、事業者・就労者両面からの意識改革が必要となります。

【具体的な取組】

施策(1)ファミリー・サポート・センターの充実

- ① 仕事と育児を両立させるための支援を充実し、安心して働く環境をつくるため、育児の援助を行いたい者と受けたい者が会員登録し、相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの充実を図ります。

施策(2)仕事と子育てが両立できる環境整備の促進

- ① 職場での男女共同参画を進めるため、関係機関と連携しながら、市民や事業所等に役割分担意識の解消や働き方の見直しを進めるための意識啓発を通じ、気運づくりを進めます。男女が共にやりがいや充実感を感じながら働く一方で、家庭や地域における生活を大切にできるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、育児介護休業制度等の活用について普及を進めるとともに、企業等に対する啓発に努めます。

施策(3)啓発・広報活動の充実

- ① 企業に対して、「次世代育成支援対策推進法」をはじめ、「育児・介護休業法」、「労働基準法」、「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法」、「最低賃金法」、「子ども・子育て関連 3 法」等の各種法制度の広報・周知を行います。
- ② 市民に対しても、育児休業の取得など各種法制度の広報・啓発を行います。

事業目標6-3 女性及び若者の就労支援

【現状と課題】

女性や若者の就労支援は、現代の大きな課題であり、就職するきっかけや人手不足の解消につながります。実態調査の結果でも、産休後の女性が職場復帰や再就職をする機会を設けるためには、市内の企業や関係機関への周知が求められます。

【具体的な取組】

施策(1)企業や関係機関への周知

- ① 女性や若者が就職できるよう促すとともに、働き方も多様化しているため、好きな時に好きな時間働くことができるツールを推進します。

施策(2)ゆふマッチボックスの推進

- ① 潜在的な求職者層の女性や若者の背中を押し、就職するきっかけを提供します。

事業目標7-1 良質・良好な居住環境と道路交通環境の整備

【現状と課題】

市営住宅は、低廉な家賃での住宅提供を趣旨とするため、民間住宅と比べ入居者のライフスタイルや世帯構成員の変化があっても、入居者のニーズに合わなくなった間取りの部屋に継続して入居している事例が見られます。また、子どもに対する、交通安全の確保として、教育施設付近の主要な市道において、計画的な歩道整備の必要があります。

【具体的な取組】

施策(1)良質な市営住宅の確保と子育てバリアフリーの推進

- ① 安心して子育てができる居住環境を確保するため、市営住宅の建替えに際しては、子育てバリアフリーを推進し、広い間取りの部屋の確保や世帯構成に応じた間取りのタイプが選択できるように検討します。

施策(2)子ども連れで安全・安心に通行することができる道路環境の整備の推進

- ① ベビーカーや、手をつないだ親子が安全に通行することができるように、歩道空間の充実を図ります。
- ② 交通バリアフリー法に基づき、バリアフリー化を推進します。

施策(3)教育施設周辺の安全対策の推進

- ① 幼稚園や保育所等の教育・保育施設付近の主要な市道において、歩道整備やバリアフリー化を実施します。

事業目標7-2 安心・安全なまちづくりの推進

【現状と課題】

最近子ども達が、外で遊ぶことが少なくなっています。少子化はもちろんですが、路地や広場など遊び場の減少も要因の一つと考えられます。アンケート調査結果(自由意見)では、「子どもが安心して遊べる場所が少ない」という意見がありました。子どもが安心して楽しく遊べる場所の確保と、世代間がふれあえる機能をもった場所を増やすことが重要な課題です。

【具体的な取組】

施策(1)安心して安全に遊べる公園の整備

- ① 多目的に利用できる公園整備の検討を行います。
- ② 古い公園のリニューアルにあたり、バリアフリー化、トイレの改修、遊具の改修等の整備を行います。

事業目標7-3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【現状と課題】

交通弱者である子どもや高齢者が、交通ルール違反や交通マナーの低下、交通環境の大幅な変化による交通事故の犠牲になっています。

子どもを交通事故から守るため、各校区に交通安全指導員を配置し、登校(園)時の交通安全指導を実施していますが、各校区における指導員の適正配置が課題となっています。保育所、幼稚園、小学校で、子どもの発達段階に応じた交通安全教室を開催し、交通ルールやマナー等交通安全意識の習得に努めています。

【具体的な取組】

施策(1)児童・園児の登校(園)時の交通安全の確保

- ① 交通安全指導員が登校(園)時の交通安全指導を行い、園児・児童を交通事故から守ります。

施策(2)交通安全教室の開催

- ① 幼稚園、小学校、中学校等で、移動交通安全教室や自転車安全教室を開催して交通安全意識を高め、子どもを交通事故から守ります。

施策(3)通学路の点検

- ① 保育所、幼稚園、小学校、中学校等では、自治区等と協力して通学路の点検を実施し、子どもの安全確保を図ります。

事業目標7-4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

核家族化の進展等により子どもを取り巻く社会環境も変化し、子どもを狙った犯罪が全国的に年々増加・凶暴化するとともに、青少年のモラルの低下により、自ら非行に走ったり、犯罪に巻き込まれたりするケースもみられます。

また、スマートフォンの普及、Wi-Fi 環境やインターネット環境の整備に伴い、いつでもどこでも誰でもインターネットに接続できるようになりました。

インターネットは、情報ツール、教育、子どもの問題解決能力の育成、エンターテインメント等として活用できる反面、有害サイト、犯罪、虚偽情報、個人情報、著作権、悪徳商法、迷惑メール、不正アクセス、身体的・精神的悪影響など、様々な問題に子どもたちが巻き込まれる危険性も高く、新たな社会問題となっています。

家庭、学校、地域社会はもとより、関係事業者、青少年にかかわる各種団体、警察等の関係機関、行政がさらに緊密な連携と情報共有を図りながら、子どもが健全に育つ環境の整備を行っていくことが必要です。

【具体的な取組】

施策(1)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- ① 子ども同士のつながりを深め、豊かな心を育てるため、道徳の時間等における指導の充実を図ります。
- ② 学校安全危機管理への取組として、緊急避難訓練(火災・地震・不審者の侵入を想定)を実施します。
- ③ 不審者や変質者による犯罪が多発している現状を考慮し、新入学児童に防犯ブザーを配布して、犯罪を未然に防ぎ安全の確保を図ります。
- ④ 不審者等に対応するため、各学校において防犯訓練や登下校指導等を実施するとともに、子どもの安全を守るワークショップ(CAPプログラム)を実施し、子ども自身の持つ危険回避能力を高めます。
- ⑤ コミュニティ・スクール等を活用し、地域の民生委員・児童委員などと連携した「地域とともにある学校」としての体制づくりに努めます。

施策(2)警察署を核にした防犯ネットワークづくり

- ① 小学校・警察署セーフティネットワーク会議を活用し、不審者、変質者についての情報収集・情報提供を行うとともに、パトロールなどを実施して、児童生徒の登下校等の安全確保に努めます。
- ② 学校と警察署が連携して、防犯教室を実施します。

事業目標7-5 児童生徒の安全の確保

【現状と課題】

学校施設は、児童生徒にとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域の住民にとって災害発生時の避難所となり、防災拠点としても重要な役割を担うなど安全性の確保は極めて重要です。

【具体的な取組】

施策(1)AEDの設置

- ① 由布市では、市内すべての小学校、中学校に AED(自動体外式除細動器)を設置しています。今後は AED の使用を含め、救急措置の講習会を開催し、児童生徒の安全を図ります。

第5章

子ども・子育て支援法にかかる 事業計画(第3期)

第5章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画(第3期)

1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用奨励・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

2 計画の基本的記載事項

(1)教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域を設定。

(2)教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を設定。

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所など
地域型保育事業	定員が6人以上19人以下の小規模保育、定員が5人未満の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業

(3)地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定。

地域子ども子育て支援事業	
1. 利用者支援事業	10. 病児・病後児保育事業
2. 地域子育て支援拠点事業	11. 放課後児童健全育成事業
3. 妊婦健康診査事業	12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
4. 乳児家庭全戸訪問事業	13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
5. 養育支援訪問事業	14. 子育て世帯訪問支援事業【新規】
6. 子育て短期支援事業	15. 児童育成支援拠点事業【新規】
7. ファミリー・サポート・センター事業	16. 親子関係形成支援事業【新規】
8. 一時預かり事業	17. 産後ケア事業【新規】
9. 延長保育事業	18. 妊婦等包括相談支援事業【新規】

(4)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとする。

3 教育・保育事業等の提供区域

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要があるとしています。

本市においては、前回(第2期)計画と同様に教育・保育に関する区域設定は中学校3区単位で設定します。

なお、地域子ども・子育て支援事業の一部の事業(※)については、その事業の特性上、区域設定の考え方になじまないことから区域を設定しておりません。

(1)教育・保育提供区域

	事業名	実施区域
教育・保育	教育施設(幼稚園・認定こども園)	3区域 (湯布院地域、 庄内地域、 挾間地域)
	保育施設(保育所・認定こども園・地域型保育)	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業 (※)	
	② 地域子育て支援拠点事業	
	③ 妊婦等包括相談支援事業【新規】 (※)	
	④ 産後ケア事業【新規】 (※)	
	⑤ 乳児家庭全戸訪問事業	
	⑥ ファミリー・サポート・センター事業	
	⑦ 子育て短期支援事業 (※)	
	⑧ 養育支援訪問事業 (※)	
	⑨ 子育て世帯訪問支援事業【新規】 (※)	
	⑩ 児童育成支援拠点事業【新規】 (※)	
	⑪ 乳児等通園支援事業【新規】	
	⑫ 一時預かり事業	
	⑬ 延長保育事業	
	⑭ 病児・病後児保育事業	
	⑮ 妊婦健康診査事業	
	⑯ 放課後児童健全育成事業	
	⑰ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	

4 教育・保育の量の見込み

(1)教育、保育の量の見込み

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本市では、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

【由布市全体】の教育・保育の量の見込

単位（人）	1号認定	2号認定			3号認定		
	教育のみ	保育が必要			保育が必要		
		教育＋保育	教育二歳ズ	保育二歳ズ			
対象年齢	3～5歳	3～5歳			0～2歳	0歳	1・2歳
令和7年度	122	647	103	544	489	113	376
令和8年度	119	624	99	525	490	110	380
令和9年度	118	617	98	519	484	109	375
令和10年度	113	592	94	498	477	106	371
令和11年度	113	593	94	499	470	105	365

【湯布院地域】の教育・保育の量の見込

単位（人）	1号認定	2号認定			3号認定		
	教育のみ	保育が必要			保育が必要		
		教育＋保育	教育二歳ズ	保育二歳ズ			
対象年齢	3～5歳	3～5歳			0～2歳	0歳	1・2歳
令和7年度	19	122	18	104	79	23	56
令和8年度	18	109	18	91	78	20	58
令和9年度	18	110	18	92	69	18	51
令和10年度	17	103	18	85	65	16	49
令和11年度	17	102	18	84	57	13	44

【庄内地域】の教育・保育の量の見込

単位（人）	1号認定	2号認定			3号認定		
	教育のみ	保育が必要			保育が必要		
		教育＋保育	教育二一ズ	保育二一ズ			
対象年齢	3～5歳	3～5歳			0～2歳	0歳	1・2歳
令和7年度	5	62	4	58	26	2	24
令和8年度	4	54	2	52	23	2	21
令和9年度	3	47	2	45	22	2	20
令和10年度	3	42	2	40	21	2	19
令和11年度	2	35	2	33	19	2	17

【挾間地域】の教育・保育の量の見込

単位（人）	1号認定	2号認定			3号認定		
	教育のみ	保育が必要			保育が必要		
		教育＋保育	教育二一ズ	保育二一ズ			
対象年齢	3～5歳	3～5歳			0～2歳	0歳	1・2歳
令和7年度	98	463	81	382	384	88	296
令和8年度	97	461	79	382	389	88	301
令和9年度	97	460	78	382	393	89	304
令和10年度	93	447	74	373	391	88	303
令和11年度	94	456	74	382	394	90	304

(2)保育利用率の設定

満3歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、地域の実情に応じて、満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る満3歳未満の子どもの利用定員数の割合(保育利用率)について、計画期間内における目標値を設定します。

■ 満3歳未満の保育利用率

<3歳未満児>	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
児童見込数	816	799	794	782	772
利用定員数	452	482	482	482	482
保育利用率	55.3%	60.3%	60.7%	61.6%	62.4%

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育提供区域で均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を現在の利用状況に利用希望、児童数の推移を踏まえて以下のように設定します。

(1)利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【現 状】

特定型(子育てコーディネーターの配置)に加え、令和6年度より子育て支援課内にこども家庭センターを設置し、子育て家庭からの保育サービスに関する相談や子育て支援に関する相談に応じ、関係機関と調整し、支援の必要な方への関連サービス利用に向けた支援に取り組んでいます。

【令和7年度～11年度までの量の見込み】

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型・特定型	1	1	1	1	1
湯布院	1	1	1	1	1
庄 内					
挾 間					
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
湯布院	1	1	1	1	1
庄 内					
挾 間					

【確保方策に対する考え方】

子育て中の親子や妊産婦が、必要な子育て支援を選択し円滑に利用できるように、子育てコーディネーターと共に令和6年度から設置した子育て支援センターの機能を活かし、関係機関と調整を行いながら、情報提供、相談、援助を行います。

(2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

【現 状】

地域子育て支援拠点事業に取り組んでいる 4 施設(平成 31 年 4 月時点)と業務委託契約を締結しています。交流を促進するため、リトミックや読み聞かせ、製作遊びなど楽しい活動を行っているほか、子育ての相談や情報提供などを行っています。

【令和 7 年度～11 年度までの量の見込み】

単位：年間延べ人数

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	1,540	1,542	1,522	1,497	1,479
湯布院	300	312	307	303	298
庄 内	108	104	95	88	81
挾 間	1,190	1,224	1,235	1,244	1,253

【確保方策に対する考え方】

施設数はおおむね充足していると考えられます。今後も、総合的な子育て支援拠点としての質の維持・向上に取り組めます。

(3)妊婦等包括支援事業【新規】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ事業です。

【令和 7 年度～11 年度までの量の見込み】

単位：年間延べ件数

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	657	645	639	624	621
湯布院	657	645	639	624	621
庄 内					
挾 間					

【確保方策に対する考え方】

こども家庭センターの母子保健機能を活かし、妊娠届け時、妊婦及びその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行い、妊娠、出産に必要な情報提供を行います。また、出産までの間も相談に応じ、妊娠経過をサポートします。

本事業に併せて妊婦のための支援給付の申請・給付の手続きを行い経済的支援も行います。

(4)産後ケア事業【新規】

誰もがより安全・安心な子育て環境を整えるため、退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

【令和7年度～11年度までの量の見込み】

単位：年間延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	219	116	115	113	112
湯布院	219	116	115	113	112
庄 内					
挾 間					

【確保方策に対する考え方】

宿泊型、デイサービス型に加えて、アウトリーチ型サービスを行い、利用者の支援ニーズに対応したきめ細かい支援が実施できるように体制を整え、サービス調整を行います。

(5)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他援助を行います。

【現 状】

乳児家庭を訪問し、子育てに関する様々な不安や悩みを聞き、母子保健サービスの情報提供及び養育環境等の把握、助言を行っています。

【令和7年度～11年度までの量の見込み】

単位：件数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	219	215	213	208	207
湯布院	50	50	50	48	48
庄 内	13	13	11	10	10
挾 間	167	169	170	171	173

【確保方策に対する考え方】

母子健康手帳交付や転入手続き等の行政窓口や産科医療機関の協力を得て、本事業の周知を徹底するとともに、ペリネイタルビジット事業と連携することで、ハイリスク妊産婦に対してより必要な支援が受けられるような体制の強化を図っていきます。

(6)ファミリー・サポート・センター事業

子育てのお手伝いをしたい人「援助会員」と子育ての手助けをしてほしい人「依頼会員」との相互援助を行います。

【現 状】

令和6年4月時点において、依頼会員 72 人、援助会員 12 人の会員登録があり、保育所・幼稚園・放課後児童クラブまでの子どもの送迎、及び、保育終了後・放課後の子どもの預かりを行っています。

【令和7年度～11年度までの量の見込み】

単位：年間延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	112	110	108	105	104
湯布院	20	20	20	19	19
庄 内	8	7	7	7	7
挾 間	84	83	81	79	78

【確保方策に対する考え方】

援助会員の確保のため、市報に特集記事を組むことにより広く事業を周知するとともに、定期的に発行する情報誌を商業施設や保育施設等に配置して周知の効率化を図ります。

(7)子育て短期支援事業

養育者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合などに、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行うことを目的とする事業です。

【現 状】

児童養護施設等と業務委託契約を締結し、最大 7 日間のショートステイ(宿泊を伴う預かり)・トワイライト(平日の夜間・休日の預かり)ができるように体制を整えています。

【令和 7 年度～11 年度までの量の見込み】

単位：年間延べ人数

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ショートステイ	56	56	56	56	56
湯布院	56	56	56	56	56
庄 内					
挾 間					
トワイライトステイ	42	42	42	42	42
湯布院	42	42	42	42	42
庄 内					
挾 間					

【確保方策に対する考え方】

家庭での養育が一時的に困難となり支援が必要な家庭に対して、受入施設と行政が連携し、速やかに対応できる体制の充実を図ります。利用者に必要な支援を見極め、様々な子育て支援サービス(一時保育、ファミリー・サポート・センター)の中から適切な支援を提供します。

また、子ども自身の希望による利用や、支援が必要な世帯に対する利用勧奨や措置にも対応できるよう、事業内容の充実を図ります。

(8)養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる世帯などに対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

【現 状】

母子保健事業や関係機関からの連絡・通告によって把握したケースについて、子育て支援課が行うケース会議等で支援が特に必要と判断された児童及びその養育者を対象として、家庭相談員、保健師等が具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施します。

【令和7年度～11年度までの量の見込み】

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	3	3	3	3	3
湯布院	3	3	3	3	3
庄 内					
挾 間					

【確保方策に対する考え方】

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して積極的アプローチを行います。適切な養育が行われるよう、対象家庭にきめ細かな専門的支援を行っていくため、関係機関との連携を図り情報収集に努め、必要に応じて児童相談所や関係機関等と連携し対応します。特に乳児家庭に対しては、母子保健担当係との連携を強化し複数の観点から、短期・集中的な支援を行います。

また、支援が必要な世帯に対する利用勧奨や措置にも対応できるよう、事業内容の充実を図ります。

(9)子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

【令和7年度～11年度までの量の見込み】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	36	36	36	36	36
湯布院	36	36	36	36	36
庄内					
挾間					

【確保方策に対する考え方】

支援を必要とする子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーのいる家庭に適切なサービス提供が行えるようサービス提供体制を整備します。

(10)児童育成支援拠点事業【新規】

虐待の防止や子どもの最善の利益の保障、健全な育成を目的とし、養育環境や家庭、学校に課題を抱える子どもやその家族に、居場所となる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供など、さまざまな支援を行う事業です。

【令和7年度～11年度までの量の見込み】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	—	—	3	3	3
湯布院	—	—	3	3	3
庄内					
挾間					

【確保方策に対する考え方】

本事業の実施方法等について検討し、令和9年度からの支援開始に向け、調整を行います。

(11)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

保育所等を利用していない6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労にかかわらず月一定時間の枠のなかで、時間単位等で柔軟に保育所等に通える制度です。こどもが家庭以外で家族以外の人と接する機会を得ることで、心身の発達を促すほか、保護者の育児負担の軽減などが期待されています。

【令和7年度～11年度までの量の見込み】

単位:延人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	—	1.5	3	6	9
湯布院	—	0	0	0	3
庄 内	—	0	0	3	3
挾 間	—	1.5	3	3	3

【確保方策に対する考え方】

制度の周知とニーズを把握するため、本市では各地域で実施希望施設と調整の上、5年間の間に拡大していく予定です。

(12)一時預かり事業

① 幼稚園型以外

保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合に、保育所等において児童を一時的に預かります。

【現 状】

市内の保育所4か所、認定こども園6か所(令和6年4月時点)において空きスペースを活用した一時保育を実施しています。また、平成30年4月より一時預かり事業を実施している民間団体と業務委託契約を締結し、利便性の向上を行っています。

【令和7年度～11年度までの量の見込み】

単位：年間延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	831	816	806	783	779
湯布院	160	156	155	150	149
庄 内	42	42	41	40	40
挾 間	629	618	610	593	590

【確保方策に対する考え方】

現行体制を維持しながら、待機児童解消の取り組みも考慮しながら、空きスペースの確保を行います。

② 幼稚園型

幼稚園等における教育時間の前後に、在園児を保育します。

幼稚園型以外では、保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合に、保育所等において児童を一時的に預かります。

【現 状】

市内の公立幼稚園4か所、認定こども園6か所(令和6年4月時点)において預かり保育を実施しています。

【令和7年度～11年度までの量の見込み】

単位：年間延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	27,989	28,454	28,119	27,291	27,153
湯布院	4,674	4,752	4,696	4,558	4,535
庄 内	5,682	5,776	5,708	5,540	5,512
挾 間	17,633	17,926	17,715	17,193	17,106

【確保方策に対する考え方】

保護者のニーズに対応するため、現行体制を維持します。

(13)延長保育事業

保護者の勤務時間及び通勤時間等やむを得ない事情のため、保育所等における通常の利用時間を超えて、在園児を保育します。

【現 状】

市内の保育所4か所、認定こども園6か所(令和6年4月時点)において延長保育を実施しています。保護者の就労状況等により、月額 2,000 円で最大1時間の延長を行っています。

【令和7年度～11年度までの量の見込み】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	64	63	62	60	60
湯布院	14	14	13	13	13
庄 内	10	10	10	10	10
挾 間	40	39	39	37	37

【確保方策に対する考え方】

現行体制を維持しながら、保育時間内における安全確保に努めるため、保育士の配置の充実を図り、保育士の質の向上に努めます。

(14)病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施しています。

【現 状】

病児保育を実施している1か所の医療機関(令和6年4月時点)と業務委託契約を締結しています。病気の回復期および病気の回復期に至らないことから集団保育等が困難な小学校 6 年生までの子どもを対象に、1 日 1 人あたり 2,000 円で病児保育のサービス提供を行っています。

【令和7年度～11年度までの量の見込み】

単位：年間延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	211	207	205	199	198
湯布院	37	35	35	34	34
庄 内	15	14	14	13	12
挾 間	159	158	156	152	152

【確保方策に対する考え方】

市報やホームページ等での広報を実施し、病児・病後児制度を知らない世帯への周知活動を強化します。利用者に対して、病気の時だけでなく日常から保育を行う中で、子どもを見守る目を養うことも必要なことから、保育所や子育て支援センターなどと連携して、親子の関わりりの大切さを伝えていきます。

(15)妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【現 状】

由布市では、受診票にある検査項目について 14 回無料で健康診査を受けることができます。

【令和 7 年度～11 年度までの量の見込み】

単位：年間延べ件数

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	3,066	3,010	2,982	2,912	2,898
湯布院	700	700	700	672	672
庄 内	182	182	154	140	140
挾 間	2,338	2,366	2,380	2,394	2,422

【確保方策に対する考え方】

妊娠届出や妊婦健診の必要性についての広報を行い、母子健康手帳交付時の周知の徹底、妊婦健康診査受診が滞っている妊婦へ保健師からの働きかけができるように、産科医療機関の協力を得るなどして体制を整えます。

(16)放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

【現 状】

放課後児童クラブを運営している 17 施設(令和6年4月時点)と業務委託契約を締結しています。放課後の子どもたちの居場所づくりのため、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校 1～6 年生を受け入れています。

【令和 7 年度～11 年度までの量の見込み】

単位：人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
低学年	597	588	563	565	557
湯布院	114	102	84	71	60
庄 内	58	58	44	41	36
挾 間	425	428	435	453	461
高学年	217	220	223	222	218
湯布院	43	44	41	38	33
庄 内	23	23	25	22	22
挾 間	151	153	157	162	163

【確保方策に対する考え方】

放課後等全ての子どもたちを対象として、学習や体験交流活動を行う放課後子ども教室と一体的に実施できる環境整備を進めるとともに、総合的な放課後対策の在り方について検討し、地域のニーズに応じた受け皿を確保できるように必要な整備を進めていきます。

「放課後児童クラブ」の計画期間における目標値					
<事業解説> 就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業。					
施設数 (箇所)	目標値				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	18	19	19	19	19
定員数	690	755	755	755	755

「放課後子ども教室（チャレンジ教室・土曜教室）」の計画期間における目標値					
<事業解説> 放課後等に地域住民等の参画を得て、すべての児童を対象に学習や体験・交流活動などを行う事業。					
地域人材 派遣人数 (人)	目標値				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700

(17)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

【現 状】

年収 360 万円未満相当世帯の子ども、又は、世帯所得に関わらず第3子以降の子どもであって、新制度未移行園に通園する子どもの副食費について、月額 4,500 円を上限として補助を行っています。

【確保方策に対する考え方】

制度の周知を行い、保護者の負担軽減を推進します。

6 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組み

(1) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制について

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育の施設等を利用した場合に給付対象になります。

また、給付費が子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み(法定代理受領)となっています。

本市では、給付を「施設型給付費」及び「地域型保育給付費」に分けて各施設へ給付をしています。今後も、教育・保育の一体的な提供と推進を行うため、各施設と情報共有を密にして、連携を図ります。

■施設型給付費

施設型給付の対象は、「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」の教育・保育施設です。市町村が各施設(事業者等)に対して施設型給付費を支給します。

■地域型保育給付費

定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業(地域型保育事業)として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4つから構成されます。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

前述した子どものための教育・保育給付の対象である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものが対象になります。

また、次の支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を支給します。

(支給要件)

- ・3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子ども
- ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

本市では、各施設又は個人からの償還払い請求に基づき、随時給付をしています。今後も、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて取り組みます。

(3)幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

①幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進するため、令和5年度から取り組んでいる「架け橋プログラム」等を通じて、架け橋カリキュラムの作成をはじめ、授業参観や保育参観の実施、事後研究会等への参加支援を行います。

②幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上

幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上を図るため、幼児教育アドバイザーの派遣検討や公開保育の促進などの園内研修に係る支援をはじめ、県等主催の各職階・役割に応じた研修や市単独の研修などを継続して実施します。

③幼児教育アドバイザー・幼児教育支援員の育成・設置

公私や施設類型に共通する課題である保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等についての助言や相談等を担当する「幼児教育アドバイザー」及び市独自の「幼児教育支援員」を継続して育成・設置します。

(4)その他の事項について

①産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用について

保護者が産後の休業や育児休業後に特定教育・保育施設等を円滑に利用することができるよう、日頃から情報共有を図り、利用に向けて取り組みます。

②保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携について

養育支援や保護をすることが特に必要と認められる世帯などに対して、その養育及び保護が適切に行われるよう、課内や庁舎内での情報共有をはじめ、子育て支援課の支援員や県などの関係機関と連携しながら、相談や指導、助言等、必要な支援を行います。

③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携について

雇用環境の整備に関して、担当主管課と連携し、情報共有を図ります。

④外国につながる幼児への支援・配慮について

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのいわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれる中、市内の教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、外国人等の在住状況や実態、さらには出身地域等を踏まえ、相談可能な行政窓口の設定や就園に必要な手続き等を支援する体制を検討していきます。

⑤地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携について

大分市や別府市など、近隣市町村との連携をはじめ、引き続き、子ども・子育て支援の提供を行う関係機関と連携を行います。

単位：人

由布市全体		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定（2号認定の幼稚園ニーズ含む）						
①量の見込み		225	218	216	207	207
	市町村のニーズ	225	218	216	207	207
	他市町村のニーズ					
②確保策		490	490	490	490	490
特定教育・ 保育施設	認定こども園	90	90	90	90	90
	幼稚園	400	400	400	400	400
	保育所					
特定地域型保育事業						
一定基準の認可外保育施設等						
①重要 - ②供給		△265	△272	△274	△283	△283
2号認定						
①量の見込み		544	525	519	498	499
	市町村のニーズ	544	525	519	498	499
	他市町村のニーズ					
②確保策		475	475	505	505	505
特定教育・ 保育施設	認定こども園	342	342	342	342	342
	幼稚園					
	保育所	133	133	163	163	163
特定地域型保育事業						
一定基準の認可外保育施設等						
①重要 - ②供給		69	50	14	△7	△6
3号認定						
①量の見込み		489	490	484	477	470
	市町村のニーズ	489	490	484	477	470
	他市町村のニーズ					
②確保策		452	452	482	482	482
特定教育・ 保育施設	認定こども園	293	293	293	293	293
	幼稚園					
	保育所	147	147	177	177	177
特定地域型保育事業		12	12	12	12	12
一定基準の認可外保育施設等						
①重要 - ②供給		37	38	2	△5	△12

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 市民それぞれの役割

本計画の諸施策を目標に向かって着実に推進していくためには、子育てについての第一義的責任は父母その他の保護者が有するという基本的認識の下に、家庭をはじめとして保育所、幼稚園、学校、企業、地域が一体となってそれぞれの役割を担い、社会全体で次代を担う子どもやその家庭を支援していくことが不可欠です。

(1)家庭の役割

子育てにおいては、保護者が家庭の中のみならず地域の中で、男女共に保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画・連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育むことが必要です。

(2)地域の役割

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

(3)学校等の役割

教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。また、施設が地域に開かれ、地域と共にあることや、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとって重要です。

(4)企業の役割

事業主においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

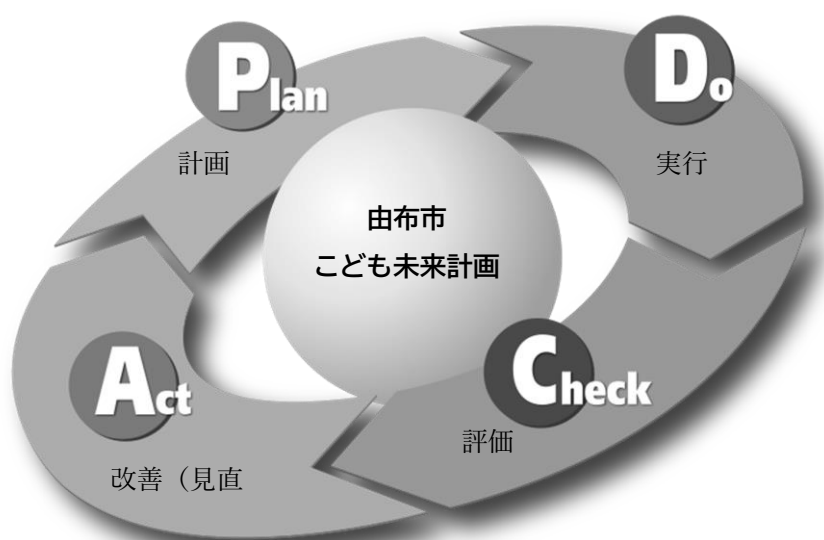
(5)行政の役割

市町村が、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、子どもの最善の利益の実現を念頭に、質を確保しながら、地域の実情に応じた取り組みを関係者と連携して実施します。また、国及び都道府県は、市町村の取り組みを重層的に支えます。

2 計画の実施状況と点検推進体制

本計画に基づく施策を推進するため、由布市子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況(公立の教育・保育施設に係る施策も含む)について点検・評価します。

本計画策定後には、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に基づき、個別事業の進捗状況及び本計画全体の成果についても点検・評価します。なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保策」などに大きな開きが見受けられる場合には、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。



3 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

計画の周知にあたっては、市広報紙や市ホームページを活用するとともに、市民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、市広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

資料編

資 料 編

1 認定こども園・保育所(園)・幼稚園・小学校・中学校の現状

保育所(園)の現状

R6.4.1 現在

地域	施設名	定員	開所時間	延長保育	一時保育
庄内	あなみ保育園	60	7:00～18:00	○	○
	ありのみ保育園	30	7:30～18:30	○	○
挾間	由布川保育園	130	7:00～18:00	○	○
	みずほ保育園	60	7:00～18:00	○	○

認定こども園の現状

R6.4.1 現在

地域	施設名	定員	開所時間	延長保育	一時保育	預かり保育
湯布院	湯布院すみれこども園	145	7:00～18:00	○	○	○
	聖愛こども園	115	7:00～18:00	○	○	○
庄内	ひばりこども園	130	7:00～18:00	○	○	○
挾間	はさまこども園	120	7:00～18:00	○	○	○
	きらりこども園	75	7:00～18:00	○	○	○
	みやたこども園	160	7:00～18:00	○	○	○

地域型保育事業の現状

R6.4.1 現在

地域	施設名	定員	開所時間	延長保育	一時保育
挾間	(小規模保育事業 A 型) こどものにわ楓	12	7:30～18:30	なし	なし

幼稚園一覧表

R6.5.1 現在

地域	施設名	定員	開所時間	預かり保育
湯布院	由布院幼稚園	120	7:30～18:30	○
	塚原幼稚園	—	休園中	—
庄内	阿南幼稚園	—	休園中	—
	西庄内幼稚園	40	7:30～18:30	○
挾間	由布川幼稚園	120	7:00～19:00	○
	挾間幼稚園	120	7:00～19:00	○
	石城幼稚園	—	休園中	—
	谷幼稚園	—	休園中	—

小学校一覧表

R6.5.1 現在

地域	施設名		学級数		在籍児童数
			内特別 支援学級	内病院 内学級	
湯布院	川西小学校	3	—	—	10
	由布院小学校	15	3	—	340
	塚原小学校	4	—	—	21
庄内	阿南小学校	7	1	—	59
	東庄内小学校	8	2	—	63
	西庄内小学校	6	—	—	79
挾間	石城小学校	8	2	—	70
	由布川小学校	22	6	1	451
	挾間小学校	27	8	—	618
	谷小学校	8	2	—	47

中学校一覧表

R6.5.1 現在

地域	施設名		学級数		在籍児童数
			内特別支 援学級	内病院 内学級	
湯布院	湯布院中学校	8	2	—	177
庄内	庄内中学校	5	2	—	115
挾間	挾間中学校	24	7	1	547